

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.69|2010-10

世界の児童と母性

[特集] 里親支援

世界の児童と母性

第69号/2010年10月

CONTENTS

ひとこと編集委員長 網野 武博 1

特集 里親支援

I. 総論

- 新しい里親制度の可能性淑徳大学総合福祉学部 教授 柏女 霊峰 2
日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭政策研究担当部長
里親支援の今後の展望青山学院大学教育人間科学部 教授 庄司 順一 9
里親委託の推進に向けて日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授 林 浩康13

II. 里親養育の現場から

- 里親支援を俯瞰する—里親支援とは、どうあれば良いのだろうか？
.....社団法人 家庭養護促進協会 理事 岩崎美枝子17
養育里親への支援関東学院大学文学部現代社会学科 准教授 澁谷 昌史25
養子縁組里親への支援—養子縁組里親の位置づけは？
.....社団法人 家庭養護促進協会 主任ケースワーカー 米沢 普子29
キンシップケア—親族などによる児童養護
.....キアセット ディレクター、IFCO (国際フォスターケア機構) 理事 渡邊 守34
社会的養護とは—小規模住居型児童養育事業の可能性と課題
.....里親ファミリー全国連絡会 前会長、ひろせホーム 代表 廣瀬タカ子40

III. 里親支援の現場から

- 里親支援ソーシャルワーク—支援の実質化のために
.....日本社会事業大学専門職大学院 准教授 宮島 清46
里親メンターによる里親家庭訪問—里子養育支援の取り組み
.....特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト運営委員 菅原 範子50
里親による里親の支援—里親会の実情と課題
.....財団法人全国里親会 理事 木ノ内博道55
民間施設による里親支援—東京都の委託事業
.....社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 院長 都留 和光59
福岡市における里親支援—多様で重層的な里親支援をめざして
.....福岡市子ども総合相談センター 所長 藤林 武史
.....子どもの村福岡 副理事長 坂本 雅子64
児童相談所による里親支援—里親支援の基本は里親と児童相談所の信頼関係
.....神奈川県北地域児童相談所 子ども支援課長 佐藤 隆司70
児童相談所による里親支援愛知県刈谷児童相談センター センター長 萬屋 育子74

IV. 世界の里親支援

- イギリスにおける里親ケアサービス—里親支援を中心に
.....国立イーストアングリア大学 名誉教授 CBE (大英帝国勲章受勲者) ジュン・ソバーン83

編集後記担当編集委員 西郷 泰之89



ひとこと

私は、児童福祉や子ども家庭福祉の分野に長くかかわってきました。その過程で、今日の家庭における子育てや社会における子育てという営みそのものが、歴史上これまでにみることのなかった特有のものを帯びていることに次第に関心を持つようになりました。これまでに残されている資料や作品、文化財などを通して、悠久の子育ての歴史に思いを馳せると、とくに日本では、子どもの誕生や子育てに対する大人の関心やかかわりは、実の親に限らないきわめて多様性に富んだものであったことに注目するようになりました。実の親以外の人で、深く子どもの育ちや子育てに関わる人々を、私は社会的親と呼称しています。取りあげ親、名付け親、しつけ親、旅親など、古くから実の親以外の人々が実の親と子どもたちを包み込むように見守り、また手をさしのべてきました。中でも、今日の保育士の先達とも言える乳母(うば、めのと)は今日に至るまで常に深くとその時代の子育てを支えてきた社会的親の典型でもあります。その脈々と続いてきた歴史を引き継ぎ、今や児童養護や保育の営みの支柱を担い、児童福祉制度上最も重要な専門的役割を果たしているのが、保母であり今日の保育士です。

その人たちと比べるときわめて数は限られるものの、社会的親として乳母と同じように、いやむしろそれ以上に、深く子どもの育ちと子育てに関わってきたのが、里親です。歴史上、聖徳太子が活躍したとされる時代に里親制度の原形がみられるという説もありますが、様々な理由や背景がみられたにしても、実の親以外の人の子を我が子のように育む習慣や営みは、それよりもはるか古くからみられたことでしょう。今日の制度にも名を残す社会的親として里親、職親そして養親がありますが、里親と里子の関係、養親と養子の関係は、非常に似通った部分がみられるとともに、異なった特徴をそれぞれもっています。

60 有余年前、このようなわが国の里親養育、養親養育の特徴を踏まえつつ社会的養護の一翼を担う制度として確立した里親制度は、様々な課題や時には難題を抱えつつ、しかし、その強化を図る制度の改正が 20 世紀末から今世紀にかけて、数次にわたってなされてきました。今、社会的養護の重要な一翼として、さらなる展開が期待される時代を迎えました。里子のよりよき育ちを願うことは、里親を支援し、社会的親の思いをもってかかわることに深く結びついていきます。実の親に限らず、すべての人々が子どもの育ちや子育てに深い関心を持ち、子育てパートナーシップの自覚と責任をもって関わる時代は、まさに社会的親の再生に向けての歩みが始まる時代とも言えます。



編集委員長 網野武博

新しい里親制度の可能性



かしわめいほう
柏女 霊峰

淑徳大学総合福祉学部 教授
日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭政策研究担当部長

1. 里親制度改正のこれまで

(1) 我が国の里親制度

現在の里親制度は、昭和22年、児童福祉法の成立とともに制度化された。昭和30年代前半には委託児童は1万人近くになったこともあったが、政府による強力な政策誘導がなかったこともあり、その後は社会環境や時代背景の変遷とともに委託児童は減少していくこととなる。

さらに、高度経済成長期の人口の都市移動による児童人口の偏在化に社会的養護体制が対応できなかったため、児童養護施設定員の地域偏在も著しくなっている。この結果、里親制度はあたかも施設養護の調整弁のような役割を期待されるようになり、委託児童数も増えず、また、児童人口に比べて施設定員の多いところ(特に郡部)では施設入所が選択されて里親委託が少なくなり、その反対に、施設定員が少なくなったところ(特に都市部)では里親委託割合が高いという傾向が生じている。この結果、社会的養護を必要とする児童数のうちの里親委託率は1割程度にとどまっている。子どもの権利条約第20条第3項においては、家庭環境に代わる代替措置として里親委託が最初に挙げられ、施設養護は「必要な場合には」とされ、限定された規定となっている。しかし、我が国においては、歴史的な経緯もあって施設養護が中心となっており、社会的養護、里親制

度は、時代に即応した抜本的制度改正が行われないうまま、ゆがみを残しつつ現在に至っているといつてよい。

(2) 里親制度の三度目の大改正

それでも里親制度は、近年、比較的大きな改正が三度行われている。第一の改正は、1987年の特別養子縁組導入にともなうものである。その後は、小幅な改正・改善はあったものの、第二の大きな改正は2002年を待たなければならなかった。専門里親・親族里親制度の創設並びに「里親の認定等に関する省令」、「里親が行う養育に関する最低基準」が厚生労働省令として公布されたのである。この改正により、施設がもっている権利・義務とほぼ同様の権利・義務を里親も有することとなった。しかし、施設養護と里親養護の財政格差等は埋められることもなく、里親は補完的な役割を余儀なくされていた。

こうした経緯を経て、里親制度は三度目の大改正を迎え、2009年4月から大きくリニューアルされた。この改正は、近年の社会的養護体制の危機的状況、つまり、都市部における施設定員の不足や入所児童のニーズと施設運営とのミスマッチ、子どもたちのQOL向上の必要性等を踏まえ、家庭的養護の拡充を図ることを大きな目的の一つとして実施されたものである。そのなかで、里親制度は、社会的養

〈表 1〉 里親の種類

法律上の規定	養子縁組によって養親となることを希望する者、その他これに類する者として都道府県知事が適当と認める者		養育里親	
里親の種類	養子縁組を希望する者	親族里親	養育里親	専門里親
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親、その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めた児童 ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の現状と取組の方向性について」2009年5月18日付社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会配布資料

護の重要な施策の一つとして位置づけられ充実がめざされている。これまで自治体独自の施策であった里親ファミリーホームを発展させた小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も創設された。さらには、里親に対する支援についても法定化された。里親制度は、ようやく社会的養護の主流として認知されようとしているのである。

2. 里親制度等改正の具体的内容

(1) 里親の種類

厚生労働省資料によると、新しい里親の種類とその内容は上記のとおりである。

新しい里親の種類は、「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組を希望する者」である。これまでの短期里親は養育里親に組み込まれ、職業里親

は廃止された。養子縁組を希望していても、養子縁組前提ではない要保護児童の養育も可能という場合は、養育里親として登録することとなる。親族里親は養育里親ではないが、要保護児童にとって有益な社会的養護体制の一つであるといえる。また、専門里親については、被虐待児童や非行児童のほか障害のある児童も委託対象とされた。

(2) 養育里親の認定

養育里親の認定にもいくつかの改正が実施された。第一に、認定前研修の受講が義務化された。第二に、養育里親になることを希望する者とその同居人が欠格事由に該当しないことが必要とされた。第三に、経済的に困窮していないことが要件とされた。

また、里親登録の有効期間は5年（専門里親は2

年)であり、その後は更新が必要とされる。なお、養育里親が同時に養育する委託児童は4人までとされている。また、専門里親も、同時に養育する委託児童は4人まで(専門里親委託対象児童は従来どおり2人まで)となり、専門里親の広がりが期待できる。

(3) 養育里親の研修

養育里親研修は、養育里親を希望する者を対象とする基礎研修と、その後に認定されるための認定前研修、認定を更新するための更新研修からなっている。研修内容については国によって科目ごとにシラバスが示されており、一定の質の確保がめざされている。

(4) 里親手当

制度改正に伴い、2009年度から、養育里親の里親手当は1人目が月額7万2,000円、2人目以降は月額3万6,000円となっている。専門里親は1人目月額12万3,000円、2人目が8万7,000円である。また、親族里親、養子縁組希望里親には里親手当は支給されない。

これに、委託児童1人当たり約5万円(これに教育費、医療費などが加算される)の一般生活費が加わることとなる。

(5) 里親支援機関

2009年度から、里親の掘り起こし、委託の推進、里親家庭に対する訪問活動や養育相談、里親サロンの運営、レスパイトケアの調整等の里親支援業務が指導府県・指定都市(児相設置市を含む)の業務として規定され、当該業務を民間機関に委託できることとなった。

これが里親支援機関事業であり、今後は、NPO

等による里親支援が幅広く実施されることが期待される。

(6) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

2009年度から、新しいタイプの社会的養護形態である小規模住居型児童養育事業が法定化された。これは、「第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く)の住居において養育を行う事業をいう。」(法第6条の2第8項)ものである。第2種社会福祉事業として規定され、児童相談所長が入所の決定を行う。いくつかの地方自治体で制度化されていたいわゆる里親ファミリーホームを参考に制度化された事業であり、地域密着型の家庭的養護を進めるものとして期待が集まっている。

(7) 被措置児童等虐待

2009年度から、措置型施設に入所している児童や里親に委託されている児童に対するいわゆる施設内虐待(被措置児童等虐待という)に係る通告や児童本人からの相談の受け付け、並びにそれらの場合の都道府県等の対応に関する仕組みが制度化された。被措置児童等虐待とは、いわゆる身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、心理的虐待をいい、たとえば、子ども同士のいじめを知りつつ放置することも子どもに対するネグレクトに当たるとされている。施設入所児童や里親委託児童の権利擁護システムとして機能することが期待されている。

〈表2〉 子ども・子育てビジョン 施策に関する数値目標

項目		現状 (2008年度) *もしくは最近のデータ	目標 (2014年度)
里親の拡充	里親等委託率	10.40%	16%
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯
	養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 *2009.10	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		—	140カ所
児童養護施設		567カ所	610カ所
小規模グループケア		446カ所	800カ所
地域小規模児童養護施設		171カ所	300カ所
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)		54カ所	160カ所
ショートステイ事業		613カ所	870カ所
児童家庭支援センター		71カ所	120カ所
情緒障害児短期治療施設		32カ所	47カ所

※「社会的養護の充実」の項目を抜粋
 ※子ども・子育てビジョン 2010.1策定

3. 社会的養護、里親制度の将来目標

このように、社会的養護、里親制度の改革は、その一歩を踏み出した。表2は、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として定められた「子ども・子育てビジョン」に盛り込まれた社会的養護関係の2014年度末における数値目標（「子ども・子育てビジョン」別紙2）である。

これによると、里親等委託率は16パーセントまで拡充することがめざされている。ファミリーホー

ムも140カ所がめざされ、施設養護における地域小規模児童養護施設や小規模グループケアの増加とともに、いわゆる家庭の養護の拡充が目標とされている。しかしながら、まだまだその道は遠く、険しいものがある。また、はたしてこの程度の数値目標でいいのかという考えもある。しかし、一歩を踏み出したことは歓迎したい。

4. 里親制度の可能性

これからの里親制度、家庭的養護拡充のために注目すべき事業、活動を、以下に簡潔に提示しておきたい。

(1) 里親支援機関

2009年度から里親支援機関事業が国庫補助事業となり、これからの可能性が期待できる。宮島^{*1}は、民間事業による里親支援の今後について、行政との対等な協働、先駆的实践の評価、人材の育成などが必要としている。そのうえで、一定の機能を有する民間機関を家庭養護推進型児童家庭支援センターとして指定して補助を行うとともに、里親訪問を委託し、また、委託児童に対して児童福祉法第27条第1項第2号に基づく児童家庭支援センター委託措置をとったうえで指導委託費を事例ごとに支払う仕組みの創設を提言している。傾聴に値する提言であり、今後、実践のなかからこうした提言が行われ、行政と民間とのよりよい協働関係が構築されていくことが、里親支援の活性化に必要とされる。

(2) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

厚生労働省の調査によると、ファミリーホームは、2010年2月1日現在、全国で53カ所運営されている。2010年度中に開設予定が65カ所あり、前述の「子ども・子育てビジョン」において2014年度末の目標値として掲げられている140カ所に近づきそうな勢いである。

今後は、児童養護施設職員経験者がファミリーホームに進出することに期待したい。そして、家庭的養護、すなわち、子どもたちのあたりまえの生活を追及することが求められる。また、自治体担当者にも、ファミリーホームが届出制とされていることにかんがみて不必要な事業規制を行わず、むしろ、里親と同様、書類整備等の支援体制の整備に努めるこ

とが必要である。そのことにより、家庭環境を奪われた子どもたちにあたりまえの生活が広がっていくことを願うとともに、地域の人々に社会的養護に対する理解が広がっていくことを念じたい。

ただ、こうした動きも、施設定員の多いところでは抑制される可能性があり、里親とともに思い切った政策誘導が必要とされる。

(3) 子どもの村福岡

同一敷地内のハウスに住む複数の里親が専門家の支援を受けながら子どもの養育を行う子どもの村福岡（福岡市西区今津）が、世界的な非政府組織（NGO）「SOS キンダードルフ」（本部・オーストリア）の理念を受け継ぎ、2010年4月に国内で初めて開設された。「子どもの村」は、家庭を失った子どもたちの心身を癒やし、実の親に代わる「新しい家族」で子育てをする世界的運動であり、現在、世界132か国で展開されている。

子どもの村福岡は、SOS キンダードルフの理念を受けたNPO法人が運営する。村には民家5軒とセンター棟が整備され、各戸に育親（里親）と最大5人の子どもが暮らすことができる。センターには村長や保育士が常駐するほか、小児科医や臨床心理士ら専門家も通って里親の相談に応じるなどの支援を行う。つまり、里親養護と里親支援、治療的支援を一体的に提供することができる仕組みである。準備段階から企業や個人の幅広い支援があり、市民、行政、企業、専門家の協働によって活動が進められている点も大きな特徴である。

NPO法人子どもの村福岡の実践は、国や行政の責任とされがちな社会的養護の市民化、社会化をめざし、家庭的養護とその支援、さらには専門的ケアとを有機的に結び付けようとする一つの社会的実験と位置付けられる。その実践は、当面は国の制度^{*2}

にもあてはめつつ地域社会や企業の理解の深まりとともに、国の制度を先導する先駆的役割を果たすことも期待される。

(4) 里親優先の原則

最後に、児童相談所の入所決定の基準として、「里親優先の原則」を確立することが必要である。里親に委託されている子どもは、近年、増加している。しかし、それは里親が頑張ったから、里親の啓発が進んだから、里親の理解が進んだからということでは必ずしもない。前述のように、児童養護施設など施設養護の満床化も大きく影響していると考えられる。

政府は、社会的養護の下にある子どものうち里親委託の割合を16パーセントにする計画を打ち出している。現在は10パーセントであり、これを16パーセントにすることは容易ではない。子どもの最善の利益の保障のため里親優先の原則を確認し、それをバックアップする官民協働のシステムの整備^{※3}が必要とされる。

5. 里親制度の推進のために

里親制度、家庭的養護推進のための今後の視点は大きく2点ある。

一つは、里親制度の拡充やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の拡大をはじめとするケアの小規模化を進め、社会的養護を地域に拓いていくことである。そのためには、やはり社会的養護の財源・権限ともに都道府県ではなく市区町村を中心に再構築し、社会的養護を地域全体で支え考えるシステムにしていくことが必要である。公的責任とともに社会的責任という概念を、文字どおり、「社会的養護」に組み込んでいくことが必要である。

社会的養護の下にある子どもたちにとって必要な

ことは、子どもを家庭から切り離すことはあっても、そのことによって地域から切り離してはならないということである。子どもは、たとえ家庭から切り離されたとしても、それ以外の成人たち、すなわち地域に存在する社会的親^{※4}によって見守られ、仲間とともに成長していく権利が保障されなければならない。それは、公的責任を囿る国家責任を強調するのみでは達成されず、また、広域行政庁である都道府県の役割強化だけでは達成できない課題である。

もう一つは、社会的養護サービス提供を供給者中心から利用者の視点を組み込んだものにしていくことである。そのためには、利用者の意見が供給体制に反映できる仕組みとする必要がある。2000年の社会福祉基礎構造改革はこの点を中心に改革を進め、利用者と事業者とが直接に向き合う関係を基本とした制度改革を進めてきた。社会的養護分野にこうした視点を導入するにはさまざまな工夫が必要とされるが、今後、検討していかなければならない重要な課題である。

社会的養護は、社会や国民の応援、理解が得られないとやっていけない。そのためには、社会的養護、里親を社会に拓き、地域住民や社会全体の理解を得ていく努力が必要とされる。里親が地域の社会資源を上手に活用すること、また、里親や小規模養護が地域の社会資源として子育ての課題に役立つこと、そのことが、里親や社会的養護に対する社会の理解を広げていくことにつながる。そして、それが、社会的養護にあたりまえの生活を保障する動きを創り出していくのである。社会的養護は、これから大きな改革期を迎えなければならない。

注

- ※1 宮島清[2010]「Ⅲ 課題及び今後の展望」子ども生き生き里親養育活性化プロジェクトあっとほーむ『里親支援機関設立学習会「里親支援ソーシャルワーク実践セミナー」報告書』pp.199-202
- ※2 具体的には、里親制度、小規模住居型児童養育事業、里親支援機関事業、児童家庭支援センターなど、多様な国の制度にあてはめることが考えられる。子どもの村福岡のミッションを損なわない制度化が検討される必要がある。
- ※3 福岡市では子どもNPOセンター福岡に里親支援を委託し、官民連携による実行委員会「ファミリーシップふくおか」方式で出前講座などを開催し、啓発活動を進めた。その結果、社会的養護に占める里親委託率は2004年度の6.9パーセントから2007年度の15.6パーセントへと大きな伸びを示した。この実践は、前述の子どもの村福岡の開村へと発展している。
- ※4 網野は、社会的親を「実の親以外の人で恒常的、部分的、間歇的、一時的に子育てに関わる人をいう」と定義している。併せて、心理的親についても定義している。網野武博[2002]『児童福祉学』中央法規p.169

文献

- 1) 全国里親会[2009]「制度改正」『里親だより』第79号 全国里親会
- 2) 柏女霊峰[2008]「市町村における子ども家庭福祉サービス供給体制の課題と今後の方向」『里親と子ども』編集委員会編『里親と子ども』Vol.3 明石書店
- 3) 柏女霊峰[2009]「新しい里親制度の概要と今後の課題」『里親と子ども』編集委員会編『里親と子ども』Vol.3 明石書店
- 4) 全国里親会[2009]「社会的養護を地域に拓くには」『里親だより』第80号 全国里親会
- 5) 庄司順一編[2009]『里親養育を知るための基礎知識[第2版]』明石書店
- 6) 宮島清[2010]「Ⅲ 課題及び今後の展望」子ども生き生き里親養育活性化プロジェクトあっとほーむ『里親支援機関設立学習会「里親支援ソーシャルワーク実践セミナー」報告書』
- 7) 2009年6月6日付西日本新聞「里親普及へ官民協働」
- 8) 2010/04/25付 西日本新聞朝刊
- 9) 子どもの村福岡[2010]『「子どもの村福岡」の開村にあたって』
- 10) 全国里親会[2010]『新しい里親制度ハンドブック』
- 11) 網野武博[2002]『児童福祉学』中央法規
- 12) 柏女霊峰[2009]『子ども家庭福祉論』誠信書房
- 13) 柏女霊峰監修著・里親ファミリーホーム全国連絡会編[2007]『これからの児童養護』生活書院
- 14) 柏女霊峰[2008]『子ども家庭福祉サービス供給体制―切れ目のない支援をめざして―』中央法規

キーワード：里親機関支援事業

2008年4月から都道府県の業務として里親支援が法定化され、かつ、その全部又は一部を民間に委託できるとされたため、2008年度新規国庫補助事業として創設された事業である。「里親支援機関事業実施要綱」によると、具体的事業構成は里親制度普及促進事業と里親委託推進・支援等事業であり、養育里親研修や里親家庭への訪問、里親委託支援、里親相互交流などである。既存の「里親支援事業」などの具体的サービスと相まって、効果的な実施が望まれている。

里親支援の 今後の展望



しょうじじゅんいち
青山学院大学教育人間科学部 教授 庄司 順一

はじめに

里親支援への関心が高まっている。その背景には、児童福祉法改正により、都道府県における里親支援業務が明確化されたこと、そして里親支援業務の一部を施設やNPOなどに委託できるようにされたことがある。今日、里親のもとに委託される子どもは養育のむずかしさが増しているように思われる。かつては里親に全面的に任されているかみえた里親養育も、里親個人の、あるいは里親家庭の力量に委ねることではすまなくなっている。

里親支援への関心の高まりの必然性は明らかだとは思われるが、私には違和感がある。もちろん、里親支援の必要性を否定するものではまったくくない。しかし、「里親支援」とは何を意味するのだろうか。このことを検討する前に、欧米の社会的養護の動向を紹介し、あわせて里親支援の背景を簡単に考えたい。

欧米における社会的養護の動向

コルトンとウィリアムズの『世界のフォスターケア』(Colton and Williams,1997)はアルゼンチンからジンバブエまで、22の国と地域の里親制度(フォスターケア)がそれぞれの国の関係者、専門家によって報告されている。本書を読むと、里親制度といっても、定義、発展の歴史、目的、里親の範囲(たとえば親族里親を認めるか)、委託される子ども、

課題などについて、国によるちがいが印象的である。そもそも「フォスターケア」ということばさえ、里親制度を意味する場合と、社会的養護を意味する場合とがある。

湯沢(2004)の『里親制度の国際比較』は、欧米、オセアニアの9カ国とアジア(シンガポールと香港)および日本の里親制度について、わが国の専門家が報告したものである。日本の里親制度の特色として、要保護児童のケアが施設養護に偏っていること、国民全体に他児養育(養子縁組を含めて)の思考が乏しいこと、長期委託が多く、外国の里親制度が「実親へ戻すまでの短期間保育型」であるのに対して、「長期間保育による里親家庭取り込み型」が主となっていること、里子と実親との交流が乏しいこと、児童相談所の支援体制が不十分であること、などが指摘されている。

わが国の里親制度が欧米の先進諸国のそれと比べて一番ちがうところ、そして社会的養護実践上一番問題となることは、里親の数が少ないこと(というよりも社会的養護に占める里親委託の割合が低いこと)であろう。わが国では、社会的養護に占める里親委託の割合は約10%にすぎないが、ヨーロッパの多くの国、および北米(アメリカ、カナダ)、オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)では、要保護児童は原則として里親家庭あるいはグル

ープホームで養育されている。存在する施設は、たんに子どもを養育するところではなく、治療教育を行う機関となっている。

ブラウンら (Browne, et al., 2005) による、ヨーロッパ諸国 (31 カ国) における 3 歳未満児のケアについての調査によると、里親委託児 39,380 人に対し、施設入所児は 23,099 人で、約 2 対 1 の割合である。これを英独仏に限ると、里親委託児 17,700 人、施設入所児 4,540 人で、約 4 対 1 となる。ところが同時期のわが国では (児童養護施設入所児童等調査、平成 15 年 2 月 1 日)、里親委託児 396 人に対し、施設入所児は 3,643 人 (乳児院 2,948 人、児童養護施設の 3 歳未満児 695 人) で、約 1 対 9 となっている。わが国の施設養護を主とする社会的養護の状況は、先進国の中では例外的なものといえる。

欧米でも、昔は孤児院があり、親のいない子、遺棄された子などは孤児院で世話をされた。欧米では第 2 次大戦後、ボウルビィ (Bowlby, J.) の影響などにより、施設養育の弊害がホスピタリズムとして知られたり、子どもが育つ場は家庭である (たとえば、ルーズベルト大統領が招集した 1909 年のホワイトハウス・カンファレンス) との思想から、里親制度がしだいに発展し、1970 年代には脱施設化の運動とともに、また経済的理由からも (直接経費で見れば、里親養育は施設に比べ安価である)、施設は縮小、閉鎖され、里親制度へ転換していった。

里親支援の背景

わが国では、里親が当事者組織として里親会を結成し、自主的な活動を行っており、わが国の里親支援において里親同士のサポートが重要な位置を占めている (『里親と子ども』第 4 巻 (2009) を参照のこと)。外国の状況は必ずしも明らかではないが、地域の里親会はわが国とは異なっているようであり、

里親支援は民間の里親支援機関のソーシャルワーカーが担う部分が多いようである (渡邊, 2009)。これに対して、わが国では平成 20 年 12 月に厚生労働省家庭福祉課が提示した養育里親研修テキストの「認定前研修カリキュラム」の 1 科目にも「里親会活動」がはいついて、その意義が説明されることになっている。地域里親会の活動は評価できるが、別の見方からすると、里親への支援を担う専門家 (ソーシャルワーカー、児童福祉司) が量的にも、専門性からも不十分であることを反映したものだともいえるのではないか。

里親支援への違和感

冒頭で、里親支援への違和感があると述べたが、その理由をここで述べる。まず、里親支援とは何か。里親 (フォスター・ペアレント) への支援であろうか。そうではなく、里親養育 (フォスターケア) がうまくいくように里親を支援するということではないか。里親制度は社会的養護を担うものであり、里親のためではなく、家庭的養護を必要とする子どものための制度である。実親のもとで暮らせない子どもが安全な環境で安心して過ごし、発達していけるよう里親と子どもを支援し、同時に可能な場合には実親への支援も視野に入れて取り組むのが里親支援なのではないか。そのような取り組みの中で、里親への支援が重要な位置を占めていることは確かであるが。

次に、里親支援機関についてである。里親 (養育) への支援は、多くの地域で、これまで児童相談所が担ってきた。とはいえ、児童福祉司の数が不足していること、児童福祉司の専門性が高いとはいえないことから、十分な支援はなされてこなかった。里親の側にも、措置の権限のある児童相談所には相談しにくいという意見は多い。そのような現状をふまえ

れば、児童相談所の外に里親支援の場を設けることには意義はあろう。とはいえ、里親支援機関の事業内容は必ずしも明確ではない。地域の事情、里親会や児童相談所などの考え、その他の資源の有無などによって、そこで必要とされている支援が行われればよいともいえる。ただ、どういう組織にするのか（里親会が担うのか、里親会あるいは里親の有志がNPOとして法人化をするのか、施設におくのか）、どのような事業を行うのか（とくに里親会の事務局を引き受けるのか）などは早急に検討しなければならない。児童相談所のいわば下請けをするのか、別の活動を行うのか。これまで児童相談所あるいは行政が担ってきたことを肩代わりするのであれば、当然補助金を得て活動することができる。他方、NPO法人千葉県里親家庭支援センターやNPO法人フォスターケア・サポート・プロジェクト（神奈川県）は行政からは独立している。そうすると、運営資金は会費や寄付金によることになる。これらでは、関係者の創意が生かされるとはいえ、予算規模からはあまり大きな活動はできそうになく、事業の継続性や発展性も今後の課題となろう。

私は、里親会活動は里親が行うべきだとは考える。しかし現実には多くの地域で、児童相談所の里親担当が事務局を担い、諸連絡や資料・書類の作成、発送、会合や研修会の準備などを、里親会事務局担当に里親が協力するという形で行ってきた。里親が事務局を担うのが適当だとは考えるが、実は里親も結構忙しく、それだけの力（マンパワーやノウハウ）をもっていない里親会が多いと思われる。それにもかかわらず、現在、各地で児童相談所におかれた里親会事務局が児童相談所から出ていく傾向にある。

これからの里親支援

子どもを養育している里親にとって必要な支援の

担い手は、まず夫婦であろう。里親になろうとする時点で夫婦はよく話し合うので、子どもの養育についての夫婦の協力という意味では里親家庭は、地域の他の家庭よりもよい条件にあるといえるのではないだろうか。実際、研修会などには里父もよく顔を出す。

第2に、里親同士の支援が重要である。里親同士はしばしば頻繁に電話などで連絡をとりあったりしている。里親支援のメニューの一つにレスパイトケアがあるが、子どもにとっては顔見知りの里親宅をレスパイト先とするのがいちばん望ましいだろう。これができるためには里親同士の交流が不可欠であるが、残念ながら、地理的に近いところに里親がないということもある。

第3に、里親サロンがある。これは里親同士の支援の一つともいえるが、その運営の仕方はさまざまである。委託後の初期研修の一環として児童相談所が主導してサロンを開催しているところもあれば、サロンへの参加者を里親だけに限定するところもある。

第4に、児童相談所のはたすべき役割がある。里親支援をこれまでどおり児童相談所が担ってもよいが、日々の相談等はすべて児童相談所が受けるということでもなくともよいだろう。しかし、里親支援機関が設けられたからといって、児童相談所の関与がなくなるわけではない。里親と子どものマッチングや、委託から解除までのケースの進行管理は児童相談所の業務である。そうであるならば、求められることは、里親、里親支援機関と、児童相談所との連携であろう。

子どもへの支援

里親支援を、「里親」支援ではなく、「里親養育がうまくいくための」支援ととらえるならば、委託された子どもの支援も必要であろう。

まず、当事者組織としての里子の会の活動がある。外国には、委託された子どもの声をきくことが里親制度をよりよいものとしていくという考えがある。IFCO（国際里親養育機構）でも運営委員に若者（youth）を重要なメンバーと位置づけており、大会では若者のプログラムも用意されて活発な活動を行っている。2009年のアイルランドでの会議に際していくつかの団体を訪問することができたが、その一つは委託されている子どもあるいは以前に委託されていた子どもの団体であった。ただ、ここではソーシャルワーカーも運営に関わっているようであった。

第2に、子どもの自立を支援することを目的とした団体がある。アン基金プロジェクトは設立当初から子どもの自立支援を活動の一つの柱としていた。最近、神奈川県内の里親有志が立ち上げたNPO法人フォスターケア・サポート・プロジェクトは委託された子どもの自立支援を目的としたものである。

第3に、子どもへの支援として、ライフストーリーワークが注目される。社会的養護のもとにいる子どもは、自分の過去を共有している人がいなかったり、思い出となる物が乏しかったりして、過去が失われていたり、断片的な記憶しかないことがある。信頼できる人との間で、アルバムや思い出の物を使いながら、「自分史」（ライフストーリー）を再構成する作業をライフストーリーワークという。人生の継続性を確保する方法として英米では広く実践されている。具体的には、子どもの「生い立ちの記録」（ライフストーリーブック）を、絵やことば、写真などを使って、信頼できるおとなに手伝ってもらいながら、子ども自身の手でつくっていく。この作業をとおして、子どもは誕生以来の自分の人生を理解していく。わが国では、ようやく実践が試みられるようになったところである（米沢、2005、平田、2010）。

おわりに

里親支援は、里親（フォスター・ペアレント）への支援ではなく、里親養育（フォスターケア）がうまくいくように里親を支援するというのではないかと述べた。とはいえ、里親養育がうまくいくためには、里親（とくに里母）の話をよく聴くことが重要なポイントであることも確かである。ただ、里親と児童相談所（そして施設）の間には不信感がある。里親支援機関を含め、互いを「養育チーム」におけるパートナーと認めることが必要であろう。

文献

- Browne K, Hamilton-Giachrisis C, Johnson R, et al. 2005 A European survey of the number and characteristics of children less than three years old in residential care at risk of harm. *Adoption & Fostering*, 29; 23-33.
- Colton, M. & Williams, M. (Eds.) 1997 *The world of foster care*. Aldershot: Arena. (庄司順一監訳 2008 「世界のフォスターケア」 明石書店)
- 平田 修 2010 <ライフストーリーワークの視点に立った里子支援のあり方> 「子どもの虐待とネグレクト」 第12巻, 52-60.
- 渡邊 守 2009 <オーストラリア・ビクトリア州の地域里親活動の現状と課題> 「里親と子ども」 第4巻, 13-21.
- 湯沢雅彦(編) 2004 「里親制度の国際比較」 ミネルヴァ書房
- 米沢善子 2005 「ライフストーリーワークについて教えてください」 庄司順一(編著) 「Q&A 里親養育を知るための基礎知識」 明石書店, p.224-225

キーワード：里親に委託された経験のある若者たちの活動

わが国には「さくらネット」という「里子の会」がある。全国里親会の渥美前会長が、国際里親養育機構(IFCO)での経験をもとに、わが国の里親制度にも「里子の会」が必要だと考えて設立をすすめた経緯がある。現在、非常に活発に活動を行っているとはいえないが、同じ境遇にある仲間として、また当事者からの発信という重要な機能をもつ活動なので、今後の発展に期待したい。

里親委託の推進に向けて



はやし ひろやす
日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授 林 浩康

I. 本稿の目的

一部の欧米・オセアニア先進諸国と比較した日本の里親委託の低迷状況については長年指摘されてきた。近年政府は数値目標を掲げ、里親委託推進に向けた取り組みを行っている。こうした背景には社会的養護の受け皿不足という現実がより大きく影響を与えているように感じられる。都市部では里親委託の推進とともに、児童養護施設が新設されるという状況から理解できるように、一定の養護理念に基づいた施策展開というよりは、現実対応の重視が日本の特徴といえる。こうした状況に鑑み、海外の状況を参考に、一定の社会的養護理念に基づいた里親委託推進策のあり方について提言することが本稿の目的である。

II. 社会的養護理念の共有と監査制度の導入

里親委託率が比較的高い一部の欧米・オセアニア諸国(以下、「諸外国」と記す)では、パーマネンシー理念に基づき主たる養育者の永続した一貫性が重視されてきた。したがって交代勤務や職員の入替わりが一般的である施設養護はきわめて限定的に活用されている。一方日本では施設養護が主流を占め、施設の家庭的環境が重視され、ユニット制やグループホームが推進されている。現実には養育者以外の物理的環境の家庭化や生活単位の小規模化がすなわ

ちパーマネンシー保障として捉えられる傾向にある。施設養護と里親養護双方の重要性を承認するという、いわばダブル・スタンダードが、結果的に主流である施設養護が継続される実態を生み出している。

社会的養護理念の曖昧さは児童相談所における里親活用の消極性を促している。「実親が里親委託に承諾しない」「里親より施設の方が安全かつ効率である」といったことがその消極性の背景として語られることがあるが、根本的には理念の曖昧性によるものであるといえる。実親の承諾を得られる関与方法や、里親の安全性を担保するための支援のあり方が問われるべきであろう。

措置期間が長期化し、里親委託や家庭復帰の機会を失った子どもたちの存在を予防するために、パーマネンシー理念を再確認・共有するとともに、そのパーマネンシー理念の具体化に向けた現場職員の適切な努力に関する何らかの行政機関あるいは第三者機関による監査制度の導入が必要ではないだろうか。現在自立支援計画が作成され、形式的には児童相談所と施設がその共有を行っているが形骸化している面もある。子どものパーマネンシーに特化した支援計画を作成し、それをどのように実現するかを具体的に共有し、それに向け努力することが問われる必要がある。日本と諸外国との最も大きな相違は

原則的に諸外国では措置期間を有期限化し、見直される場が保障されていることである。これはできるだけ短期間に永続的養育の場を確定する必要性を示唆している。短期間とは国により異なるが、どんなに長くても2年である。子どもの時間感覚からすれば2年以上、永続的に生活できる場所が決定されないという不安定さは子どもに悪影響をもたらすという考え方に基づいている。日本でもこうした措置期間の監査は必要であり、子どもの時間感覚を考慮して家庭復帰を目的に措置後短期間に集中的に支援を行い、家庭復帰が無理ならば速やかに里親委託の可能性を模索するという努力のあり方が問われるべきではないだろうか。

Ⅲ. 民間ソーシャルワーク機関の育成と

里親に特化した行政機能の確立

これまで一部の例外を除き、基本的に児童相談所が里親委託業務を独占的に担ってきた。一方諸外国では行政機関とともに、さまざまな民間機関がそれを担っている。児童相談所の措置権維持を前提として、措置業務を民間機関に委託することが里親支援ソーシャルワークの質的向上において重要なことだと考えられる。児童相談所が虐待対応に追われ、里親委託や支援業務に適切に関与できないから、民間にその業務を委託するというのではなく、里親委託推進には民間ソーシャルワークの力が必要不可欠である。公的機関と民間機関が一定の緊張関係に基づき、協働関係を形成することは相互の質を高める。措置権を有する行政機関は委託後のモニタリング過程において責任を果たす必要がある。先に指摘した措置監査制度のなかに包括して考えることも可能である。

国および地方公共団体は財政的支援を民間機関に行い、その職員勤務の継続性を図られるよう、適切

な待遇を保障することが必要である。経験年数に応じて年収350万円から450万円ぐらい保障されれば職員の定着率はきわめて高まるのではないだろうか。民間機関のソーシャルワーカーの継続性が児童相談所職員の非継続性の問題を補うといえる。

里親支援機関事業実施要綱が出され、里親支援業務を民間機関に委託できることが児童福祉法に規定されたことで、業務を民間機関が担うことを促すと考えられるが、里親の普及啓発、研修、里親サロンのみならず、里親委託業務や委託後の継続的支援やモニタリングをも含めて委託することが重要である。現段階ではそれらに参与している支援機関はごく少数である。里親支援ソーシャルワークの中核的業務を担うことが民間ソーシャルワーカーを育成する上できわめて重要なことである。中核業務を担い試行錯誤するなかで実践知の蓄積とその活用が可能となる。このような里親支援ソーシャルワークの民間機関への外部化はけっして行政の責任放棄ではなく、むしろ委託することで、その調整業務が必要となると同時に、児童相談所のあり方が民間機関から問われることとなる。一方で里親に特化した部や課を行政機関に設置し、里親業務体制の充実を図ることも重要である。民間機関に委ねるのではなく、民間機関とともに里親委託を推進することが行政には強く求められる。

筆者らが行った里親支援機関に関する調査結果*によると、現在いくつかの自治体で何らかの業務が民間機関に委託されており、委託先として里親会が最多であり、次いで児童家庭支援センターとなっている。しかしながら多くの自治体では委託できる適切な機関がないと回答している。したがって多くの都道府県では、児童相談所が里親支援機関事業を実施するのではないかと危惧している。

今後里親の認知度を高め、里親支援ソーシャルワ

ーカーの質的向上を図る上で重要なことは、委託機関を児童養護施設や乳児院の付設機関に限定しないことである。独立型の支援機関、あるいは社会福祉協議会、社会福祉士会、地域包括支援センターなど社会的養護に直接的には関連しない機関が関与することで、民間ソーシャルワーカーの裾野を広げ、社会的認知を高め、里親委託推進に寄与できると考えられる。これら機関が有効に機能するためには、里親支援ソーシャルワークに特化した専任職員の複数配置と先にあげた待遇の保障が要件となろう。

IV. 社会的養育観の醸成と

市区町村・民間組織との協働による推進

里親を推進する上で一般市民の社会的養育観の醸成がきわめて重要である。市民にとって身近な市区町村がそうした意識醸成に関与することが必要である。社会的養護と在宅支援とを一貫性をもって継続的に提供する上で、市区町村レベルでは在宅支援のなかに社会的親を具体化することが求められる。たとえば現在フランスのパリで普及している半里親(Parrains par Mille = 千人の里親、参照：<http://www.parrainsparmille.org/>)活動はその一例としてあげられる。半里親とは実親と暮らす要支援家庭の子どもたちに提供される一貫した週末里親である。家庭において適切な配慮や気遣いがなされず、放置されている子どもに対し、経済的に余裕のある者が実親の承諾を得た上で、子どもを自宅に招き入れ時間をともにするサービスである。子どもは他人の家庭で気遣われ、配慮される体験の積み重ねにより、生きる意欲を高めることが明らかにされている。また子どもにとって他の家庭での生活を通して家族観を修正することができる。担い手は独身、単身者を含め一定の研修を受講した者であり、担い手への経済的支援は社会的には行われず、子どもに要する

経費は半里親の負担となっている。それでも担い手が確保できるということは、そうした活動に関与することが半里親にとっても大きな意義がある証左といえる。現在日本で求められている里親はある意味ハードルが高く、一般市民にとって距離感を感じざるを得ない。諸外国では、多様な社会的親が社会的サービスとして存在する。単身でフルタイムで勤務する者でも場合によっては里親となっている例もある。そうした者にマッチする子どもも存在するというのではないだろうか。一般市民が可能な範囲で社会的に養育を担えるために、行政と民間組織が協働してさまざまな社会的親を具体化することが重要である。それがいわば「満里親」との距離感を縮め、その担い手の裾野を広げることとなる。

こうした在宅支援レベルでの社会的親の創出は市区町村単位で模索する必要がある。半里親的な支援活動を市民を含めて考え具体化することである。里親支援機関が満里親のみならず、社会的親の創出や提供に貢献する可能性を模索することも考えられる。また里親を支援する社会的親を模索することも重要であろう。身近な地域で預ける体験や、預かる体験の積み重ねは社会的養育観の醸成を促すと考えられる。経済的課題などを抱え家庭内で適切なケアが受けられず、気遣われる体験もなく、家庭や学校において放置された子ども、および里親に対し予防策として身近な人に気遣われる体験を断続的ではあるが、継続的に積み重ねることのできるサービスを整備する必要がある。

このようなサービスは個人レベルでの思いやりや共感を、連帯思想に結びつけ、より高度なサービスの具体化の可能性をも有している。個人レベルでの思いやりと社会レベルでの連帯の間には大きな溝があるが、それを相互交流や相互理解を通して埋め合わせる事が可能ではないだろうか。

V. 知人によるケアの社会化と里親支援の充実

近年、諸外国では親族里親が増加傾向にある。親族里親の詳細は渡邊氏にお任せするが、諸外国における親族里親は正確には子どもにとって身近な人々によるケアである。すなわち諸外国における親族里親は親族には限定されていない場合が一般的である。アメリカでは近年フィクティブ・キン (fictive kin = 疑似血縁) という概念が提示され、州により異なるが公的な血縁者によるケア (formal kinship care) の適用範囲は広く、子どもと感情的交流のある名付け親 (godparents) や知人というレベルまで含める傾向にある。それはまず子どもにとって身近な人々によるケアのあり方を模索することが、子どもの最善の利益保障であるという考え方によるものである。その模索手段としてファミリーグループ・カンファレンスのような身近な人々が関与する会議の場が措置前に確保されている。子どもにとって重要なことは血縁ではなく関係性である。血縁関係が存在しても関係性がきわめて希薄である場合は親族といえども、親族里親としての意味をなさない場合がある一方で、近隣に居住する知人や離婚後親権を有しない元配偶者や、その親族などで子どもとの関係形成が図られている場合は、親族里親として適性を有していると考えられる場合もある。

一方親族里親の課題は山積みであり、非親族里親の減少や経費削減策としての親族里親へのシフトという一面も垣間見られる。その活用においては慎重さも必要である。いわば親族里親は非親族里親の減少のなかで、子どもの受け皿不足という緊急事態への対応策として始まったが、現在では優先的選択肢として活用されている。日本でも同様に受け皿不足が指摘されているが、それを施設の増設により対応するという一面もみられ、先に指摘した社会的養護理念の相違を感じる。里親委託率の高い国々では、

身近な者が経済的課題や健康上の課題など生活上の課題を多少抱えていても、子どもにとって馴染みのある者のもとで育つことは子どもにとって望ましいという考え方がほぼ主流を占めつつある。親族里親の課題への社会的対応のあり方が問われているといえる。親族里親に関してはそれまでファミリー・プリザベーション (家族維持) の一環として捉えられ、私的な親族によるケアとみなすことで、社会的支援が抑制される傾向にあったが、現在では社会的養護の第一に優先されなければならない選択肢となり、親族里親に経済的支援や研修を提供する国や州も増加傾向にある。日本では親族里親の親族が限定されており、その運用要件がきわめて厳格である。すなわち実親の状況が死亡、行方不明、長期拘禁に限定されている。たとえば「知人養育」など親族ということばを改変しその適用範囲を広め、要件を緩和してその活用を促すことも里親委託の推進において重要なことではないだろうか。施設入所児のなかには親族の経済的課題のゆえに親族が育てる意志があっても、施設入所を余儀なくされる子どもたちも存在する。また親族でない子どもにとって身近な者も同様である。子どもの立場からすると施設や非親族の里親に比べ、知人のもとで暮らすことはスティグマを軽減するとともに、自尊感情やアイデンティティの維持に寄与すると考えられる。改めて「知人里親」について考える必要があるといえる。

※2009年に「養子と里親を考える会」により行われた調査である。調査対象は都道府県・政令指定都市主管課である。報告書は出されていない。

キーワード：ファミリーグループ・カンファレンス
拡大家族や場合によっては親しい友人・近隣がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。世界的に注目を集め、活用されている。

里親養育の現場から

里親支援を俯瞰する —里親支援とは、 どうあれば良いのだろうか？



社団法人 家庭養護促進協会 理事 いわさき みえこ 岩崎美枝子

1. はじめに—要保護児童とは

児童福祉法では、「要保護児童」を「保護者がいないか、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」としているが、今要保護児童で保護者のいないケースは、棄児ぐらいで、親の死亡事例も非常に少なくなっている。保護者に監護させることが不適当な児童とは、虐待の事例をさすとするれば、確かに要保護児童に占める割合は増加しつつあることは事実ではあるが、それでも児童福祉法28条の適用を受け、親の同意を得ず社会的養護サービスに措置できる児童はまだそう多くはない。現実に養育里親に委託されている児童は、虐待を含めても「何らかの事情で保護者によって監護されることが困難な児童」であって、そもそも要保護児童の定義そのものが狭すぎはしないだろうか。ある児童養護施設の前を通りかかった父子が、「パパ、あそこ親に捨てられた子ども行くん？」「そうやで」という会話を聞いたその施設の子どもの傷ついたというレポートが毎日新聞¹⁾に掲載されていた。

平成19年度に里親委託が解除になった910名の内約半数が家庭復帰している(平成19年度社会福祉行政業務報告)。また里親に委託された子どもの3割は家族との交流(電話、手紙、面会、帰省)がある(平成21年の児童養護施設入所児童調査結果)という。

それならば、里親とりわけ養育里親とは、「何ら

かの事情で保護者によって監護されることが困難な児童を一時的に、あるいは継続的に養育することを希望するもので…」と考えるべきではなからうか。

そもそも国の定義による要保護児童は、本来「養子里親」への委託を優先させるべきであろう。勿論平成21年の改正で、養子里親が里親の種類に位置づけられはしたが、「養子里親」は「養育里親」に比較して、研修の義務化も里親手当てもなく、同じ要保護児童を養育しているにもかかわらず、余談ではあるが、この冷たい扱いは如何なものかと思う。

協会は昭和36年に発足して以来、「子どもが健全に発達するためには、特定の大人との安定した信頼関係の継続が必要である」と考えてきた。これは、既に欧米では児童養護の基本概念になっているパーマネンシー・プランニングと同じ概念である。

どの子どもにとっても、「特定の大人」が必要であり、それを誰が担えるのかによって、子どもが受けるべき社会的養護サービスが異なるはずである。「特定の大人」が実親であるなら、親が養育出来ない問題を早期に解決させ、親子が生活を共に出来るように援助することこそが里親(施設も)の役割になる。実親が将来にわたって引き取って養育することが困難であるなら、出来るだけ早期に実親に代わる「特定の大人」として、出来れば法的な親を用意してやるのが望ましいし、それが何らかの理由で

困難な時、長期養育里親が必要になる。それでも適当な人がいるのなら里親であれ、養親であれ、親族が優先されるべきである。

そういう観点から里親支援の目的を考えるならば、その子どもにとって必要な里親が選択され、その委託目的が遂行されよう、里親を支援するということであろう。

2. 短期養育里親への支援

大阪市は、従来から短期里親制度を採用せず、養育里親の基本は短期であることを実行してきた全国でも数少ない児童相談所である。だから、この20～30年間に70人や80人の里子を養育してきたベテランが何人かいる。今までは、彼らの経験の積み重ねで多くのケースが無事に養育されてきた。その彼らが最近よく「児童相談所の養育計画通りにやっていると、ほとんどうまくいかない」と言う。この「養育計画」（短期や期間を限定した里親委託においては、「自立支援計画」とは言い難い）については後で触れたいが、短期養育には、次のような問題が起こりやすい。

- ①緊急性（一時保護所代わりに十分な調査もな
いまま委託されることがある）
- ②実親の主訴とその信頼性（親の主訴がしっか
りアセスメントされないまま委託されやす
く、養育期間が守られると言う信頼性がない）
- ③必要な情報が里親に伝えられていないこと
が多い。

短期養育里親に委託するためには、実親の主訴（養育できないとする問題）は何で、それを解決するためには、誰が実親を支え、どういう社会的サービスを利用し、あるいは実親の努力によって、どれ

ぐらいの期間を要するのかを、しっかり調査し、具体的な調査結果に基づいてアセスメントし、それが実親によって承認されなければならない。

少なくとも、実親が存在し、その人の同意で里親委託されるのであれば、このアセスメントに従って、その関係者が一同に集まり養育計画が立てられ、その計画を実行するために契約書を交わすべきではないかと私たちは考えてきたので、短期里親の支援がなされる前提として提案したい。

その養育計画書には、①親の問題とその解決までの経緯、②子どもの日常の生活習慣と性格傾向、③委託期間の明確化と変更される時の手続き、④面会（可能なら外泊）の頻度と方法、が記入される。

契約と言う概念が福祉現場にそぐわないと言われるかもしれない。特に日本の児童福祉は公的サービス型福祉を採用しているので、どうしても考え方が上から下への措置と指導と言う形になりやすい。サービスを必要とする人と、サービスを提供する人とそれを仲介する機関が並列であると言う信頼関係が築かれないと契約は成立しない。但し契約が結ばれば、それが守られることになるはずである。

「〔契約〕の中にクライアントの〔希望〕を記し、またこれにかかわる各々の責任を明らかにすることによって、誰もが問題解決のプロセスに参加しているのだと自覚できる。…そして〔契約書〕にサインさせることでクライアントが変化を起こそうとする意欲を高めることができる」²⁾

契約は、かかわる当事者（実親・子ども・里親・児童相談所の実親担当者・里親担当者・里親支援担当員）が一堂に会し、それぞれの役割を確認し、それに同意する署名がなされる。

- ①実親の役割—問題解決への努力・子どもへの説明・子どもへの面会・里親が必要とする

情報の提供

- ②里親の役割—子どもの日常生活の状況の把握と注意点の確認・離れて暮らす実親子への関係調整と支援・面会の方法とその実行への支援
- ③児童相談所の役割—実親への必要な社会的サービスの提供・実親の問題が軽減しているかの確認・事情が変化した時の養育計画の見直しとそれに基づいた契約の変更・里親子関係の状況把握
- ④里親支援員の役割—定期的(必要に応じた)家庭訪問による観察と里親と里子との関係上の問題とその調整のための支援・実親と里親との関係上の問題とその調整のための支援

このようなことが丁寧に出来れば、養育里親への委託が実親の了解が得られないために促進しないことも、引取りの目処も立たないまま、里子の問題が昂じて委託解除が増える傾向も、軽減できるのではないかと予測できる。また、里親への支援もさることながら、実親への支援がもっと必要なのではないかと思う。契約が実行されることは、親と離れて暮らすことになる子どもの不安を軽減できるのではないかと思う。言葉を理解する子どもは、必ず参加させるべきだと思う。

3. 長期養育里親への支援とは何か

我国で里親という言葉は一般的に長期養育里親をさしている。しかし、これほど難しい関係はない。非血縁親子関係を構築するという意味では共通している養子里親と比較すると、養子里親の場合は、自分たちのエゴイスティックな理由で自分の子どもにしたいのだと自覚し、その決断に責任をもってくれさえすれば、子どもにとっては最も安全で法によ

て守られた居場所が保障される。しかし、養育里親の場合は、子どもと生活を共にし、そこで培った信頼関係を土台としながら、最長通常は18歳までの期間限定の親子関係であること、それ故に一人立ちという形での自立が基本であることを明確にしながらか、あくまでも2組の親子関係を並列的に維持させていかなければならない。しかし、長期養育の場合は実親との関係が全くないわけではないが、存在感が乏しいことが多い。行方不明であったり、長期入院であったりするから実親の存在を認めているとはいえ、日常生活では圧倒的に里親との関係が強まっていく。それ故、入籍をしない意味を含めて里親子関係がどういう関係であるかを、しっかりと子どもに説明しなければならない。子どもの成長と共に、日常どちらの姓を使用するのか、里子のために支払われている措置費があること、里親としての責任を果たせるように手当てが出ていることや、子どもには自分の人権を守るために「権利ノート」があることなども説明する必要がある。里親子であることは本人には勿論のこと、地域社会にもオープンにすることが望ましい(但し、里親には守秘義務がある)が、里親委託期間中は、地域社会に対しては一般の親子と同じように「親」として、責任をもって里子を養育し守ることが説明されないといけない。

里親子関係が構築されるためには、委託される子どもがそれまで生活してきた環境と里親家庭の環境との相違、大げさに言えば文化が違うところで生活することを余儀なくされる子どもへの理解が必要である(これは短期里親でも同じである)。それも子どもの年齢・発達状況・それまでの人間関係のあり様で、一人一人子どもによって異なるものである。

非血縁ではあるが、親子としての信頼関係を継続的に構築するためには、私は次の3つの段階を踏むと説明してきた。

【表1】 里親子関係が成立するまでの3段階³⁾

段階	期間のめやす	子どものあrawす状態	子どもの行動の意味
【第1段階】 見せかけの時期	3日～1週間	非常に良い子をしている	里親が自分をどう扱う人か 見ている
【第2段階】 試しの時期	平均半年～1年	過食・偏食・赤ちゃん返り・ 里親のそばから離れない・ 嫌がることをする	自分を丸ごと受け入れてく れる人かどうか試している
【第3段階】 親子関係成立の時期	年齢が高くなるほど 長くなる傾向がある	試しの行動が徐々に治ま り、里親の要求も素直に 聞き入れられるようになる	新しい親との信頼関係が 築かれ親子関係が安定し てくる

実際には、長期養育里親に委託される子どもは、施設での生活が0歳からであるとか、虐待などで心に傷を負っている、いわゆる「愛着障害」の子どもであることが多いので、里親の苦労は並大抵のことではない。特に実子を育てた人ほど、余りにも実子と異なる里子の態度に驚くことになるので、事前の具体的な説明(研修)が必要である。特に試し行動はどんな年齢の子どもでも現れ、程度の差はあれ貪欲で狡猾で執拗に繰り返される。基本的には「あなたが何をしてもあなたを受け入れる」というメッセージが里子に伝わるのが大事なので、試行錯誤しながら、「試される」のではなく、「試させる」という余裕が必要である。

しかし、実子の養育では「叩く」ことなどなかった里母が、「叩きたくなる」ほどに苛立たせられることはあり、折檻してしまうこともあるし、運が悪ければ「折檻死」することもある。そこまではいかなくても、里母のうろたえはそのまま実子や里父との関係にも影響を及ぼしやすいので、しっかり支援することが必要である。試し行動をしっかり引き受けてもらえた子どもほど、里親子関係が安定し、その後続く思春期にも大きく崩れることが少ない。

試し行動を厳しく叱責され「良い子でなければ愛

されないのだ」というように里子の方が見極めてしまった場合は、確かに親の力が勝っている間は従順であるかもしれないが、思春期前後になって里子に力がついてくると、里親は反撃されることになる。怒りが爆発して、家庭内暴力や、反社会的行動に出ることが多い。「良い子」であることが当たり前で、良い子であり続けるしかなく、結果として甘えさせてもらえなかった子どもがなかなか難しい。

また、養育里親の場合には、里親の年齢に比して年少の子どもが委託されたり、実子とあまり年齢差がない子どもが委託されたりすることも多く、充分に「赤ちゃん返り」を引き受けしてもらえなかったりすることも里子の問題を長引かせやすくなる。里子の問題がなかなか解決しないと、「里子を引き受けたことで起きた家族内の変化」に実子が苛立ってしまうことも多い。実子への事前研修や支援についてはあまり何もなされてこなかったのが、今後の課題だと思う。

また、里子の思春期は、血縁はあるが親としての役割を全く果たしていない実親と、日常的には確かに親子らしく暮らしているが非血縁で、法的にも親子にはならない里親との間で、セルフ・アイデンティティの形成に悩む里子の問題についても、支援が

必要である。

長期養育里親の場合は、子どもの年齢によっては、子どもと里親と児童相談所の間で子どもの意見もよく聞き入れて、「自立支援計画」が作られ、それが毎年あるいは節目ごとに確認しあうことができれば、里子にも自分の将来を現実的な希望を持って考えることができるだろう。

支援の一つの方法として、「ライフストーリーワーク」を導入し、適切な時期に適切な告知を含めて、里子が自分の存在を出生時からの歴史と共に知ることを援助されることが必要で、その実践も今後の課題であろう。

4. 里親支援の方法

① 里親に寄り添う支援

里親への支援は、基本的に児童相談所の里親担当ワーカーや里親支援員による家庭訪問などで行われる。特に、委託当初一番大変な試し行動で里母と里子が煮詰まった関係になることが里親の里子への虐待につながりやすい。

激しい試し行動は、里親の所に委託されるまでの環境において形成された愛着障害による大人への不信や不安や怒りを新しい養育者につけ、大人を支配し、大人を振り回すことで、愛してくれなかった実親やそれまでの養育者への怒りを無意識につけている場合が多い。愛着障害の子どもは大人をよく観察し、大人の心の動きを読みとることでこれ以上傷つかないようにする賢さを身につけている。だから養子里親や実子のいない長期養育里親の場合には、とりわけ激しく行うことが多い。勿論子どもの愛着障害の程度や受ける里親側の対応によって異なることである。里子の傷つきが深いほど、新しい養育者に愛を求める度合いが強くなり、試し行動は激しいものになりやすい。好きな里母だから里母に愛

されるように振舞うのではなく、自分が求めるほどに愛されないときのための防備を強めてしまうので、子どものアンビバレントな感情のままに里母は翻弄されてしまいやすい。なかなかその状態で毅然としていられる里母は少ないので、里子への不信や不安や時に憎悪の感情が起きても仕方が無いのだが、それをまた敏感に感じてしまう里子は一層激しく抵抗を試みないといけなくなる。

試し行動は、里母と里子との密室の中で行われやすく、昼間自宅にいない里父にも理解してもらえないことが多い。また、こういう里子は里父へは余り試し行動を向けず、また里父がいる前では行わないこともある。ましてや児童相談所のワーカーや施設の職員の前では見せないで、理解されないことが多い。

また、密室が形成され難い複数の里子がいる里親家庭に引き取られると、このような激しい試し行動を表さないこともある。里子同士が里親を取り合うような小競り合いなどはあるだろうが、もし問題を出すとすれば、学校や地域社会の中での方が多いかもしれない。

激しい試し行動に苦勞している里母には、寄り添う関係がなければ、里母を支援することはできない。里母は委託期間の経過と共に、疲勞がつもっていくので、客観的にみればそれでも里子の表情や態度にそれなりの良い変化が現れていても、それに気づかず、それ以上になかなか自分の思うようにならない里子への愚痴が語られる。それをよく聞いてやり、その辛さを共感し、その勞をねぎらいながら、里子の意図がどこにあり、決して里母が気に入らないのではなく、逆に里母に見捨てられるのではないか、いやそうに決まっている、今までだってこんな私を愛してくれた人はなかったと思っていること、だから愛されるはずがないことを確認するために、行動

が激しくなっていることが予測されることを丁寧に説明する。私はよく「頭を真っ白にして、何も考えず、ひたすら里子の行動を受け入れることに専念した方が、行動が沈静しやすい」とアドバイスしてきた。

②レスパイト・ケアについて

こういう状態になった時に、レスパイト・ケアを使うことで、疲れた里母や家族に休暇を与えることが有効ではないかという考え方があふ。確かにレスパイト・ケアはそういうことも目的に、平成14年の改正で制度化されたものであるが、年間たった7日間しかなく、それを全部利用したとしても里母の疲れが取れるものではないことをよく承知していないといけないうし、前述したようにこういう子どもは里親から離され、特に施設に戻されると、問題行動を出さない。よく里親から聞かされることは、「施設職員から、悪いことをすればしっかり叱ってくださいと言われるが、叱っても聞いてくれないから困っているのであつて、結局はあなたのやり方が悪いと言われているように思った」し、レスパイトのつもりだったのに、結局は児童相談所からは「そんなに大変なら委託解除にしましょうか」とそのまま里子が返されないままになってしまったケースもよくあることだ。

施設という浅い人間関係に慣れた子どもには、里親との1対1の関係の緊張感に疲れることも事実である。子どもが施設で見せる顔と里親宅で見せる顔が全く違うことが理解されていないと、何故この子に里親が苦勞するのかが施設職員には理解されないうことが多いことも、よくわきまえてほしいことである。それに、里子にすればそれがレスパイトであつたとしても「やっぱり返された。捨てられた！」と思うかもしれない。だから施設でも里親を恋しがるような風情もみせず、あっけらかんとしているのうで、里子も里親を慕っていないととられやすい。し

かし、子どもの心の中には、新しい傷を確実に増やしていることを、児童相談所や施設職員は理解すべきである。

③里親同士の支援

同じ苦勞や悩みを共有してくれる里親の存在は、新しい里親にとってはありがたい存在であるし、子どもの成長と共に新たな問題を抱えた里親にとつても、仲間のアドバイスは具体的で、自分だけがこんな思いをしているのかと落ち込んでいたのが、みんな多かれ少なかれ経験していることなのだと分かれば、里子への見方も変わってくる。里親同士の支援の方法としては現在次のような活動が行われている。

* 里親会

里親の自由参加による会員組織で、会費を支払いそれに行政からの援助を得て、まず児童相談所ごとに支部が形成され、都道府県ごとに里親連合会が形成され、その上に全国里親会がある。全国里親会は、毎年全国里親大会、ブロックごとの研修会を主催している。機関誌「里親だより」や里親に必要な情報誌等の発行もしている。最近では機関誌が充実されて、里親にとって有益な情報が届けられている。

個々の里親会では、里親の数の減少や、里親会に入会しない里親がふえてきたこと、役員の高齢化などの問題を抱えながらも、それぞれの会による工夫や努力もなされており、歴史のある会だけに、それを残しながら新しい活動が期待されるところである。

* 里親サロン

里親会組織が、会を維持するためにはどうしても日本的な縦型の人間関係に支配されやすいところから脱却して、里親のセルフヘルプ・グループとして、集まりたい人が集まって、それぞれが話をし、話を聞くところから支援しあう活動が広がりつつある。東京都や愛知県、埼玉県その他で活発に行われてい

る。大きなグループでなく、出席も自由で、肩を張らずに話し合えることが里親に癒しと勇気を与えているようだ。そこにサロンの間、里子の保育を手伝うボランティアとして里親の近隣や友人などで援助されるようになり、その人たちが新しい里親資源になっているところもあると聞く。

*ピアカウンセリング

里親サロンがグループによる支えあいだとすると個別なかかわりで必要な里親への支援を、里親同士だからできる活動として始まっている。しかし、ピアカウンセラーの研修をしっかりと受けてやらないと、カウンセリングには程遠いものになりやすく、その研修をしているのは、今のところ東京のNPO法人アン基金プロジェクトが実施している家庭訪問事業メンター制度である。今後、研修のプログラムやそのスーパービジョンのあり方も検討しなければならぬだろう。

*里子同士のつながりへの支援

全国里親会が、アメリカやオーストラリアで開かれた世界里親(里子)会議に全国から高校生や大学生の里子を募って、交流する機会を作ったところから、彼らが中心になって、全国里子会「さくらネットワークプロジェクト」⁴⁾を結成した。全国里親会から「さくら通信」⁵⁾が発行され、その活動内容や必要な情報が配信されている。里子たちは、一般社会の中では、少数派に属しているし、偏見にさらされることもあるかもしれないし、里子であることによる色々な悩みを共有できる仲間がいることは、子どもたちにとっての支援になる。

協会では、子どもたちのキャンプや、親子での運動会やクリスマス、初笑い大会などの懇親会を通して子ども同士のつながりができている。

こういう活動が子どもにとって有益なことが分かっているにもかかわらず、中心になる若者たちがなかなか活動の

ための時間が作れないことが難点で、活動資金や、活動計画を援助し支援する者がいないと組織だったことが出来にくい。しかし、子どもたちの親睦を深めるためのプログラムを成長した里子たちが中心になって計画し、それに里子が参加している間が里親にとってのレスパイトにもなるように定例化できれば、一挙両得になるだろう。

*社会の理解を深めるための支援

今どこの地方自治体も里親の開拓のための努力をしている。里親が地域社会でしっかり認識されることがなければ、里親も増えず、里親が増えなければ、いつも限られた里親だけが苦勞し、そして燃え尽きてしまうことになる。特に最近では委託される子どもたちの親の背景が年々複雑で重篤になり、また子ども自身の発達障害や愛着障害も深刻になっている。

朝日新聞に滋賀県と福岡市の試みについて次のような記事が紹介された。「発達障害や問題行動を抱える子を預かった里親が参ってしまった。以来、行政を巻き込み、里親を支える仕組みに知恵を絞ってきた」という滋賀県大津市里親会では、「子どもを預かる時に初めて学校の先生や民生委員、子ども家庭相談センター職員に自宅に集まってもらったのが11年前。心を開いて『今後こういう子を預かります』と説明すると、相手側も里親制度についてほとんど何も知らないことを素直に話してくれた。協力関係は広がり、数年前から里親会の月1回の定例会に県や市の担当課長、センターのケースワーカー等も出席してくれるようになった」という。もともと里親委託率が高かったが、最近では委託率27%に伸びており、「この流れを支えているのが、里親の心理的な負担を軽減する仕組みだ。虐待を受けていた子どもを2人以上預かる家庭に、心理専門家を派遣する制度を県が02年度から始めた」⁶⁾とのことで興味深い。

福岡市も「子どもの人権を守る活動に取り組んできた子どもNPOセンター福岡に05年より里親の普及事業を委託。NPOならではのネットワークを生かし、市民に里親制度に関心を持ってもらうところから始めた。里子に経験談を語ってもらうトークセッションや、里親制度についての出前講座も。里親になりたいと応じる市民は少しずつ増えていった。」という。福岡市では「子どもが泣き叫ぶ、どこかに出て行って帰ってこない…。こうした里親の悩みにいつでもこたえるために、総合相談センター(児童相談所)には現在里親をケアする専従職員が4人いる」⁷⁾という。

大阪市の「里親いろいろ応援団」⁸⁾など、それぞれの地方自治体で様々な工夫されるようになっていく。

5. おわりに

今回私が提案している、短期里親委託について養育計画書を実親や子どもも含めた当事者で話し合って作成し、それを契約書とするという提案も、地元の児童相談所の職員からは「とてもムリ…ムリ…」と言われている。毎日多くのケースを抱えている地区担当のワーカーも含めて、また問題を抱えてしまっただけでなく、さっさと行かなくなっているクライアントである実親を参加させることなど難しいのかもしれない。全てのケースでなくてもそれができる事例から取り組んだらどうだと提案したい。今地方自治体は財政的にも児童相談所の職員を増やすことは難しいと言いながら、増やさざるを得ない状況に、結局は焼け石に水のような増え方しかしないために、ここで手を抜かずしっかりやっておけばという手続きをきっちりできなかったことで、より仕事量が増える結果を導いていることも多い。

里親を支援することは、その子どもが自立でき、

税金の払える大人となり、家庭をもって良き親になり要保護児童を生み出さないように、支えることである。

註

- 1) Reportage ルポ2010『弥栄のきずな-6-』2010年6月16日 毎日新聞大阪本社版
- 2) 『児童福祉インテーク』T.J.シュタイン/TLザブニッキ 芝野松次郎監訳 家庭養護促進協会誌 1988年ミネルバ書房 P179
- 3) 『家族として生活することの意義についての一考察—里子と親子関係を築けなかった経験を持つ里の母語りから—』森和子 文京学院大学人間学部研究紀要第10巻1号 2008年P53の作図に筆者一部訂正
- 4) 『全国里子会(さくらネットワークプロジェクト)リーダー養成キャンプ事業報告書』平成18年度福祉医療機構子育て支援基金助成事業 財団法人全国里親会
- 5) 『さくら通信』前掲全国里親会発行の活動報告誌
- 6) 『育むかたち 里親をふやす』下 『仲間をつなぐ里親会』2010年4月16日 朝日新聞朝刊
- 7) 『前掲』の上 『ぬくもり共に贈ろう』2010年4月15日 朝刊 3年間の報告書「新しい絆を求めて」を發行。問い合わせ先 TEL.092-716-5095
- 8) 『あなたのぬくもりがこの子のやさしさ』(大阪市民ボランティア里親いろいろ応援団とともに里親制度普及・啓発活動一年の記録)大阪市里親施策推進プロジェクト会議 2010年 問合せ先 家庭養護促進協会 TEL.06-6762-5239

参考文献

『養育里親研修テキスト』財団法人全国里親会 2010年3月発行

キーワード：試し行動

子ども自身が、自分がどんなに不細工なことをしても、どんなに悪いことをしても、この里親は自分を手放さず、無条件で自分の存在を引き受け、愛してくれるのかを確かめること。その行動は、主に、過食・拒食・偏食等食事まつわる行動、里親を困らせる行動、過去の養育環境における怒りの表出、退行(赤ちゃん返り)などである。

養育里親への支援



しぶやまさし
関東学院大学文学部現代社会学科 准教授 澁谷昌史

1. 里親による虐待事件

昨年、大阪市において養育里親（以下、里親）家庭での痛ましい虐待事件が明るみになった—5歳の女の子を受託していた里母が、この子どもに対して数回にわたる暴行を加え、重傷を負わせたというのである。

事態を重く見た大阪市は、今年3月、事例の検証を行い、事件の再発防止策を盛り込んだ報告書を公表した。それによると、この里母は2008年2月に里親として認定され、その3ヵ月後に女兒を受託している。そして、受託から半年後の同年11月、隣区の保健福祉センターに、里子に自傷行為があることや自分になつかないことなどを相談し、その翌月には、児童相談所を突然訪問し、同様の内容を訴えている。

この里母は、もともと子育て支援活動の経験もあり、里親登録後は児童相談所が主催する行事や研修にも積極的に顔を出す、いわば「熱心な里親」であった。しかし、結果的には、この「熱心さ」が関係者にとっての落とし穴となってしまった—それは、「こんなに一生懸命の里親さんなら問題ない」と里親の問題解決能力を過大評価することによって、専門機関の児童相談所でさえ、里母の苦悩に触れることができなくなってしまったからである。

残念なことに、里親家庭での虐待事件は過去にも

報告されており、最悪の場合には虐待死に至るケースも起こっている。本来、里親家庭に委託される子どもは、実親と暮らせない事情を抱えており、過去に深刻な心の傷を負っている場合も少なくない。それゆえに、里親家庭は子どもにとってなによりも「安全な場所」であることが求められるわけだが、里親による里子への虐待事件は、必ずしも「安全」が十分に確保されているわけではない現状を露呈している。しかも、そのような事件は、大阪の事例のように、「熱心な」里親が関与していることも珍しくなさそうだ。

2. なぜ虐待が起こるのか

里親に委託される子どもは、その背景は異なっているとしても、多くが「見知らぬ環境への適応」という課題を前にして、不安を抱えている。とくに、実親や以前の養育者から虐待を受けていた子どもは、大人への信頼感を失っており、「本当に自分を受け容れてくれるのか?」「自分はまた見捨てられるのではないのか?」というテーマを抱え、「受け容れて欲しい」という切実な期待と、「受け容れられないに違いない」という強い不安に揺れている。

そういった子どもが里親宅に委託された場合、「自分の目の前にいる大人がどんな人物なのか」を探ろうとする「試し行動」が繰り返される。その激

しは一般成人が想像する程度をはるかに超える。

大阪の事例では、里母が「里父ばかりになつく」ということを訴えていたようであるが、実はこうした訴えは里親養育において珍しいことではない。こうした場合、「里母と里子の相性があわない」ということも実際にはあろうが、多くの場合は、「こんなに嫌味なことをする私でも、あなたは本当に受け容れてくれるの？」というメッセージを伴った、一種の試し行動ではないかと思われる。だからこそ、こうした言動・行動がぶつけられる先は、たいてい「主たる養育者」なのである。

こんな状態にある子どもと確固たる関係を築いていくことは、「熱心さ」で何とかなるほど容易いものではない。大阪の事例のように、里親の経験がなく、受託して1年にも満たない里親である場合はもちろん、実子を難なく育てあげ、「子育てなら任せよう」と思っている養育経験者にとっても、里子がことあるごとに表出する試し行動への対応に悩み、「この子は、自分のことを親として認めてくれないのではないか…」と不安や焦りを感じることは、ある意味、「あたりまえ」のことなのである。

3. 研修による対応

里親養育に注目が集まると並行して、里親研修受講義務が制度化された。これには2つの効果が期待できる。

1つは、里親養育にあたっての基本的な考え方や最低限持つておくべき知識、活用できる社会資源など、里親養育のミニマムスタンダードを形成する機会となることである。里親養育には、大阪の事例で見られるように、大の大人である里親を翻弄するほどの試し行動のほか、必発といえるような課題が横たわっている。それら課題をあらかじめ理解し、備えをしておくことは、里親養育のリスクを軽減する

上で、有効な手立ての一つであると考えられる。

2つめの効果として期待できるのは、里親の「とじこもり防止」である。里親の中には、大阪の事例の里母とはまったく異なり、「子どもが里子だと知られたら、子どもが周りからいじめられかねない」などといって、里親であることを周囲に表明せず、さらには児童相談所の訪問支援なども拒否する者がいる。こういった里親による連携の遮断は、「社会的責任」を伴った養育が成立しなくなる要因となるし、ともすれば支援がまったく届かない状況を作り出してしまう可能性もある。里親養育は私的養育ではない—このことの実質化を図るため、研修の義務化は、有意義な仕掛けとなる。

しかし、実際、受講義務のある研修はわずかで、養育里親として認定されることを希望する者が受講する「基礎研修」と「認定前研修」、そして5年に一度、認定を更新するために受講しなければならない「更新研修」に限られる(ただし、国制度はミニマムスタンダードを示したものであって、実際には、受講義務を強化している自治体もある)。果たしてこれで上記2つの効果が期待できるかは、心許ない。里親が負う社会的責任を考えれば、研修を、よりよい里親になる「トレーニング(訓練)」として考え、今以上に頻繁に参加を求めていくことも考えたい。

4. チームワークによる里親養育

里親養育の実際については、ドラマなどを通して人々に知られる機会は増えているように思うが、十分に理解が深められているとはいえない。そのため、子どもが家庭外で気になる言動・行動をとるようになった場合、「もっと子どものことを受け容れるべきだ」などと、周囲から里親に対して厳しい見方がなされ、そのことが「一生懸命やっているのに、誰も認めてくれない」という孤立感を里親の心に生じ

させてしまうことがある。

里子の言動・行動に対する「里親の愛情不足」という見解は、アタッチメント(愛着)障害やPTSDなどの心理的課題を里子が抱えているということについて、まだまだ知られていないからだと考えられる。このようにして、里子理解について関係者間で齟齬が生じ、やがて人間関係がこじれていく—里親は、子どものことに加えて、周囲からの無理解とも向き合わなければならなくなり、このことが、里親の心理的孤立を深めていくのである。

こうすると、「関係者全員の理解を求めることなど、実際の子育てにおいても難しい。それよりも、理解ある家族の存在の方が、よほど重要ではないか」という意見も出てくるだろう。確かにそれも一理あるのだが、不幸にして、本来は協力者であるべきパートナーが里親養育に十分な時間をかけられなかったり、そもそも里子への関心が薄かったりすると、結果的に主たる養育者だけに養育責任が負わされてしまうことになる。大阪の事例においても、里父はここまで事態が深刻だということに、実は気づいていなかったのかもしれない。その結果として、里母はますます孤立感を深めていった可能性も、考えられなくはない。

こうした「家族からの孤立」は、もちろん、一般家庭でも起こりうる。しかし、里親家庭の場合、養育にかかる負荷が大きいゆえに、一般家庭よりももっと慎重に養育者間のパートナー関係を維持しておかなければならない。パートナー関係が綻び始めると、周囲からの無理解よりももっと強く、主たる養育者に無力感、絶望感をもたらすことになるのである。

さらには、実子やペットなどと里子との関係がこじれる場合や、親族の無理解や非協力があからさまな場合など、里親が身近な人たちとつながっている

からとって、里親養育のリスクが軽減されたといえないケースもある。こうした実態のあることから、里親養育に必要な知識は、子どもを中心として、里親、里親家族、そのほか身近な人たち、関係機関・団体すべてが共通の理解をできるよう、丁寧に伝えられなければならない。

このことを実現するために、いまだに徹底されていない自立支援計画(養育計画)の策定と見直しの意義について、あらためて確認することも必要である。子どもの生育歴、そこから生じる発達課題、それへの対応方法、活用する社会資源などがはっきりとわからないままの受託は、「海路なき航海」を強いられていることと同じといっても過言ではない。大きな遭難を避けるためには、目的地へ向かうルート(今の状態についての仮説、それに基づく今後の計画)を大事にし、さらにそのルートを航海の状況に応じて見直し、最適なルートを選びなおすことが大事である。そして、この計画について、守秘義務違反に抵触しない範囲で関係者と共有を図ることが、里親の孤立を防止するのである。

5. 相談支援の実質化

先述したように、里親が育児不安を抱えるのは、「あたりまえ」ともいえることである。この不安な気持ちは、どこかで発散することが必要である。

里親に対する相談支援については、国でも力が入られて、各自治体でも工夫がなされている。ただし、こうした支援を、措置権を行使する児童相談所のみが担っている場合、里親が忌憚なく悩みを打ち明けることは、現実問題として難しい。大阪の事例でも、里母が隣区保健福祉センターへの相談した折に、「児童相談所の担当ワーカーは忙しく話しづらい、児童相談所には絶対に連絡しないように」と訴えていたという。

現在では、法制度上、里親への相談支援業務を民間機関に委託することも可能である。国内における先駆的な事例、海外の事例なども勉強しながら、里親支援のあり方についても検討するとともに、児童相談所による支援が向上するよう、そのマンパワー（人材）問題についても声を上げていかなければなるまい。

また、里親の苦勞がわかるのは、同じ里親であるというのも事実である。このことから、里親の孤立を防ぐための支援として、里親同士の連携を深め、互いに支えあっていくことの意義は、強調してもきれないものがある。

ただし、すでに設けられているこうした場を見ると、里親間での感情的なトラブルやプライバシーの侵害など、非常にデリケートな問題も発生していることがある。また、あくまでも任意参加が原則なので、そもそもそういった活動に興味がない里親には支援がまったく届かないという限界もある。当事者による当事者のための当事者活動ではあるが、決して課題がないわけでもないことから、必要に応じて、里親支援に理解あるソーシャルワーカーが関与することも考えなければならないかもしれない。

6. 里親・里子のエンパワメント

ここまで、求められる支援について、①研修、②チームアプローチ、③相談という3つについて述べてきた。しかし、実際の里親支援は、こんなに簡単にまとめられるほど、一面的なものではない。それは、一口に「里親」といっても、一人ひとりとは千差万別で、実に多様な個性の持ち主だからである。多くは、子どものことを中心に考える良心的な里親ではあるが、「困った」里親もいることは、関係者にはよく知られた事実である。

さらに活動内容に目をやると、当事者活動やレス

バイトケアの受入に力を入れているベテラン里親、緊急一時保護の受入を多く担っている里親、乳児の受託のみを希望している里親、年長の子どもたちの自立支援を担うことが多い里親、実子も育てている里親、そして、実親への支援も行っている里親など、さまざまである。

こうした里親集団を一律に支援するのは、簡単な話ではない。しかし、どんな里親であっても、里子や家族や関係者とのやり取りの中で孤立化しようということは覚えておいて欲しい。そして、里親がエンパワメントしていく機会が、多くの里親から真に求められている。

このとき、同時に里子のエンパワメントが図られることも重要である。里子の利益と里親の利益は、現実にはときに対立する可能性があるが、里子がエンパワーされることで里親による利益侵害を防止できる——このことが確保されていることは、実は、「里親の失敗」を回避する最大の手立てではなからうか。

参考文献

- ・大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会. 2010年3月. 里親による里子への傷害事例 検証結果報告書.
- ・庄司順一(編著). 2009. 「Q&A 里親養育を知るための基礎知識【第2版】」明石書店.
- ・東京都養育家庭の会みどり支部(監修). 2008. 「わたしたち里親家族! あなたに会えてよかった」明石書店.
- ・村田和木. 2005. 「「家族」をつくる 養育里親という生き方」中公新書ラクレ.
- ・湯澤雅彦. 2005. 「里親入門—制度・支援の正しい理解と発展のために—」ミネルヴァ書房.

キーワード：エンパワメント

自分らしく生きるためのパワーが社会的な差別や無理解などによって上手く機能していないとき、その人が自分らしい生き方を再び選んでいけるよう、その人のパワーの回復を目指そうとする支援の理念ないし方法。上記のような状態を、生活困難を抱えている人たちが自らが作っていくことを大事にする「社会変革的な性質」を持った用語であり、ここまでの意味を含んだ日本語がないため、原語のまま使用されることが多い。

里親養育の現場から

養子縁組里親への支援 ——養子縁組里親の位置づけは？



よねざわひろこ
米沢 普子
社団法人 家庭養護促進協会 主任ケースワーカー

家庭養護促進協会（以下協会）は昭和35年より家庭養護寮（里親ファミリーホーム）の推進を目的にスタートしました。昭和37年6月より個別の子どもに里親を求める「愛の手運動」が始まり、里親（養育と養子縁組）の開拓と里親制度の推進・啓発に力を注いできました。当初から、里親のサポートの重要性を感じ、毎月1回、家庭養護寮の「寮母のつどい」を開き、養育への情報交換をし、養育内容を高めてきており、「愛の手運動」が始まってからは毎月定例の日を決めて委託を受けている里親を対象に研修会や懇談会を開催してきた経緯があります。当時の里親支援は①委託家庭への面接や家庭訪問、②委託里親への研修、③里親家庭の親睦・交流と里親同志の支えあいの場の支援、という3本柱でした。子どもと里親に視点をおき、支援してきた経緯があります。

児童福祉上、これまで養子縁組里親の位置づけがなされてきていませんでしたので、養子縁組里親への特別な支援としてはとらえられていませんでした。法的に養子縁組をするまでは里親として、養子縁組が完了すると民法上の親子となるので一般の親子と同じ扱いで、養子縁組家庭に対してのサービスは特になのが現実ではなかったでしょうか。

里親会に残っている養親や自助グループに参加している人たちはそこで先輩たちに学ぶということが

できています。しかし、今は、「子どもの幸せ」、「子どもの権利擁護」を念頭においた養子縁組里親の支援の必要が言われるようになってきています。里親支援は里親への直接的な支援だけでなく、もう少し広い意味の里親支援が考えられるべきだというふうに思っています。協会の実践も踏まえ、現状と課題を探っていきたいと思います。

【子どもの福祉のための養子縁組への理解と啓発】

平成14年の里親制度の改正がなされるまでは、里親の区分は制度上はありませんでしたが、実際は、養育里親と養子縁組里親に分けられていました。一部の風潮として養育里親は「子どものため」、養子縁組は「子どものいない夫婦のため」という考え方が流れていました。筆者がまだ駆け出しのケースワーカーの頃、「愛の手運動」を通して、子どもを引き取った養子縁組里親が福祉的視野をもち、子どものために奮闘しているのを見ていましたので、将来の子どもとの関係性の違いがあっても、養育里親も養子縁組里親も「子どもの幸せのため」を考えていることには変わりがないと感じていました。

日本の場合、里親制度は長期の養育里親委託が多く、親子のように暮らしており、養子縁組家庭と変わらない状況がありました。18歳の措置が切れる頃に、里子は自分の心身の居場所に不安な状況を感じ

じる場合があり、いらだったり、自暴自棄的な行為をとったりすることがみられました。協会が里親開拓事業を始めて20年が過ぎたとき、成人したかつての里子の協力をえて「成人した里子の生活と意識」¹⁾の調査を実施しました。そのなか

で、子どもたちに養子縁組がどのような影響をもたらしてきたかを調べるために、養子と長期養育の里子を比較してみました。すると、養子と長期の里子の回答に差違がみられました。養子も長期里子も育った家庭の家族との結びつきがあるのですが、養子の方が、家族との一体感が強く、自分の境遇に不安感が少ない傾向がみられました。限られた調査からの考察ではありますが、養子縁組がマイナスに働いている部分はみられませんでした。

そういった調査結果や実践から考えて、実親のもとに帰る見込がない児童には恒久的な人間関係の保障が確保できる養子縁組を勧めてきました。養子縁組は養育の一貫性、人間関係の一貫性すなわち、パーマネンシーを充たす方法であります。

平成21年の里親制度の改正で「養子縁組を希望する里親」としての位置が児童福祉法に初めて残りました。しかし、養育里親と異なり、養子縁組里親の認定には研修の受講規定がないことや「里親手当の廃止」や「養子縁組後の支援のあり方」など課題は残した形になっています。今後は養子縁組のための実務ガイドラインの作製も必要ですし、制度全体から支援しているという体制づくりがなされなければならぬと思っています。

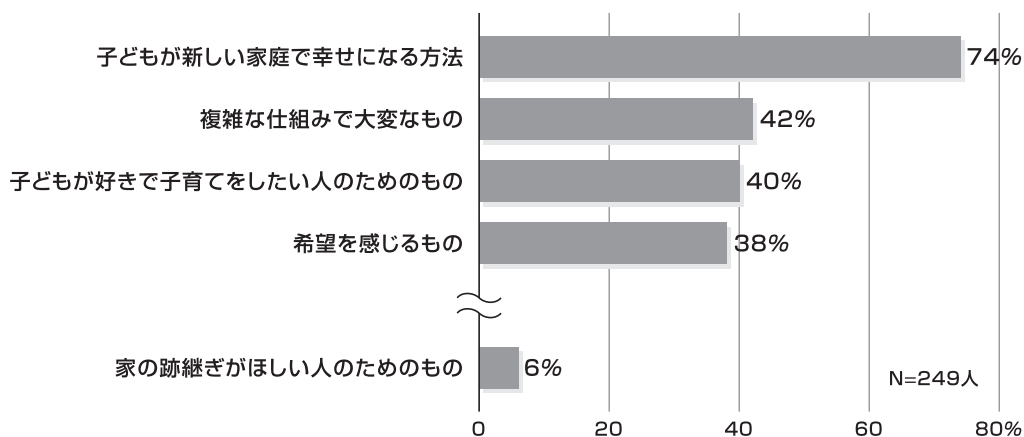
〈養子縁組里親の位置づけの変遷〉

昭和22年	児童福祉法成立で里親の制度化（里親に区分なし）
63年	特別養子縁組法施行 児童相談所の役割として適正な養子縁組が結べるよう努めること（厚生事務次官通知）
平成14年	里親制度の改正 里親は養育里親、短期里親、専門里親、親族里親の4区分ができたが、養育里親のなかに養子縁組里親が含まれた。
21年	里親制度の改正 里親とは「養育里親」及び「養子縁組によって養親となることを希望するもの、その他これに類する者」と児童福祉法上に定義され、「養子縁組里親」の名称が初めて登場した。

【委託を受ける前の研修の役割】

「子どもの福祉のための養子縁組」を啓発していく意味から、協会神戸事務所が「養子を育てたい人のための講座」を始めたのは、今から20年余り前です。養親希望者が協会に申し込みに来られたときに口にされるのが「どこに相談にいけばいいのかわからなかった」という言葉でした。養親希望者と面接していると現状の子ども の 状況を知る機会もなく、現実の姿とかけ離れていると感じることがよくあり、一般に向けたこの講座を開設しました。講座の内容を検討し改善を加えながら今のスタイルになっています。「養子を育てたい人のための講座」の内容は①養子縁組里親を求める子どもたちの状況、②子どもたちとの出会い、③養子養育の心構え、④真実告知や養子縁組の法制度などを盛り込んだ2日間のプログラムですが、養子を育てている養親から「養子を育てての実際」の話や、参加者で話し合う演習等含めた内容です。講座では「子どものための養子縁組」ということを受講者に伝えています。その影響を受けていると考えられますが、受講後の調査²⁾で、受講者は養子縁組は「子どもが新しい家庭で幸せになる方法」と回答した人が7割を超え、子どものための養子縁組の理解がすすんだと受けと

〈図〉 養子縁組についての印象



れました(〈図〉参照)。新聞の講座案内欄や市町広報誌に講座開催の紹介をしていますが、その記事はその時の希望者だけに届くのではなく、何年も後に「そうだ、講座に参加してみよう」と切り抜きをとりだすという、窓口広報の役割をしていることもわかりました。

【養子縁組里親のリクルートとマッチング】

里親制度にとって里親のリクルートの重要性はいくら述べても言い足りないほどの重要性があります。それは養子縁組里親でも同様です。養子縁組には乳児で、健康で、養育の課題が少ない子どもばかりではありません。子どものもつニーズは多様になっています。

今後、治療や療育の必要な子どもたちも含めてさまざまな状況をかかえた子どもたちの育ちの場である養子縁組里親が必要とされてくることでしょう。それぞれの子どもにどういった養子縁組里親が適切なマッチングになるのかを検討するには、多くの養子縁組里親希望者の存在が必要です。

そういう意味で里親リクルートは重要な里親支援のスタートといえます。

養子縁組里親の必要な子どもにどのような里親が

適当かという「里親と子どもの組み合わせ」、すなわちマッチングは重要なことの1つです。マッチングがその後のかなりの成否を担うといわれています。また「適合性の高いマッチングは最も有効な里親支援」という意見³⁾もあります。

基本的に養親としての資質や環境がととのっている場合は、子どもにとって適合性のある養子縁組里親かどうかを見きわめるには、次のような点を検討していきます。すなわち、養親希望者が

- ①子どもの性格、発達に関して理解を示しているか
- ②子どもの養子縁組が求められることに至った事情を受容できているか
- ③受け入れを希望していた子どもの姿と現実の子どもの姿がかけ離れていないか。もし、離れていたら、その溝は埋められているか
- ④必要な治療や療育に柔軟に応じられると判断できたか
- ⑤紹介を受けた子どもの養育に楽しみや希望を感じているか
- ⑥養子縁組を希望する夫婦と子どもとの年齢差、すでに子どもがいる場合、子どもとの年齢差や、性別など。

【養子縁組里親への直接的支援】

社会的養護の子どもたちが本来暮らすべき親のもとに帰ることができれば、それは何より子どもにとって大切なことです。が、親のもとに帰る見込がない、あるいは親が今後も養育することができない子どもたちは、恒久的に家族を失うことであり、その場合は親に代わって養育を任される養子縁組里親が求められます。その子どもたちは社会的に養護されなければならない子どもたちであり、社会の援助が必要です。里親の区分にかかわらず子どもの利益と子どもの権利擁護がなされているかが問われており、養子縁組里親にも支援が必要なのです。

養子縁組里親への支援

a. 研修

・事前研修

- 前述した「養子を育てたい人のための講座」のように、子どものための養子縁組制度の理解
- ・養育スキルを高めるための研修
- ・養親として直面する課題等

「真実告知」や「ルーツ探し」、生い立ちを受け入れるための「ライフストーリーワーク」⁵⁾

b. 養子縁組里親の相互交流支援

里親サロン、自助グループ

c. 個別面接・訪問相談援助

個別相談の充実には欠かせない

養子自身が相談できる窓口の存在と支援体制

d. 緊急の一時預かりや家事や生活援助

【ポストアダプションの対応の必要性】

養子縁組が完了すると、法的には実の親子関係と同様になり、相談の窓口が里親とは違ってしまふことが、制度上おきています。養育に関する相談の場合はそれでも一般の親子と同様でも対応が可能かも

しませんが、養子養育に関わる真実告知、ルーツの問題と重なり合ってくるようなこともあり、神戸や大阪の協会のような機関がほとんどない日本では相談する窓口や体制がほとんどない現実問題があります。したがって養親が問題を抱え込まずにはいられない状況があります。

民間の里親・養親のケアグループFCG (Foster Parent Care Group) の報告によると、FCGに寄せられる相談のうちで特別養子縁組を完了した養親からの相談が8割を占めると聞きます。里親という立場を離れた養親のサポート体制がないことと、里親という立場から養親になった方々でなく、産婦人科や個人的なあっせんを受けた養親たちが、いつ、どのように告知していくか、あるいはどのような事情で養子縁組になったかなどを子どもに話していくかで悩んでいるということでした。⁴⁾

養子縁組は子どもの成長と共に、真実告知、生い立ちを受け入れるためのライフストーリーワーク、ルーツ探しなど養子の一生にわたって続く課題があります。養親だけでなく、養子自身が相談できる窓口や相談支援体制も重要となってきます。

【今後の養子縁組支援のあり方】

①民間支援機関のあり方

今回の改正で、里親委託の推進、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助などを総合的に実施することを目的に「里親支援機関事業」が法定化され、その業務の一部または全部を民間に委託することができることになりました。これから新しく民間の支援機関が増えてくるでしょうが、養育里親だけでなく、養子縁組里親の窓口としてどれだけ活動を展開していくかにもかかっています。また、その役割は行政からの委託業務だけにおわるのでは制度

のあらたな発展はなく、民間機関としての独自性や民間機関だからできることも求められます。それには協会がこれまで苦労してきた運営費の調達問題もあります。

養子縁組里親が、本当の意味で、「抱え込まず相談」できるには、ソーシャルワーカーは養親の抱きやすい感情等を理解し、子どもの利益を基本にすえて、里親が「寄り添って相談にのってもらえた」と感じられる対応が望まれているのだと思います。

②スペシャルニーズのサポート体制

これからの養子縁組は障がいや病気をかかえたりする子どもも対象となってくると予想されます。いわゆるスペシャルニーズをもつ子どもへの養子縁組里親への委託には時間もかかり、養育も大変です。特別な教育や治療が受けられるように縁組後もサポートをする方法やアメリカで制度化されている特別給付金なども検討されていくことによって委託が広がっていくと思われます。社会資源の積極的活用とチームワークで働いていくことがさらに求められていくことになります。

最後に

先にも述べましたポストアダプションの対応の必

要性、里親子を軸に委託措置をする児童相談所と民間支援機関や乳児院、児童養護施設、養子縁組里親の連携のあり方、里親の住む市町村とのかかわりなど課題は多くあります。また、養子縁組里親や養親が自ら上手に支援を受けると言うことも大切なことですが、養子制度のさらなる発展のためには養親がこれから子どもを迎える仲間に姿をみせ、制度を支える側になっていく必要もあります。

参考文献

- 1) 家庭養護促進協会発行『成人里子の生活と意識』昭和59年10月
- 2) 家庭養護促進協会発行『養親希望者に対する意識調査』平成10年11月
- 3) 4) 子ども活き生き里親養育活性化プロジェクトあっとほーむ発行『里親支援ソーシャルワーク実践セミナー報告書』平成22年3月
- 5) Making Life Story Book BAAF 1985
Life Story Work BAAF 2007

キーワード：ライフストーリーワーク

生みの親と離れて養親家庭や里親、乳児院、児童養護施設で暮らす子どもたちのために、絵や言葉、写真や手紙、出来事で作る生い立ちの記録「ライフストーリーブック」は、信頼できる大人に手伝ってもらい子ども自身が作っていくものです。ブックづくりも含め、幼い頃からの生い立ちを理解する手助けをする作業をいいます。



里親養育の現場から

キンシップケア ——親族などによる児童養護



キーアセット ディレクター、IFCO (国際フォスターケア機構) 理事 **わたなべ まもる**
渡邊 守

我が国が、未だに子どもにとって選択肢の極めて少ない施設養護に偏った社会的養護を実践している一方、欧米オセアニア諸国では、フォスターケアと施設養護だけでなく、既に新たな選択肢が用意され、実践されている。そのなかのひとつがキンシップケアである。これらの国々のなかにはこのキンシップケアへの委託率が近年急激に伸びて、既に社会的養護の主流となりつつある国もある (Australian Institute of Health and Welfare/AIHW, 2009)。

そこで、ここでは、欧米オセアニアでは既に社会的養護の選択肢の一つとして機能し今後の更なる促進が見込まれるキンシップケアについて、その現状と課題について述べるとともに、そこから我が国の社会的養護のソーシャルワーク充実への提言とつなげたい。

キンシップケアとその促進の背景

キンシップケアとは、国や地域によって違いがあるものの、養護を必要とする子どもや若者の親族またはそれに近い子どもと親しい関係の者による養護である (Connolly, 2003)。日本では、親族里親制度がこれに近いものと言えるだろう。

日本でも同じ状況だと思われるが、社会的養護という公的制度によらずに実親に育てられる機会を奪われた子どもやユースを養育している親族は、世界

中で相当数いると考えられている。その明確な数を挙げることは困難だが、アメリカ合衆国では制度に則って親族へ委託される子どもと若者の数が10万人以上だと言われているのに対し、社会的養護の制度によらずに親族に養育されている子どもとユースの数は250万人と言われている (粟津、2010)。このように、育てられない実親に代わって、親族がその子どもや若者を養育するということは、その国の制度を利用することなく行われており、このような行為は「自然な養育援助」(庄司、2008、p.103)であると言えるだろう。

一方で、社会的養護の一部としてのキンシップケアは、欧米オセアニア地域諸国で大きな拡がりを見せている。特に、オーストラリアにおけるキンシップケアの促進は目覚ましく、今日では社会的養護のもとで生活する子どもとユースの半数近くが親族などによって養育されている (AIHW, 2009)。オーストラリア程ではないが、アメリカ合衆国でも家庭養護の約3分の1がキンシップケアである (庄司、2008)。またイングランドでは、近年少しずつ増加を見せており、1989年には社会的養護全体の6パーセントだったキンシップケアも2005年には12パーセントとなっている (Department of Health, 1991; Department of Education and Skills, 2006)。では、なぜキンシップケアはこれらの国々において大きな

役割を求められるようになったのか。

その理由として先ずあげられるのは、その法律や制度であろう。アメリカ合衆国ではThe Adoption Assistance and Child Welfare Act of 1980、イギリスではThe Children Act 1989において、社会的養護を必要とする子どもやユースに出来る限り彼らの親族や親しい関係の者の家庭へ委託するよう薦められている。オーストラリア・ビクトリア州ではThe Children and Young Persons Act 1989において家族機能の保護と強化が擁護されていることなどから、キンシップケアが社会的養護の第一の選択肢とされている(Residential and Home-Based Care Unit, Child, Adolescent and Family Welfare Division, Victorian Government Department of Health and Community Services, 1996)。例えば、オーストラリア・ビクトリア州の児童保護ワーカーは、虐待などの不適切な養育により裁判所から社会的養護の命令が下されると、先ずその子どもの親族のなかから養育を委託できる家庭を探す。それが確保できない或いは親族への養育の委託が不適切である場合に、初めて一般のフォスターケアが選択される。このようなガイドラインは、幾つかの国や地域でも見られ、既に制度としてキンシップケアの促進が明確にされている。

次に、社会的養護の主流であるフォスターケア(血縁関係のない者による家庭養護)の不振が挙げられる。今日、子どもや若者たちが社会的養護のなかでの生活を余儀なくされている最大の原因は虐待などの不適切な養育であり、それは世界中で深刻さを増している。その結果が社会的養護のなかで生活する子どもとユースの増加に繋がっている。その傷ついた彼らのニーズにこたえるために必要な養育環境の確保は質量ともに不可欠であるが、実際には、一般のフォスターケアの養育者の確保は、質量とも

に難しくなっている。つまり、ケアをうける子どもとユースのニーズが複雑化するなかで、それにこたえるためのフォスターケアラー(養育者)が確保できなくなっているのである。フォスターケアラーは、リクルートの不振と既存のフォスターケアラーのリタイアにより減り始めており、委託ケースの複雑化、不十分な支援、十分な情報が得られない疎外感、そして委託ケースの崩壊(里親不調)などがその原因だとされている(Department of Human Service/DHS, Victoria, 2003; Connolly, 2003)。また、アメリカ合衆国では、家庭内で養育の中心となる女性の職場への復帰や、フォスターケアそのものに対する世間の『負』のイメージがリクルートの不振の原因となっている(Connolly, 2003)。そこで、それに替わる養育形態が必要となり、キンシップケアの促進に繋がったと考えられる。

更に、家族を中心とする社会的養護の取り組みが児童福祉サービスの方針として進められていることも、キンシップケアの促進を後押ししている(Berrick, 1998)。

キンシップケアの長所

社会的養護を必要とする子どもとユースが増加して、フォスターケアの質と量が確保できないから、或いは「家族中心」に取り組みの方針が変化したからという理由だけで、彼らへの養育の選択肢を増やすことは勿論許されることではない。キンシップケアの促進には、それによって彼らが受ける利益がなければならない。

その利益のひとつとして考えられるのが、キンシップケア家庭に委託される際に、フォスターケアや施設養護と比較して、子どもやユースの不安やストレスを軽減できることである(DHS, Victoria, 2003)。見ず知らずの大人の家庭又は施設などの集団に入り

生活を始めることは、傷ついた子どもやユースに相当な不安とストレスを与えると想像できる。そして、養育者側もその彼らの過去を知らない。彼らにとって、自分が何者でどのような子ども期を経てきたのか全く知らない大人との生活は、場合によっては恐怖にも感じられるかもしれない。それを軽減できることはキンシップケアの長所の一つであると言える。実際に、*Hunt (2008)*の研究では、委託時に殆どの子どもが、フォスターケアと比較して、安心や心地よさそしてその家庭への溶け込みやすさを感じている。

重ねて、養育者と子どもやユースの間に、既に強いアタッチメントが存在することも、キンシップケアの重要な長所のひとつである (*Department of Health, 2002*)。

また、彼らは親子分離や慣れ親しんだ地域からの転居などで、深い喪失を経験している。彼らを知る親族または親しい関係の大人のもとでの生活環境の確保、つまり彼らが以前から信頼している大人と一緒に生活は、その喪失感を緩和させると期待できる。

更に、委託期間が長い、つまり措置変更を繰り返すケースがフォスターケアと比較して少ない (*Connolly, 2003; DHS, Victoria, 2003; Hunt, 2008*) ことも、キンシップケアの長所として挙げられている。様々な理由で実親との家庭生活を奪われた子どもやユースたちにとって、社会的養護の委託先でも受け入れてもらえず措置先を盥回しにされることは、欧米オセアニア諸国では頻繁に起きており、社会的養護の深刻な問題のひとつとなっている。委託期間が比較的長いキンシップケアは、「盥回し」になるリスクを軽減することが期待されており、ケアを受ける子どもやユースにとって大きな利益に繋がると期待されている。

キンシップケアの課題

キンシップケアは、様々な国や地域で社会的養護の第一選択肢として近年急激に拡充が進められているにも拘らず、それを正当化できるような確証となるべき研究結果が出ているわけではない。幾つかの研究は、それぞれ異なる結果を示しており、フォスターケアと比較して、現時点ではキンシップケアが優れているとも劣っているとも結論づけることができない (*Hunt, 2001*)。先に挙げたような利点が期待される一方で、幾つかの課題が存在することが指摘されている。

不十分な支援：キンシップケアは社会的養護のひとつであるため、養育の質には一定の水準が求められることは当然のことである。しかし、そのために必要な支援が十分に用意されているとは言えない。それは、フォスターケアラーと比較することでより明確にすることができる。一般のフォスターケアラー（日本でいう養育里親）になるには、様々なトレーニングや講習を受ける。また、支援をする専門機関は彼らに対しスクリーニングとアセスメントを行う。それらは英国などでは数カ月もかけて行うほどの作業で、その間に養育里親希望者と支援する側の信頼関係も構築される。しかし、キンシップケアの場合は、それらと同じプロセスを踏むことは殆どない。自分の動機と意思をもって自ら希望する養育里親の希望者と比較して、キンシップケアの場合は、親族の抱える問題から必要に迫られて養育を受託する場合が多く、社会的養護という認識も薄い。また、実際には支援が必要な状況にあっても、支援を受けられることを知らない、又は受け入れないケースもある。例えば、自分の孫を養育することになった祖母が「自分の孫を育てるのに、なんで他人の指図を

うけなければならないのか」という考え方のもとにケアを実践すると、事前に信頼関係が構築されにくいキンシップケアでは、十分な支援を行っていく。

養育者の問題：キンシップケアの養育者の多くは祖母であり、しかも単身者も多いというのが欧米の幾つかの調査で明らかにされている (Hunt, 2008; Farmer and Moyers, 2008)。Connolly (2003) は彼らが身体的そして経済的な問題を抱えていることが考えられると述べている。Farmer と Moyers (2008) の研究によれば、委託された子どもやユースは祖父母との生活に心地よさを感じているにも拘わらず、養育者である祖父母はその養育に困難さを感じている。また、それまで築いてきた友人関係や、個人のキャリア、そして趣味などもそれまでのようには続けられなくなり、孤立しやすくなる。加えて、実子の拘置や事故そして孫に対する虐待などが原因で養育者となった祖父母は、社会的養護の当事者である子どもやユースたちと同様に、喪失感を経験している。それは実子を失う喪失感だけでなく、孫に対して新たに親としての役割を果たさなければならなくなることで失う祖父母と孫という関係も失うこととなり、深刻なストレスに繋がる恐れもある (McGushin, 2005)。

抱え込みの問題：フォスターケアや施設ケアの場合には、子ども、養育者、そして実親の間にソーシャルワーカーが立ち、情報や関係の調整を行うことが可能だが、キンシップケアの場合には、子ども、養育者、実親の全てが親族であるため、ソーシャルワーカーがその間にたつことが難しい (Department of Health and Community Services, 2003)。そのような状況で子どもやユースに安全な養育が継続的に提供されているか

どうかをソーシャルワーカーが監督することが、決して容易ではないことは想像できる。ただでさえ『個人的な養育』(庄司, 2003, p.72) に陥る可能性がある家庭養護に、さらにこのような難しさが伴えば、「社会的」養護から養育者と子どもが遠ざかる危険性がある。

制度と実践の矛盾：家庭的養護を主流とし、『家族中心』を掲げて社会的養護がすすめられた結果が、キンシップケア促進に繋がっている。しかし、そういった制度や方針と実践との間には矛盾がある。それは、委託期間の長さである。委託期間が長いということは、先にも述べたように子どもの「盥回し」を防ぐことに繋がると考えられるかもしれない。しかし、『家族中心』の制度であるならば、親子再統合が積極的に行われ、委託期間が短くなるはずである。更に、キンシップケア促進による子どもやユースの進学や就職などの成果が明らかになっておらず、『家族中心』によって誰が利益を得ているのかが必ずしも明確ではない。事前のトレーニングも殆どなく、オーストラリアなどのようにフォスターケアと比較して委託後の訪問回数も簡素化できる (DHS, Victoria, 2003) キンシップケアは、「都合の良い」委託先になりかねない (Ainsworth, 1997 ; Tomison and Stanley, 2001)。

キンシップケアの支援

上に挙げたように、様々な課題をキンシップケアは抱えている。それでも、現場ではキンシップケアを必要とする子どもやユースは存在している。また、Farmer と Moyers (2008) の研究では、多くの子どもとユースたちが、キンシップケアにより厳しい過去を乗り越え目覚ましい成長を見せている。また、

施設養護以外に殆ど機能している選択肢がない我が国においては、親族里親の促進は社会的養護を必要とする子どもやユースにとって新しい選択肢となり、社会的養護全体の質の向上に繋がることが期待できる。

では、これらの課題を踏まえたうえで、どのような支援が我が国の親族里親制度には必要とされるのであろうか。ここでは、イギリスのひとつの研究結果と政府論考からの例を用いて、我が国の親族里親の支援の方向性を示し、社会的養護のソーシャルワーク充実のための提言とする。

FarmerとMoyers(2008)の研究によると、養育者と委託された子どもやユースの関係や委託期間などの比較で、フォスターケアとキンシップケアとの間に特筆すべき重要な違いはなかった。この研究は、地方自治体のケースファイルをもとに子どもとユース(当事者)が措置に満足又は問題を感じているかということを経験とフォスターケアで比較したものである。キンシップとフォスターケアの二つのグループに大きな差がない(寧ろ僅かにフォスターケアで満足を感じるケースが多かった)ということは、キンシップケアかどうかという議論がそれほど重要ではないということを示唆する。寧ろ、キンシップかフォスターケアかということよりも、その子どもやユースのニーズにどれだけマッチした養育環境を用意できるかということが重要なのである。つまり、比較的高年齢で身体的にまた経済的にも問題を抱えていることの多い親族里親であっても、委託される子どもや若者のニーズにこたえられるマッチングができるならば、安全で安定した生活環境の提供が期待できるのである。

また、キンシップケアを実践するにあたって、イギリス政府の論考では、ファミリーグループカンファレンス(FGC)の有効性が述べられている(Department

of Health, 2002)。FGCについての紹介は、林(2008)により優れた文献が発表されているので割愛するが、措置決定そして養育計画について親族を含めて議論するこの手法は、キンシップケアの実践には非常に有効だと考えられる。キンシップケアの問題点である社会的養護に対する理解の希薄さや、親族とソーシャルワーカー等専門職との連携なども、FGCの実践によって改善が期待できる。

では、これらを踏まえて我が国の親族里親支援はどのように進められるべきか。筆者は、措置を決定する側に以下の5点の留意を求めたい。

1. 親族里親制度の長所と短所の理解
2. 社会的養護として、親族里親への委託が望ましいケースがあることの理解
3. 子どもとユースのニーズに適した親族里親への委託であることの確認
4. 一般の養育里親と同等の研修と訪問を行う
5. FGCのように親族を巻き込んだ措置決定・養育計画を立てることで、親族との関係構築と社会的養護に対する理解を深める

我が国では、親族里親への子どもやユースの委託が積極的に行われていない(林、兼井、2008)。これは、社会的養護を必要とする子どもやユースにとって、選択肢が未だに限られているというネガティブな側面しかないとは言えない。慎重であるということは、一部の国や地域にみられるような都合のよい委託先として親族里親が利用される(Ainsworth, 1997; Tomison and Stanley, 2001)ことや、養育里親不振の補填として利用されることを防いでいるとも考えられる。一方で、親族里親が養育環境として適切である子どもやユースのケースも少なくないはずである。彼らのニーズに適した親族里親委託を実践するには、我が国のソーシャルワークは未だ十分

に整備されているとは言えない。それは、一般の養育里親への支援を見ても明らかである。共通のアセスメントツールや有効なトレーニングツールの不在、そして決して十分とは言えない訪問体制などを見る限り、「抱え込み」やすい親族里親を包括的に支援できる状況に現在の児童相談所があるとは思えない。

今後、我が国が親族里親を子どもとユースのための「新たな」選択肢として、積極的に活用するのなら、そのための「新たな」支援体制を整えることが必要であろう。それは、児童相談所に更に負担を強いるのではなく、児童相談所の下請けのような新しい別のソーシャルワーク機関を整備することから始められるべきである。

参考文献

- 粟津美穂、2010、キンシップケア…奮闘する親族里親たち、はーもにい、No.97、家庭養護促進協会神戸事務所
- 庄司順一、2008、親族里親制度とは、里親と子ども、vol.3、明石書店、東京。
- 庄司順一、2003、フォスターケア：里親制度と里親養育、明石書店、東京。
- 林浩康、2008、子ども虐待時代の新たな家庭支援：ファミリーグループ・カンファレンスの可能性、明石書店、東京。
- 林浩康、兼井京子、2008、親族里親制度の現状と課題、里親と子ども、vol.3。
- Ainsworth, F., 1997, Foster care research in the US and Australia, Children Australia, vol. 22, no. 2.
- Australian Institute of Health and Welfare, Child Protection Australia 2007-2008, Child Welfare Series, no. 45, 2009.
- Berrick, J.D., 1998, When children cannot remain home: Foster family care and kinship care, The Future of Children vol.8(1).
- Connolly, M., 2003, Kinship Care: A Selected Literature Review, Submitted to the Department of Child, Youth and Family.
- Department for Education and Skills, 2006, Statistics for Education: Children Looked After by Local Authorities Year Ending 31 March 2005, vol.1. London.
- Department of Health, 1991, Children Looked After by Local Authorities, Year Ending 31 March 1989, London.
- Department of Health, 2002, Friends and Family Care (Kinship Care), Current Policy Framework, Issues and Options: a Discussion Paper, London: Department of Health.
- Department of Health and Community Services, 2003, Kinship Care, Northern Territory Government, Australia.
- Department of Human Services, Victoria Government, Public Parenting: A review of home-based care in Victoria, State Government of Victoria, 2003.
- Farmer, E. and Moyers, S., 2008, Kinship Care: Fostering Effective Family and Friends Placements, Jessica Kingsley Publishers, London.
- Hunt, J., 2008, Family and Friends Care: Research and practice briefings: Children and Families, Department for Children, Schools and Families.
- Hunt, J., 2001, Kinship Care, Child Protection and the Courts, in B. Broad(ed) Kinship Care: The Placement Choice for Children and Young People, Lyme Regis: Russell House Publishing.
- McGuishin, D., 2005, Listening kinship carers: shared counseling and the power of the connection, developing practice 12.
- Residential and Home-Based Care Unit, Child, Adolescent and Family Welfare Division, Victorian Government Department of Health and Community Services, 1996, Kinship Care Guidelines, Health and Community Services, Protection and Care.
- Tomison, A.M. and Stanley, J., 2001, Strategic Directions in Child Protection: Informing Policy and Practice, Unpublished report for the South Australian Department of Human Services.

キーワード：キンシップケア、子どもとユース

キンシップケア：欧米オセアニア諸国で現在拡充がすすめられている養育形態。親族だけでなく、友人・知人などによる養育も含まれることがある。実態としては祖父母または叔父叔母が養育を担っているケースが多い。

子どもとユース：当事者に含まれる成人前のグループを「子ども」という表現でまとめることは適切ではないと思われるので、子どもとユースと本稿では呼ぶこととした。

里親養育の現場から

社会的養護とは

—小規模住居型児童養育事業の可能性と課題



ひろせ
廣瀬タカ子
里親ファミリー全国連絡会 前会長、ひろせホーム 代表

1. はじめに

ごく普通の、でも少しだけ母性の強いおばさんである私。夫と二人、互いの養育方針の違いに戸惑いながらも、時には怒り、時には泣き笑いしながら、実子に加えて養護を必要とする里子の育児に長く携わってまいりました。あの日、初めてホームにやってきた子どもとの出会い。あの時の子どもとのやりとり、そして巣立っていった子どもたち…。嬉しかったこと、楽しかったこと、そして悲しかったこと…昨日のように思い返されますが、そのたびに「家族とは、家庭とは何だろう?」「社会的養護とは何だろう」という自省の交ざった自問を繰り返しています。

一人の人間にとって、この世に生を受け、多感な年ごろを経て成人し、そして年を重ねる—その一生は、家族の存在なくしてはあり得ません。家族に支えられ、そしてやがては自身が家族を支える、家族と結ばれ家族につながる—それが人の一生です。

しかし現実には、核家族化を背景に家族関係は希薄化し、家族がいちばん必要な時期に家族から離れて暮らさざるを得ない子どもたちが大勢います。そのような子どもたちと生活を共にし家族としての機能を代わりに果たす手段—その一つの形態として始まったのが、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)という制度です。

子どもたちにとって、ファミリーホームにおける毎日の生活や養育者との触れ合いは、その人格形成に大きく関係してきます。それだけに、ファミリーホームを志す方々や関わる方々を対象とする研修体系や資格制度の整備が急がれます。その先に、ファミリーホームが社会的意義のある“公器”として社会に認知される日が来ると信じて。

そんな願いを込めて、これまでのファミリーホームでの養育体験を通して私なりに得たこと、感じたことを述べたいと思います。

2. ファミリーホームでの養育

—「育てられる者」から「育てる者」へ

もともと子どもたちは、大人へのアプローチ、つまり「愛されたいと思う心」を持っています。そして、周囲の子どもと互いに競い合い、そして連携しながら日々の生活を送るなかで、養育者から褒められ笑顔で接してもらうことに喜びを感じるようになります。特に乳児の場合は、心を育てる場として「家庭」の存在はなくてはならないものです。

ファミリーホームにおける多人数養育の大きな特徴の一つに、年長児が年少児の扱い方を養育者から学べる、ということが挙げられます。ファミリーホームでの日々の生活は、知らず知らずのうちに子どもを「育てられる者」から、やがて「育てる者」

へと成長させていきます。養育者やその実の家族、他の子どもの協力を得て連携し、年少児に「育てる者」として接するようになるのです。

そういう、複数の「育てる者」の見守りの中で、「育てられる者」は、いわゆる対応が難しいとされる子ども、自分の感情の変化を受け止めてもらえる、自分を受け入れてくれる、という実感や自分の居場所はここだという安心感を体験することができます。そして、その体験の蓄積こそが、また新たな「育てられる者」から「育てる者」への過程へとつながります。

「育てられる者」から「育てる者」へ—この循環こそが多人数養育の要なのです。

そういう循環する家庭環境の中で、子どもは「愛着形成確立期」を経て、大人を見定める冷静な目が育ち、「家庭」「家族」の絆の深さ、大切さを知ることになります。そして大人となった時に、自らが養護の受け皿の一つとしての機能を有していること、それを発揮することの大切さを、成長する中で心に涵養することになります。

3. 養育里親として初めての乳児受託

里親としての最初の出会いは、16歳の軽度の知的障害のある子でした。肥満児だと思われていましたが、受託後、妊娠していることがわかり、児童相談所や関係者と協議の上、わが家への里親委託を継続しながら出産することになりました。

子どもを産み育てるということは、16歳のこの子にとっては絵で見たり映画で見たりといった程度だったようです。以前からあった放浪癖のためか、一カ所に数日居続けるのが苦痛な様子でした。

それでもなんとか無事、赤ちゃんを産みましたが育児が全くできず、全て“あなた任せ”の行動にはあきれざるばかりでした。親子の命の大切さを伝えて

も意味不明な言葉としかとらえられず、おっぱいを飲ませることの大切なことをいくら語りかけても、うつむき姿勢で話が終わるのを待つばかりでした。ましてや、おむつ交換など汚いものには触りたがらず、しかめ面をし、泣いている赤ちゃんを自分で産んだ子どもでない子のように、いやな素振りをするのです。知らないこと、そして体験したことのないことをいくら言葉で伝えても、実感的に理解してもらうことは難しいということをおのときに学びました。

一方、生まれた赤ちゃんは一旦、私どもの里子として受託することになりました。そして、“誕生してきた子は全てにおいて祝福されなければならない”の精神で、生まれてきた子のために私はほたもちを作り、児童相談所や近所隣りや特に関係して頂いた方々に配りました。産んだ少女にも子どもの大切さを少しでも伝えることが出来るかな、との思いもありました。

ほんとに可愛らしい男の子で、実際に赤ちゃんを見た方々はうっとりとするほどでした。そんな可愛らしさは日に日に増してきましたが、児童相談所と関係者を交えて相談をし、少女のことや今後のことを考えて赤ちゃんのために特別養子に出した方がいいとの結論となり、生後8ヵ月の時に涙、涙の別れを味わうことになりました。この時に養育里親とは、こういうことなのかとも実感しました。そして、その後幾多の経験を積み重ねる中で養育里親とは子どもたちの支援者であるべきなのだ、と子どもたちから学びました。

この新生児期からの乳児の里親をしたことをきっかけに、児童相談所から乳児の里親委託を受けることが多くなりました。何人も乳児を受託していくうちに、わが家にやってくる赤ちゃんの様子が私の実子の乳児期の様子とはだいぶ違うことに気づきました。表情が乏しかったり、体が硬かったり、かんし

やくを起こしやすかったり、病気にかかりやすかったり…。てんかんの発作を起こした子もいました。乳児の病気やけがはすぐ命に関わります。本当に命を預かっている重みを日々感じています。そしてまた、生まれてすぐの対応が早ければ早いほど愛着が形成しやすいことも実感いたしました。同時に愛着が十分形成されていない子は様々な訴えを問題行動という形で示すことも知りました。命をしっかり守りながら、愛着関係を形成すること。これこそが乳児を受託したときの里親の役割だと思っています。

里親会の研修に常に参加させていただいています。私が赤ちゃんをいつもおんぶをしているため、「どうしたらそんなに赤ちゃんを措置してもらえるの？」と他の里親からうらやましがられることも少なくありません。赤ちゃんの養育を希望している里親はたくさんいるのです。

ただ、赤ちゃんの可愛らしい表情、仕草からは決して推し量ることのできない、社会的養護を必要とする赤ちゃんは様々な心身の問題を抱えている、ということ。そして成長とともにいろんな場面が表出するであろうこと。そういうことがつい頭をよぎり、返事に窮してしまうことがしばしばです。願わくば、実践的研修のみならず、ある種の、ボタンの掛け違い的なことから起こる「里親の孤立した養育」にならないような支援体制の整備が急がれます。

4. 胎内虐待とおぼしき新生児の事例体験

—生後3週間のR君の場合

父親による母親への激しいDVのため緊急な家庭分離が適当だと判断された生後3週間の乳児がいました。兄がすでに入所している乳児院への入所が適当と言うことになりましたが、満床状態だったため、そのベッドが空くまでの短期間の予定でわが家に委託されました。

わが家にやって来た時のR君は、言葉では言い表せないほどの状態でした。生後3週間。アルマジロのように身体を丸めて硬直させ、完全に大人の接触を拒否しているような感じでした。大人がほんのちよっとでも触ろうとすれば、たちまち身体を丸めて硬直してしまう、そんなありさまだったのです。握りしめた手には血の気がほとんどありません。

ミルクも全く受け付けず、飲んでは嘔吐の繰り返し。腹部に手を添えて飲ませようとしますが、身体を丸めた硬直状態ではうまくいきません。そこで、背中から腹部のあたりに手を添えてみたところ、手のひらに何か詰まっているような固い感触があったのです。

すぐに懇意にしている病院へ。すると、「大きな病院ですぐ検査を」と医師に触診するや言われ、そこで紹介された病院で次々と検査項目をこなしました。そして、「胃軸捻転症*」という病気が判明したのです。

とりあえず児童相談所や市の支援センター、乳児院の職員に経過を報告。その後、病院側と連携して詳細を報告したところ、ようやく問題の重大さに気づいてもらいました。乳児院は入所可能な状態になっていましたが、私は「このままR君を養育していきたい」と主張しました。

担当医からさらに、「現在のR君に対する措置を変更した場合、生命の危険が伴う。R君を担当する医療チームを組むため措置変更をしないように」との強い申し出があり、ようやく「里親委託継続」という私たちの意向が了承されたのです。

そして、R君はみるみるうちに回復。正常な状態になり、ほっと一息のところまでこぎつけることができました。まさに、担当医との連携のたまものでした。

その後もR君は、他の里子たちと接していく中で、

徐々に体の硬直がほぐれ、授乳時のミルク拒否も、とりあえずは代わりにポカリスエットを飲ませ、途中からミルクと交互に飲ませることで嘔吐の回数も減少していきました。栄養がきちんと体に吸収されていったようで、これを繰り返していくうちに、胃の改善へと進んでいったのです。

その後は、食欲旺盛な普通の乳児となり、5ヵ月を過ぎた頃からは特定の大人も受け入れだし（つまり激しい人見知り）、行動範囲もかなり広がり目が離せないまでになったのです。

この頃の児童相談所や市の支援センター、乳児院の職員の所見です。「笑顔になり、眉間に寄せた皺がない」「手足の硬直がなく、伸びている」「大人に身をゆだねている」「ふっくらとした赤ちゃんになった」と、想像を超えたその姿に皆感動しておりました。

R君は、離乳食も進み、他の子どもたちが食べているものまで横取りしてしまうほどに成長。他の子どもたちとふざけごっこまでできるようになったのです。

5. 思春期になる前の養育

今までにさまざまな背景を持って委託されてきた児童の養育体験を元に考えてみます。

最近は虐待を理由に委託される乳児が増加しています。乳児院でも同様だときいています。一人では生きていけない乳児が不適切な養育環境の中で命をつないで生きているのです。胎内での虐待もあります。母親が生みたくないという気持ちを抱き、腹を叩いたり、わざと階段を飛び降りたりしたケースもあります。その結果、未熟児として生まれることもあります。その因果関係は証明されていません。

また、抱っこやおんぶをしたときに身体をそり返して突っ張る子が増えている気がします。私たちは不安で緊張すると身体に力が入り、気持ちが安らい

でいるときは身体の力も抜けています。身体の緊張の強い子は不安が強いといえるのではないのでしょうか。乳児院や里親に委託されるのは、虐待以外にも実親のもとで生活できないような様々な理由があるからです。妊娠中から親の不安や混乱は胎児に伝わっていると考えられます。そのため、乳児は安心して他者に身をゆだねることができず、身体を反り返したり突っ張ったりするのだと思われます。乳児には安全で安心できる環境を用意したうえで、全身の力を抜いて養育者にゆったり抱きかかえられる心地よさを体験させることが大切だと思います。そして、その安心できる養育者との共感的なやりとりの中で愛着関係を築いていけるのだと思います。

愛着関係ができていない乳幼児は、無表情だったり、ぐずったり、必要以上にべたべたしたりもします。養育者を挑発するような試し行動がひどいときもあります。そのような言動をする子は、実親や里親にとって“手のかかる子”ということになります。でも、ここで「手をかける」ことが、その後生きてくるのです。

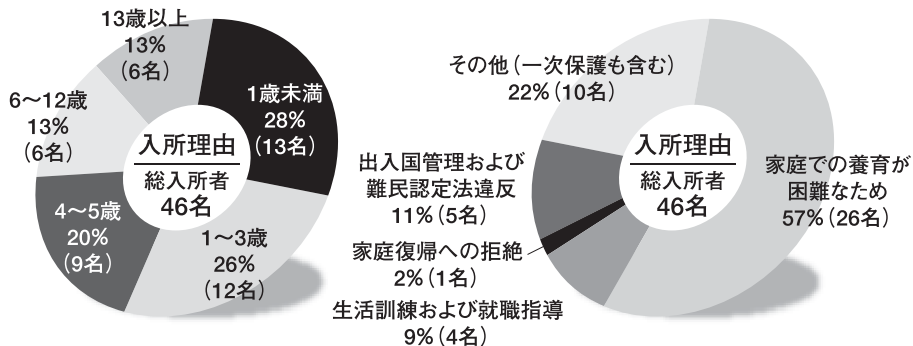
思春期および高学年ぐらいから始まる成長期のアンバランス、情緒的または体調的な不安―。これらはほとんどの子どもに共通して見られる、いわゆる通過点のようなものですが、それまで愛着関係が築けてきた子と、そうでない子の差が大きく出てきます。

何を目標に定め、どうすればいいのか分からず、真っ暗やみの中を迷いながら何となく生きている。周りの人からの助言は、説教じみたうるさい言葉としか感じられず、ただ頭の上を通り過ぎていだけ…。このような子どもの心の中にポッカリ空いた空洞は、私たち養育者には容易に埋めることはできません。「この時期は、今まで培ってきた揺るぎない信頼関係があることを信じて、養育者として見守り、

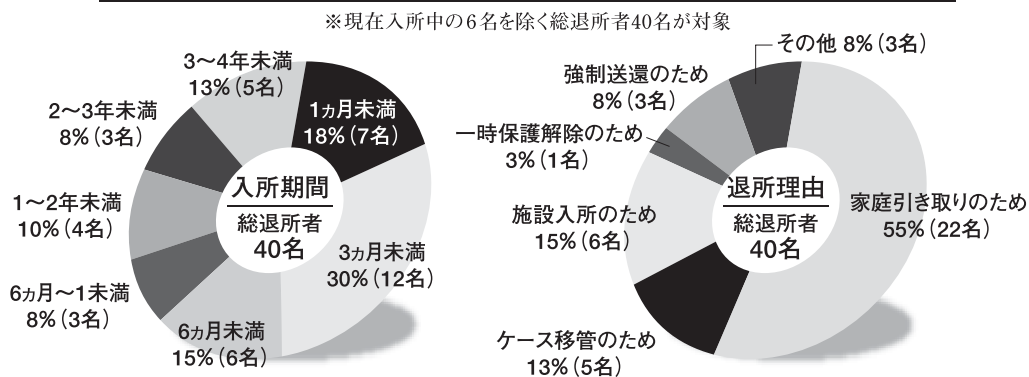
〈ひろせホームにおける平成22年までの受託の状況〉

※平成2年からの養育里親時も含む

入所年齢と入所理由



入所期間と退所理由



※%表示は少数第1位を四捨五入。
そのため合計が100%にならない場合もある。

待つことが大切」—私自身はそう思っています。

子どもが自分を探して彷徨っている間は、本人も、そして周囲の人も、互いに苦しみ傷つけあってしまうことが多いのですが、それを乗り越えるためには、1歳までの乳児の時に築く愛着関係がいかに大切か、ということになるのです。

6. 支援体制の大切さ

子どもが保護を必要とする場合、実は親も保護なり支援が必要な状況にあります。だからこそ「地域の中で子育てを見守る」という視点が重要なのです。

が、残念ながら欠けているのが現状です。

私たちが取り組んでいるのは乳幼児の養育であり、乳幼児にとって大事なのは愛着関係です。

愛着というのは、子どもと養育者の間に形成される心の絆であり、乳幼児と養育者との人間関係が温かく、親密で、継続的で、しかも両者が満足と幸福感に満たされるような関係の中で形成されると言われています。

ホームで育った子どもを養子に送り出すことになった場合、愛着関係を築くことができた子どもは、養子縁組先の家庭でも問題なく生活を送っています。

す。24時間体制の対応、1対1の愛着関係がいかに大事かということ、養育の現場からも声高に訴えたいと思います。

虐待を受けた子どもがホームに入ってくると、地域の人たちから「来たばかりの子は荒れているね」と言われます。それなりに関心を抱き、荒れていた子どもが落ち着いてくる様子も知ってもらえるのですが…。では、育児支援してもらえるかという、なかなかそこまで行かないのが現状です。育てる者、育てられる者、どちらも我慢をしなければならないということを近くに居て分かっているだけに、自分自身の家庭に子どもを招き入れようとは思わないことが多いのです。

それでも、みんな一人ひとりが、子どもに対する支援を担っていかなければならないと思っています。学校の教師、幼稚園の先生、保母の資格を持っている人、子育てが終わった人、そういった人たちにも、助けを必要としている子どもたちに手を差し伸べてほしいのです。子どもたちは待っています。でも、「そんな苦労は、もう私たちにはできないわ」ということで終わってしまいます。日々現場で子どもに接している施設の職員の方からもなかなか手が挙げられません。

自分の子どもだけでなく、周辺の子どもを育てるのは、大人の責務です。「自分の子育てが済んだら、それで終わり」ではなく、子育てがひと段落したら、次はその経験を生かして、できるところから少しずつやっていく。たとえば、教育者なら教育、保育士なら保育など、可能な範囲で協力する。そういう意識が根付かなければ、子どもたちに未来はありません。大人一人ひとりが、小さくてもしっかりとした愛情を子どもたちに注ぐ。そういう地域ぐるみの取り組みが当たり前になるような地域づくりが求められています。児童相談所だけでなく、地域全体で子

どもたちを受け止め、子どもたちの傷を癒すことのできる場所を、それぞれの立場から提供してほしいと願うばかりです。

各ホームで受け入れられる子どもは6人だけです。ホームに来られなかった子どもたちは、次の場所を探すことになります。子どもにとって、やはり家庭的なものは必要であり、この部分では、みんなが担い手になることができるということ、これからも訴え続けていきたいと思っています。

※胃軸捻転症(いじくねんてんしょう)

胃の異常な回転や捻転によって起こる、比較的まれな病気。胃を固定する靭帯が弱い新生児や乳児に多く見られ、食欲不振、嘔吐、腹部の膨満などの症状を伴うが無症状の場合もある。急性の場合は死に至るケースも。

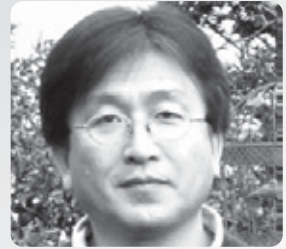
文献

- ・2007「里親ファミリーホーム運営・生活マニュアル報告書」から引用
 - ・「月刊福祉」2007・12号／福祉サービス最前線」から引用
 - ・全国里親研究協議会2009「親が育てられない子どもはどこで育つのか」報告書から引用
 - ・2010・3発行「千葉県家庭支援センター研修会・社会的養護を地域にひらく」「地域で支えるネットワークづくり報告書」より引用
 - ・「ひろせホーム通信」から引用
- 編集 柴田恭輔・小木曾宏

キーワード：今求められる「子育て」とは

私が養育を始めて子どもたちから学んだことは“大人社会の無責任さ”だった、と言えば言い過ぎだろうか。要保護児童がいることに大人社会はどれほどの関心を払っているだろう。一人ひとりが、それぞれ立場からできることから始める—そんな支援もあるということに一人でも多くの大人が気づいてほしい。人は一人では生きられない。誰しもが「育てられる者」だった。大人となった今、「育てられる者」から「育てる者」への視点への変換—それは実子だけを育てるという狭義のものではなく、地域で社会で子どもを育てるという視点への変換が求められていると思う。また、次世代育成というなら、社会責任としてそういう視点での教育の実践も必要であろう。

里親支援ソーシャルワーク ——支援の実質化のために



日本社会事業大学専門職大学院 准教授 宮島 清
みやじま きよし

1. はじめに

本稿では、「里親とは」、「里親支援とは」、「ソーシャルワークとは」の順で論ずる。そして、その上で、この国に定着させるべき「里親支援ソーシャルワーク」のあり方について考えを述べる。

2. 里親とは何か…「当事者性」に焦点をあてて

2010年3月20日、日本子ども家庭総合研究所（東京都港区）の3階講堂で、第5回フォスターケア研究会が開かれた。この日、木ノ内博道氏（千葉県里親、NPO法人千葉里親支援センター代表）がくださった教育講演に対する質疑応答のかたちで、木ノ内氏と参加者である筆者、同渡邊守氏（大阪府里親、IFCO理事）、そして研究会の主宰者である庄司順一氏との間で、里親支援と里親の当事者性について、意見を交わすことができた。筆者は、この中で、里親を次のように捉えている旨を述べた。

「里親は、支援の乏しい中で、様々なご苦勞を重ねられている。その意味で、多くの里親が、自分たちこそ当事者だという意識を持ち、児童相談所に対して被害的な感情を抱くのを当然だと理解している。しかし、里親は、本当に当事者なのだろうか？ 私は、ここには、根本的な理解の誤りがあると思う。少なくとも、法令上は、里親は当事者ではなく、子ども家庭福祉サービスを担い手であり、子どもに養

護サービスを提供する者である。児童福祉法27条1項3号によって子どもを受け入れるとはそういうことであり、厳密に言えば、当事者とは子どもとその保護者である。

私は、福祉系の専門職大学院で働いているため、他の領域の福祉サービスの現状やそこでサービスを担う人々の声を日常的に耳にする。高齢者福祉や障害者福祉を担う人々の厳しさも、児童福祉同様に想像以上である。しかし、彼らは、不当だという被害的感情を抱きつつも、それを前面に出して、あからさまに自分たちが主人公であるかのような言い方はしない。あくまでも福祉サービスを受ける人たちの利益のために、自分たちも守られるべきだと主張している。そうしない限り、だれも話を聞いてくれないからである。里親の場合は、発言力のある里親が、自分たちが主人公であるかのように発言をし、研究者がそれに共感し、時に煽り、行政と里親との分断を更に大きくすることに力を注いでしまっている。これらは、福祉サービスのあり方として、また、その拡充を支援する方向性として、とても特殊である。

しかし、この特殊である里親の存在と位置関係が、必然の結果でもあることも理解しておかなければならない。私は、自校のファミリーソーシャルワークという講義の中で、家族に関する基礎知識について取り扱っている。家族は、子どもを産み育てること

や、家族メンバーの癒しや回復という機能を担っている。これらは、家族の最も基本的な機能であり、最も私的な世界の中で営まれるものである。里親は、この最も私的な領域・自分の世界を、社会的養護を必要とする子どものために提供して、自分の生活と人生を、子どもの生活と人生に重ね合わせながら、里親としての仕事を展開している。このため、子どもとの間で、公私が混同されるのは無理もなく、むしろ当然であり、そこにこそ里親養育の良さがあるともいえる。いうならば、里親とは、公的な仕事を最も私的な領域の中で担う人々だと説明することができる。この後半の部分のことを理解し、正当に評価しない限り、そして尊重しない限り、里親が社会的養護サービスを担う存在だと強調するだけでは、里親と協働することはできない。里親には前者を、里親支援を行う機関には後者を、十分に解ってもらわなければならない。」

3. 里親支援とは何か

里親養育とは、最も私的な領域で行われる公的な働きである。故に、子どもの利益を実現することが、里親の養育の目的ではあるものの、里親の利益をないがしろにしたのでは、結局子どもの利益は図れない。多くの場合、里親と里親家庭の安定があって、はじめて子どもの利益を実現する。この関係について理解し、合意した上で、支援を行うものと、支援を受けるものが、「支援契約」を結ぶことが必要である。

残念ながら、現在「里親支援」として語られるもの多くは、「里親が子どもの利益を実現するために必要なもの」とは、言いにくいように思われる。子育て支援が、親の負担軽減型のものに偏っているのと同様に、そこに並べられたメニューも、「里親へのレスパイトサービスの提供」「里親のためのサロン」

「養育相談」「研修」「家事援助」などによって構成され、里親に対する負担軽減策が並べられている印象がある。これらのものが不要というのではない。

これらのものも必要ではあるが、本当に必要なのは、委託する子どもについての情報であり、実親や地域との調整であり、子どもの成長と一緒に確認してくれることではないか。そして、子どもを育てる上で、有用な援助を、特に里親が子どもとともに暮らす市町村・地域において見つけ出し、結びつけてもらうことではないか。生活と人生を共有する故に生じる様々な出来事や悩みについて、打ち明けることができ、ともに考え、有用な情報の提供やアドバイス・時には厳しい指摘をしてもらえる存在こそが必要なのではないか。

4. ソーシャルワークとはどうゆうものか

…基本を押さえることの重要性

筆者が勤務する日本社会事業大学の英語での表記は、Japan college of social workである。今年度就任された高橋重宏学長は、4月に行われた入学式において、改めてこの大学を、ソーシャルワークの理論と実践をリードして行く学校としたいと語られた。筆者も、その構成メンバーの1人として、その職責を果たしたい。

大幅な意識のために、この使命と反することになることを恐れつつ、ここでは、ソーシャルワークとは、「人権と社会正義を価値基盤として、生活と人生に生きづらさを抱えた人々が、生きていて良かった、人生も世の中も捨てたもんじゃないと感じられるように、専門的な知見と技術を用いて、その人とその人が生きる環境と、その両者の接点に働きかけることだ」と説明しておくことにする。

このソーシャルワークには、様々な機能がある。生きづらさを抱えた人々(以下、「当事者」とする。

2節の議論との関係を考慮せずに、一般に用いられている用語を使用する。)を支援するために、ソーシャルワーカーは、様々な角度から、様々な方法で働きかける。当事者にとってソーシャルワーカーは、あるときは保護者、あるときは治療者、あるときは教師或いはアドバイザー、あるときは仲介者、あるときは権利の擁護者、あるときは代弁者、あるときはブローカー(利益になるものを運んでくる・結びつける)などの役割を果たす。

基本的には、当事者と対等で、且つ、当事者に寄り添うものとして、当事者自身を励まし、力づけながら、当事者の利益を実現するために、これらの様々な役割を担うのである。

そして、当事者の利益を実現するためには、その人自身の話を聞き、そのありのままの状況を認め、その人の考えや望みを大切にしなければならない。その人自身の問題点に目をふさぐわけにはいかないが、それ以上に、その人の「強み」を活かそうとする。支援のすべてをソーシャルワーカー自身で行えるはずはないので、自ら支援を行うとともに、様々な人々やもの、制度や仕組みを活用する。保育所、幼稚園、学校、市町村役場、心理職・医師・保健師・弁護士等の専門職だけではなく、他の当事者や民間団体など、協働すべき相手との間に垣根を設けることはない。支援のためのチームづくりや制度づくり、様々なレベルにおいて社会に働きかけ、情報発信にも取り組む。ソーシャルワークはこのように展開するものである。

5. 里親支援ソーシャルワークのあり方

支援は、支援する側の視点で行われたり、組み立てられたり、制度化されたりするべきものではなく、支援を必要とする側の必要(ニーズ)によって、かたちにされるべきものである。

そして更には個々の支援のための事業(サービス)にだけに着目するのではなく、どうしたら、それらのサービスを、実際に支援を必要とする人たちに届けられるかに意が用いられなければならない。

現在の里親支援事業として記されているのを見ると、支援のためにメニュー化された事業にだけ目が行き、個々の事業を、里親や子どもの必要に結びつける働き、すなわちソーシャルワークの重要性が理解されていないように感じられる。

敢えて言うならば、多くの里親にとって、普段日常的には、個々の「事業」の多くは、不可欠なものではない。むしろ、自分たちが懸命に取り組んでいることを認め、それを支持してくれることこそを望んでいる。そして、何らかの助けが必要になったときに、或いは危機やトラブルが生じたときに、3節の終わりに記したような関わりをしてくれることを期待しているのではないだろうか。

普段から、里親と子どもと行き来をして、里親と子どもの必要を理解する。そして、必要なときに必要な支援につなげる。必ずしも、里親支援事業としてメニュー化されたものにとらわれず、里親と子どもが暮らす市町村によって提供されている子育て支援の働きや民間が先駆的な働きとして取り組んでいるような支援や、必ずしも福祉に限定することなく、医療や教育などの分野で提供されている支援にもつなげて行く。そういったことが必要である。

里親から児童相談所へ向けられる大きな不満の一つに、「担当者がコロコロ替わる」というものがある。多くの児童福祉司が3年程度で異動し、転出転入者の性別や年齢・経験年数の違い等から行われる担当変更もあるために、ひどい場合には、毎年担当者が入れ替わる場合がある。確かに、里親の不満は理解できる。しかし、問題の核心は、3年とか1年とかいう期間にあるのではないのであろう。最短の

1年間ではあっても、毎月1回以上顔を合わせ、親身な関わりが続けられ、互いの中に信頼関係が成立するならば、一年間は決して短くはない。まして、このような関わりが、通常の異動のサイクルである3～4年の間継続されるのであれば、互いの間には、相当に深いきずなが結ばれるはずである。今語られる「コロコロ替わる」という不満は、「異動のあいさつだけ、ひどいときにはそれも無い」「自分たちのことを理解してもらっているという実感が無い」という意味で受け取るべきなのではないだろうか。(注)

6. 結びとして

私たちは、何か特別なことを、もったいないもの、ありがたいものを探しがちである。また、そのようなものを持つことによって、他の人より有利な立場に立とうとする性癖さえある。しかし、そのようなものの多くは、本当はさほど重要ではない。

里親支援ソーシャルワークという言い方が、里親支援を行うための特別なソーシャルワーク技法があることと理解されることは望ましくない。これは、スクールソーシャルワークが、学校を実践の場とするソーシャルワークのことであって、特別に異なるソーシャルワークがあるのではないことと同じである。

里親が抱えやすい問題にある程度の理解があること、里親制度や社会的養護全般に関して、基本的な知識・知見を確実に身につけていることが求められるにしても、これに加えて特別な技法を身につけなければならないわけではない。私たちにとって大切なことは、基本をしっかり身につけること、寄って立つべき価値を見失わないことであって、必ずしも新しい知見を追い求めることではないのだと筆者は考える。

里親のほとんどは、支援者のかかわりを頑なに拒み続けるような多問題家庭ではない。子どもたちに

真摯に向き合い、彼らの生を生き活きとしたものにするために力を尽くしたいと考えておられる。支援者が、この思いを共有することに意を用いるならば、あなたは里親との間で、良好な支援契約を結ぶことができるだろう。そして、必ずや、あなたは、良い実践を行いうるチャンスに恵まれるに違いない。

(注) 日本で里親制度が創設された翌年、昭和23年に発出された家庭養育運営要綱には、指導担当者が、委託間もない時期には概ね週1回、この時期を過ぎほぼ落ち着いた後にも月1回の里親家庭への訪問をすべきと明記されていた。明治時代の優れた実践者として知られる石井十次も、岡山孤児院の子どもを家庭に委託する場合には、チームを組んで月1回の訪問を行ったという。これらの実践に学ぶべきである。しかし、虐待対応に追まられる今の児童相談所が、これを実行することは非常に難しい。筆者は、代表を務める「子ども生き活き里親養育活性化プロジェクトあっとほーむ」の活動報告書(2010年3月)の今後の課題と展望の項において、この国で、これを実現するためには、この業務が、どのような主体によって、どのように担われることが最も現実的かという提案をおこなっている。

キーワード：ソーシャルワークの定義

国際ソーシャルワーカー連盟は、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークが拠り所とする基盤である。」と定義している。

里親支援の現場から

里親メンターによる 里親家庭訪問 ——里子養育支援の取り組み



すがわらのりこ
菅原範子

特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト運営委員

1. はじめに

「子どもが落ち着いてきました」。里親メンターが訪問家庭里親の言葉を伝えてくれたのは、訪問8回目位であっただろうか。こんなに早くこの言葉をもたらるとは予想していなかっただけに、この事業が子どものためのプログラムであると実感できた。

里子養育は里親だけでなくそこで暮らす家族全員が丸ごと関わっているもので、里親家庭が社会的養護の現場になることである。家族だけでは抱えきれない部分が生じて“在宅養護”の限界は経験した者でないと理解できない。

手探りの里子養育のなか、里親同士の相談や助け合いは、必要に迫られてのものであった。里親家庭だけで問題を抱え込まないように、里親同士の共助で乗り切ってきた。大変な時期もトンネルの中にも同じ里親同士ならわかってくれた。

しかし、共助には限界がある。一方で公助は手薄であることも里親はわかっていた。里親の気持ちをわかってくれる存在が傍らにいること、里親の共助を補完するものが必要とされていた。

1997年、東京都の養育家庭の有志が集まり、里親家庭を巣立った元里子への自立支援を目的にアン基金プロジェクト（以下、アン基金Pとする）を設立した。以来、資金貸付をはじめ自立支援プログラムの実施や里子会支援に取り組み、里親経験者なら

ではの思いで子育て中の里親のニーズに応えた里親支援を展開している。

2008年、アン基金Pの里親家庭訪問が始まった。先輩里親の経験が下敷きとなった、子どものための里親支援プログラムを紹介していく。

2. 里親メンターによる里親家庭訪問

この事業のねらいは里親家庭の里子養育支援であり、特色はメンタリング・プログラムである。

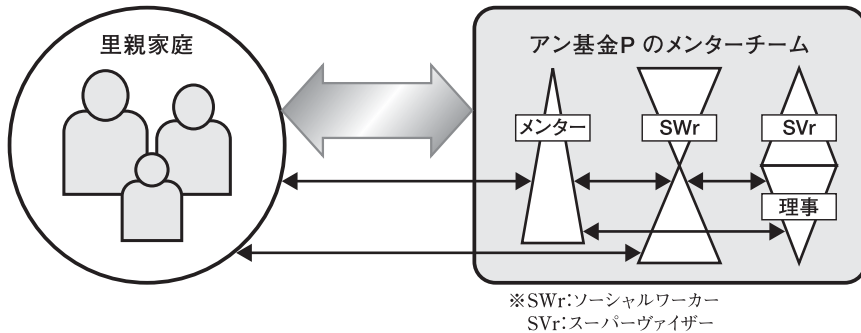
事業の担い手は、里親メンターとソーシャルワーカー（以下、SWrとする）・スーパーヴァイザー・理事のチームとし、事務局（アン訪問ステーション）体制を整えた。

里親メンターは里親メンティの家庭に訪問し、里親メンティの話を聴く。SWrは訪問家庭のアセスメントとマッチング、そしてモニタリングを実施し、里親家庭へ情報提供をする。訪問する里親メンターを支え、このシステムを保障し維持していく役割とする。スーパーヴァイザーは事業内容への助言をし、理事はサービス提供者として事業を検証していく（次ページの図参照）。

1) 里親メンターとは？

里親メンターは、里母・里父を経験した者で、訪問する家庭の里親の話に耳を傾け、里親の子育てをともに喜び、ともに悩む仲間のことである。

〈図〉 アン訪問ステーション体制



〈アン基金の里親メンターの条件〉

- ・ 里子受託経験が通算5年以上ある。
- ・ 東京近郊の里親家庭を月1回訪問できる
- ・ メンター研修(月1回程度・合計20時間)に参加できる
- ・ 有償ボランティアとして活動できる

里親メンターは条件に合えば誰でも登録はできるが、研修参加とボランティア意識は必須である。

同じ里親同士は、つらい気持ちができる一方で自分はどうして乗り切った、こうすればいいといった良かれとしたアドバイスが先立つこともあり、里親が傷つく場合もある。専門職だと専門的知見の押しつけがあったり、里親側からしても専門職の分析や評価の眼が気になって話せないことがあるが、研修を積んだ里親メンターなら安心して思いを吐き出せる。

里親メンターは、登録時からこのプログラムの意義を確認し、「傾聴」を中心とした研修と里子理解・自己理解を深める研修を積み重ねている。

2) 里親家庭訪問(メンタリング・プログラム)の仕組み

里親メンターが訪問する家庭は、現在受託中の養

育家庭・委託前、委託後の里親・養子縁組家庭等々、現役里親から里親希望者、里親OBと里親の種類は問わない。

家庭訪問を希望する里親が申し込み(受付)をすると、(1)受付終了後、SWrが家庭訪問をする。訪問家庭の状況調査(アセスメント)ならびに家庭訪問プログラムを説明し、里親の意思確認をする。(2)SWrは事務局SWr会議に結果を持ち帰り、訪問家庭のニーズに合った里親メンターを選定(マッチング)し、同時に訪問家庭の担当SWrを決定する。(3)担当SWrは担当里親メンターに同行し初回の家庭訪問を実施する。里親メンター訪問サービス内容を決定し、契約を交わす。

里親家庭訪問契約期間は1年およびトライアル3カ月(3回)があり、契約の更新も可能とした。

里親メンターによる家庭訪問はおおよそ1カ月に1回、1回の訪問は2時間程度である。SWrのモニタリングはおおよそ4カ月に1回である。

取り組みで重視しているのは、チーム内の情報共有である。メンター訪問後、メンターと担当SWrはメンターが記した訪問記録を基にして、実際のメンタリング内容と里親家庭の状況を確認する。担当SWrはメンター、メンティへのフォローを心がけ、

メンターとの面接記録を詳細に記す。

受付→登録→経過→終結まで、アン基金Pのメンタリング・プログラムは記録を充実させており、里親子ソーシャルワークの蓄積になっている。

3) なぜ、里親メンタリング・プログラムなのか？

訪問を希望する里親(メンティ)のフィールドであり、テリトリーでもある家庭において、同じ経験をした里親が1対1の関係で話を聴くことが里親の気持ちを安定させることにつながり、里子にゆとりをもって接することができるからである。

里親メンターが傾聴に徹することで、メンティはこんなこと話してもいいんだと安心感を得られる。里親メンターはメンティの気持ちをくみ取った言葉で返していく。その時間の積み重ねは、支援された支援したというような関係ではなく、ともに里子の成長を見守ることになる。継続した関わりの中で、メンティはメンターから様々なことを学ぶ。メンターは先をいく里親モデルの提示になるであろう。その過程は、メンティの里親としてのキャリアアップになっていくであろう。このキャリアアップ形成こそが、メンティが次にメンターとなる準備となるのであり、やがて、メンターとなって次世代に里親の知恵とスキルを伝えていくことになる。

一方で里親メンターもメンティの変化や成長を身近で感じることで喜びと達成感を得られる。さらに温かな眼差しでメンティに接し“寄り添い人”の存在になるであろう。

先輩里親と専門職がチームを組んだ里親メンタリング・プログラムが、社会的養護を担う里親の共助を補完するものである。そして、“メンターとメンティがともに創る関係が、里親と里子のための次世代里親育成プログラムになっていく”ことにこのプログラムの真髓がある。

3. 里親家庭訪問の実際

事業立ち上げ3年目に入っているが、過去2年間の家庭訪問利用家庭(継続・終了・相談のみを含む)は12件あり、それらを大きく以下の4群に分けてみていく。

1) 同居人

私たちはこの事業を実施するにあたり里親の種類を問わなかった。それは社会的養護を必要とする子どもを家庭で育てている全ての人を対象にしたかったからである。里親制度からもれてしまう子どもの存在がある。様々な事情が重なって社会的養護が必要とされつつも結果的に住民登録で「同居人」となる子どもがいる。

「同居人」の子どもは家庭内で居場所感を持ちにくい。成長するにつれ根っこにあるアイデンティティの不確かさからくる不安が「問題行動」を引き起こしがちであるが、様々な事情があるだけに養育する側にとって、悩みながらもどこに相談していいかわからず気がつく和家庭内だけで問題を抱え込んでしまうことがある。

そんな養育者の戸惑い、逼迫感等々の悩みがわかるのは、里子を育てた経験のある里親である。

派遣は2件あり、「相談先がなく悩みを吐き出せない状況をわかってほしい」ニーズにメンターが応え、本音を吐き出す場になった。

2) 措置解除後の家庭

措置解除後の課題は元里子の自立である。今回、相談があったのは1件で、家庭訪問できない事情があってサービス対象とならず、他の相談機関につながり結果になった。

今年度はこうしたニーズに柔軟に対応できるよう、メンタリング場所は家庭に限らないこととし、家庭訪問以外のメンタリングを実施し、メンタリング方法も個々のニーズに応じている。

3) 委託前の家庭

委託前ケースは、受託の打診段階の気持ちの揺れや措置機関とのやりとりで生じる不安に応えるものである。

派遣は2件あり、いずれの家庭もニーズは明確で、里親メンターの体験を聞きたいというものである。里子の成長の場面ごとにメンターの体験を詳細に聞き、それに対して、誠実に丁寧に答えていくやりとりになった。いずれも終了となっているが、メンティは次のような感想を述べている。

「気持ちなどに共感してくれたことや毎回、現在の子育て(実子がいる)を褒めてくれたことが、自分の気持ちを落ち着かせ、自信を持たせてくれた」、
「子育て中のエピソードを細かく話してくれたことも、これからの子育ての示唆になった」、
「もっとアドバイスがほしいと思ったこともあったが、話を聞いてもらい自分の思いを認めてもらったことは、自信になった」。

メンターは委託前の不安な気持ちを十分に受けとめるだけでなく、先輩里親としてモデルを示すことになった。

4) 現在養育中の家庭

受付・問い合わせは7件あり、6件に派遣(現在継続中ケースを含む)。1件は遠方で家庭訪問可能範囲内でなかった。

受託1年以内のケースの場合、里親は里子が表出する行動の数々について知識を持ち覚悟をして受託したものの、ストレスが溜まり自信を失う時期が必ずある。その時期に、里親メンターが新米里親の気持ちを受け止めそのやりかたでいいよと認めて、自分もそうだったと伝えることでメンティは安心する。

「普通に話すだけで落ち着けて、わかってもらえたことで認められた思いを感じた」と喜びは大きく、

メンターによくやっているねと褒められて元気が出てくる。「メンターは安心して何でも話せる存在である。年上の先輩里親であることが“安心”をもたらしている」。継続した関係の中で、里親メンターも同じつらさを味わい乗り越えてきたのだと思えるようになり、里子の対応にゆとりが出てくる。

委託後複数年になると、里親としての自信や力量もついてきてはいるものの、その時々の子の問題への対応に苦慮し、対策をとろうとしても迷路にはまり込むような時がある。そんな時、話を聴いてくれるだけで問題が整理されていくことがある。

「(同世代の里親メンター)1カ月に1回きていただけののをとても楽しみにしているんです」と訪問を心待ちにして、子どもの状況を話す。そして、初回訪問から何回かを重ねて「子どもが落ち着いてきた」とその様子を笑顔で伝えてきている。

7件のうち、転居後に相談できる人がいないことで家庭訪問を希望した家庭は2件あり、2家庭に派遣した。

「メンターとの出会いは“神様が引き合わせてくれたのではないか”と思ったくらいに、その時の気持ちをわかってくれる人だった。(遠く離れて)両親も夫にも理解されない気持ちをわかってくれたのは、メンターだけだった」、
「家に来てくれたのがよかった」、
「世間話のような会話をするのが楽しくて、メンター訪問の時間に救われた思いがある」という感想から、環境変化の時期に里親メンターの存在は大きいといえるだろう。

定期的な継続した里親メンタリング・プログラムは、子どもの変化と成長をメンターだけでなくチーム全体で喜びあえることになり、それをメンティに伝えることでメンティの自信と安定につながっている。

以上、メンティを中心に実際をみてきたが、最後



里親家庭訪問のようす



に里親メンターの感想をあげる。

「里母さんの顔が変わり、安堵の表情に嬉しくなった」、「メンターとしての役割を担えることができ、自分が里親としてやってきたことが報われる」、「何も問題がなくても聴き続けることが里親家庭の安定につながるし、いい状態を保つことができるのではないか」、「里母の内面に触れるようなやりとりができ、心の距離が縮まった。ふつふつと湧き上がる自分の気持ちをみることになり、それを抱えながら聴くのは大変だったけど、自分のためになったと思う」。

4. おわりに

里親メンタリング・プログラムは家庭訪問だけではない。メンター研修・ケースのスーパービジョンに加え、メンター同士の交流を図るメンターミーティングも重要なプログラムである。これらを計画し実行しているのは事務局であり、プログラム遂行に欠かせないものである。

社会に開かれた里子養育は1世代で終わるもので

なく、次世代の里親につなげていくものである。そして、里子養育のエッセンスは子育て全般に通じるものである。共助を補完できる里親メンタリング・プログラムは、里親支援・子育て支援の普遍的なものになるであろう。

私たちアン基金Pはこのプログラムの柔軟な活用を図り汎用性を高めていくことが、里親支援になり里親制度推進になると信じている。

キーワード：メンターとメンティ

メンターとは「賢明な人」を示し、経験豊かな先輩を指す。メンターに対し、経験が浅く支援を受けるものをメンティとよぶ。メンターはメンティの状況に合わせて一定の期間、個別支援する。メンタリングはメンターとメンティの関係性を表す言葉で、メンタリングを通し共通の目標に向かってともに成長する関係を結ぶ。メンタリング・プログラムは人材育成や教育の現場で注目を浴びている。

里親による里親の支援 ——里親会の実情と課題



きのうちひろみち
財団法人全国里親会 理事 木ノ内博道

1. はじめに

「社会貢献がしたい」、「子どもがかわいいから」、「子どもができないので」など、人々はさまざまな動機で里親になるが、近くに同じ里親がいるとは限らない。児童相談所に申し出て里親登録しても、いつ子どもは来るのだろうか、委託されたとしてもどのように養育していったらいいのだろうか、と心配は募る。

そういう時、地域の里親会から入会の案内をもらったりすると嬉しいものである。里親会の活動に参加しながら、社会的養護について学んでいたり、同じ仲間と交流を深めていく。また、ときどきの養育の心配ごとを話し合う。そういうなかで生涯の友となるような出会いもある。

残念なことだが、里親制度そのものが日本ではマイナーであるが、それ以上に里親会にスポットが当てられることは少ない。遅ればせながら、社会的な養護のなかで家庭的な養育が注目されつつある。里親会の役割も重要さを増しているはずなのだが。

2. 里親会の概要

歴史的には、地域の里親会は児童福祉法が施行された昭和23年から数年の間に各地で次々と発足している。そして地域の里親会の全国組織として、全国里親会が昭和29年に発足している。

昭和30年代は里親も里親委託児童数も多く、里親制度の全盛期だったと言える。里親会の活動も活発だった。ところが、日本の高度経済成長とあわせて、里親、里親会活動とも低調になっていく。児童虐待などが増加し、家庭的養護が注目される近年になって、ようやく里親制度が見直され、それとともに里親会の動きも活発になってきた。

具体的には平成14年度と平成21年度の2度の改正があり、平成21年度の改正にあたっては全国里親会のなかに「里親会のあり方検討会」を設置し、里親会の改革が始まった。そういう意味ではむしろ改革は始まったばかりなのである。

現在は都道府県と指定都市で計65の地域の里親会があり、その全国組織として全国里親会が存在している。また北海道エリア、東北エリアというように全国8つのブロックごとに研修会（親睦も含めた大会）を開催している。

都道府県や指定都市の里親会は、児童相談所ごとに支部を置いていたり、あるいは支部が里親会を名乗り、全体を連合会組織としている里親会もある。

地域の里親会の名称は必ずしも里親会というのではなくて、養育家庭の会（東京都）、きずな会（山梨県）、愛児会（横浜市）などとしているところもある。

また多くは法人格をもたない任意団体だが、社団法人、財団法人、NPOとしている団体もある。

里親会は会員を募って運営しているが、対象とする会員についてはさまざまである。未委託里親を対象としない(委託里親のみの)里親会もあれば、養子縁組を希望する里親を対象としない(養育里親のみの)里親会もある。里親だけでなく賛助会員を多く擁する里親会もある。里親会の加入状況(組織率)も運営する会費の額もさまざまである。

先に紹介した全国里親会の「あり方検討会」の調査(平成20年6月実施)によると、会員数をもっとも多いところで467(北海道)、もっとも小さなところで12(横須賀市)というひらきがある。地域の里親会の平均会員数は約110である。

運営の会費の額は多いところで年額9万6千円(岡山県里親会の委託里親)、低い会費はゼロ(京都府)で平均すると年額3千円強である。

全国里親会は地域の里親会の上部団体として、制度改革のために要望書を取りまとめて提出したり、里親制度の普及のための活動などを行っている。財団法人であるが、平成21年度から会費の徴収によって事業を行うように変わってきている。

3. 地域の里親会の活動

地域の里親会の運営は、まず総会によって事業や予算を承認し、前年度の活動の報告などを行う。また理事を選任して、日常の業務については理事会によって運営する。

活動は研修会と親睦会が中心となっている。これらの活動を通して会員相互の交流が深まるが、児童相談所の職員と知りあうことの意味も大きい。児童相談所の里親担当職員は里親と接する機会が少なく、新しい里親の人柄を知る機会も少ない。これは里親の方も同じで、研修や親睦会に参加することで委託に結びつくことが多いと言われている。

研修のテーマは里親制度に関することや子どもの

養育に関することが多い。外部講師をお願いする以外に先輩里親の体験談などで構成される。研修テーマは会員の自発的な問題意識で決められるが、経費は都道府県から一部助成を受けて開催されることが多い。

研修会に類似するものとして、里親サロンがある。里親同士が養育上の悩みについて話し合うピアカウンセリング的な手法をとっているが、これも多くは助成によって賄われている。

親睦会については観光バスなどを借りて小旅行をすることが多い。こちらは研修会と違って子どもたちが主役となる。旅行の他にはキャンプやクリスマス会、餅つき大会などがある。

研修会、里親サロン、親睦会などの開催回数は里親会によってさまざまである。活発な里親会と活動が停滞している里親会に大きく二極化していると感じられる。

児童養護施設や乳児院などとの交流も行われる。見学会も行われるが、最も多いのは季節里親、週末里親と呼ばれている活動で、夏や冬の数日、あるいは週末に児童養護施設の子どもたちを預かり、家庭生活を経験してもらうのである。国の制度ではないため、地域によって名称、実施方法、里親会の関わり方などに違いがある。

里親制度のPR活動をしている里親会も多い。バザーを開催したり里親出前講座と称して大学や専門学校で里親の養育体験を話す。

全国里親会が運営する里親賠償責任保険(通称「里親保険」)の加入手続きを行うのも地域の里親会の業務である。全国里親会の運営する保険でなく独自に地域里親会が運営しているところもある。

地方自治体とのかかわりでは、里親会の会長が都道府県などの社会福祉審議会の委員となっている場合も多い。

また、地域の里親会、ブロック単位、全国里親会ではそれぞれ表彰制度をもっており、総会や大会で功労者を表彰している。

4. 里親会の課題

先に紹介した全国里親会の「あり方検討会」が行った調査で、地域の里親会の運営について聞いている。それによると事務局を児童相談所の職員が担っているのは調査対象の里親会61のうち29で、半数近くにのぼる。次いで多いのは社会福祉協議会職員で12。里親会が事務員を雇用しているのは8。里親会会員のボランティアが8となっている。7割近くの里親会が現実には事務局を担っていないことになる。しかも、児童相談所などでは、忙しいこともあって里親会の事務局機能を今後担うことができないと表明しているところが多い。

また、自由記述で、里親会の課題だとしていることについて書いてもらったところ「会費収入の確保」「活動費の財源不足」など財務に関することが多かった。

その他では「総会や大会への参加者が少ない(参加者がいつも同じメンバー)」「里親会への加入者が少ない」「会員が高齢化している(若い里親が入会してこない)」「役員になり手がいない」「事務局の担い手がいない」「養子縁組が成立すると退会していく人が多い」などがあげられている。

これらは、里親会の活動に魅力が感じられず、活動が停滞し先細りする危険性のあることを感じさせる。

里親は子どもを養育するために里親登録したのであって、里親会の活動をするために里親になったのではない、ということがよく言われる。しかし、里親会の活動が当事者の手で担われずに、魅力も感じられないとしたら、今後どうなっていくのだろう。

そういう意味では、形骸化した里親会ではなく、時代を先取りしていく里親会に脱皮していくことが急務だろう。

平成21年度の改正児童福祉法の施行では、里親支援機関の創設が謳われている。里親開拓や研修業務、訪問相談などを民間に委託してもよいことになった。里親会が母体となって里親支援機関を作る動きが各地で動き始めた。当事者団体が里親支援を行っていくのはいいことに違いないが、これまで見てきたように、里親会の脆弱さを考えるとかなり困難であると言わざるを得ない。

しかし、国と地方自治体の関係が変わり始めたことで、全国里親会と地域の里親会の役割にも変化が生じている。これまでは国からの助成を全国里親会から地域の里親会に振り分けてきたが、そこが細り、里親支援は地方自治体で直接行われるようになってきている。地域主権の政策が里親会の仕組みにも影響を及ぼしてきていると言える。

この辺の動きを反映させたイメージを描くとしたら、児童相談所の外に、里親支援機関が設置され、その組織のなかに里親会が入ると言うことになるのではないか。これまで、里親会が研修などを担ってきたが、里親の育成は措置をしている行政の責務として行われるべきものである。そういう業務の切り分けが明確になると、里親支援機関が研修や相談などを担い、里親の当事者団体である里親会は、親睦交流に力を入れ、また里親家庭のニーズをしっかり表明して、制度の改善に当たっていくというのが本来の役割になってくるだろう。

ところで、この一文の初めに、里親に登録して里親会から入会のお知らせがきたらどんなに嬉しいだろう、と書いたが、最近は個人情報保護の観点から、こうしたことが行われていない里親会が多い。会員の名簿を作ることに消極的である。児童相談所か

ら新しく登録した里親の情報が来ないので加入の案内ができない、という里親会もある。

最近のことだが、養育のことで悩んでいた里親が、いつの間にか里親会の会合に顔を出さなくなった。個人情報を知らされていなかったので、里親仲間は連絡して会うこともできなかった。そうこうしているうちに、その里親が子どもを虐待して事件となった。このケースからも、個人情報の保護が仲間作りの阻害要因となっていることが分かる。それだけでなく、里親は地域で孤立しがちである（通常の子どもの福祉は市町村、社会的養護は都道府県の業務であり、里親は地域の子どもの福祉とつながりにくい状況にある）。個人情報保護の観点から活動が停滞すると言うのではなく、里親会が率先して地域の子どもの福祉と連携できるように、開かれたものにしていく必要がある。

平成14年に専門里親や親族里親ができて、平成21年には養子縁組を希望する里親が養育里親から切り分けられた。ファミリーホームも国の制度になった。こうした里親の種類が増えたことなどに里親会はどう対処してきたのだろうか。養子縁組を希望する里親や親族里親は子どもを養育していても里親手当は出ない。それにもかかわらず養育里親と同じ会費を徴収しているとか、こうした里親に共通する課題に取り組んできたのだろうか。

平成21年度から被措置児童への虐待に関心が向けられるようになった。しつけのつもりでも、虐待に相当することがある。里親も社会的養護を担う一員であることを自覚しなければいけない時代を迎えている。現実には里親による虐待や、虐待を疑われるケースが増えている。里親会が音頭をとって子どもとの関わりについて啓蒙すべきだろう。

近年、一時保護に里親が活用されるケースが増えている。児童相談所の一時保護所や施設が満杯とい

うこともある。しかし里親による一時保護については、受け入れの問題で課題が多い。

また、従来の里親は子どもを育て上げるまで養育したものだが、最近は実親のいる措置児童が多い。家庭の再統合に役立つ里親であることが望まれている。

虐待の影響から発達障害を抱えた子どもなど、育てにくい子どもが増え、里親の養育スキルも専門性が問われつつある。

こうした、里親の役割や期待が変わってきていることを里親会は正確に受け止めて、できるだけ早く課題解決へと向かわなければならない。そうした里親家庭のニーズを反映できる里親会になる必要がある。先のアンケート調査などから言えることは、里親会がまだまだ近代化に着手しておらず、動脈硬化を起こしていると考えられる。

里親会とは何か、何をすべきなのか。問い直しながら、その閉そく感を打開していかなければならない。少なくとも、社会的養護のなかで家庭的養護がこんなにも遅れていることに、責任を感じる里親会であってほしいと考える。

キーワード：里親サロン

里親サロンとは、里親仲間が集まって、互いに養育体験を話し合うことである。養育の悩みを里親同士が話し合うことで、ピアカウンセリング的な効果が期待できる。広く各地の里親会で行われているが、プライバシーの問題や出席者が限られてしまったり、先輩格の里親がお説教を始めたりで、なかなかうまくいっていないようだ。

民間施設による里親支援 ——東京都の委託事業



社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 院長 つるかずみつ
都留和光

1. はじめに

平成20年(2008年)4月施行の児童福祉法改正により、「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」は制度上区別され、併せて養育里親研修についてはその義務化などの見直しが行われた。里親の制度的な位置づけの明確化と委託後の支援や研修の実施など、里親を支える仕組みの充実が図られる運びとなったのである。

さらに平成20年度より、これまで児童相談所が行ってきた里親支援を拡充するため、「里親支援機関事業」を実施。予算事業として実施していた里親に対する相談支援などの業務を、民間の施設やNPO法人等に委託して総合的に行えることとなった。その流れを受けて、社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院には、同年度の夏に東京都から打診があり、翌年2月の正式実施に向けて受託するに至っている。

そして1年半が経過した。乳児院として取り組んだ里親支援の実際と課題について、この与えられた機会を利用して述べてみたい。

2. 児童福祉施設による里親支援の実際と課題

1) 二葉乳児院における里親支援の歴史

社会的養護というと、「施設養護」と「家庭的養護」に大きく分けられる。東京都は後者への取り組

み強化として、東京都児童福祉審議会による「東京都における里親制度のあり方について」の意見具申を受け、昭和47年(1971年)に「養育家庭制度」を発足させた。そして、翌48年の児童養護施設4か所への「養育家庭センター」(以下、センター)設置を皮切りに順次センター設置を進めている。その9番目のセンターが出来たのが昭和61年(1985年)。乳児院に初めて併設されたもので、その乳児院とは二葉乳児院であり、ワーカーとして二葉乳児院前院長の鈴木祐子が就任している。

同氏は、それまで児童相談所と協働しながら里親支援に長く携わってきたが、その経験に裏打ちされた知識と高い手腕を買われてのことであろう。

センターでは里親会が組織され、さまざまな取り組みが行われた。里父母との懇談会や研修会・懇談旅行、センター施設で行われるガーデンパーティーやクリスマス会など、実に多彩なプログラムが里親子に提供された。PR活動(養育家庭制度の紹介や養育家庭の募集など区や市でのイベント、駅・街頭活動など)も積極的に行われ、里親制度の啓蒙・普及も図られた。里子の進路選択にあたっては、学校情報や就職情報の提供のみならず、特別育成費、奨学金、就職支度金などの告知・照会も行うなど、里親子への個別的な対応がなされた。

そうやって少なからぬ養育家庭支援、里親支援の

実績が積まれていったのである。

そんな、里親子に寄り添って歩んだ「養育家庭センター」であったが、平成14年(2002年)、東京都は養育家庭支援は児童相談所が担うとし、ここにセンターの歴史は幕を閉じることになる。

しかし、センターで脈打たれた養育家庭支援のありようをそのまま終わらせる訳にはいかない。鈴木祐子は、センター時代の職員を二葉乳児院に残し、自らも院長として先頭に立って送り出した子どもたちや里親子の相談を継続して行っている。里親会も二葉会と名を一新し、様々な催しを繰り返し行った。

「何か困ったことがあったら二葉さんに聞こう、祐子先生に聞こう」。里親子にとって、センター時代に培われた院長やワーカーへの信頼は、センターが終わってもなおゆるぎない、頼るべき大きな礎だったのである。

以上、二葉乳児院での里親支援の歴史について簡単に触れたが、その間、里親支援の必要性が広く社会に認知され里親支援が拡充されたかと問われると、はなはだ疑問と答えるしかない。センター時代の、平成4年(1992年)発行の「児童福祉研究」には、里親支援の課題として「里子養育は、里親の情熱や好意のみで解決しきれぬ問題ではない。里親の養育への主体性を尊重しながらも、里親・里子を援助する機能を充実させる必要があるだろう。委託児童の発達プロセスに応じた里親研修プログラムや児童への治療プログラムの充実、里親の自助努力を損なわない形での里親里子関係ケースワークの確立を考えていく」とある。当時求められていたことは、10年後のセンター時代が終わった時と、そして20年後の今と、なんら変わらない。

2) 乳児院での里親委託の状況

平成19年度の都内10箇所乳児院からの里親へ

の委託は、退所児童435名中、家庭引取りの298名をのぞいた137名に対し、養育里親28名、養子縁組18名であった。平成20年度では、退所児童412名中、家庭引取りの260名をのぞいた152名に対して養育里親15名、養子縁組22名である。

残された子どものうち平成19年度の81名、翌20年度の84名の子どもたちが乳児院から児童養護施設に措置変更になっている。里親委託を進めたいという東京都の意向はなかなか進展しない状況である。なぜ、この子どもたちは、登録されている養育里親のもとへ委託されないのか。

現場である乳児院では、里親委託に対する様々な思いが吹き出していた。

一例を挙げるなら…委託候補児の選定は、委託後の里親との愛着関係を築く上でなるべく早い作業が望まれる。ところが、児童相談所側で時間が費やされ、1歳の誕生日を過ぎても挙がってこない。1歳6ヶ月以降～3歳近い年齢になってようやく里親さんとの交流開始となる。これでは、里親さんにとっても子どもにとっても大切な時間の大きな喪失である。併せて、里親さんについての情報の量と質の問題。マッチングを考慮する上では里親さんについての情報は多ければ多いほどよいのだが、乳児院に届く書類に記入されたものは、限定的で、箇条書きの無機質な情報でしかないことが多い。

そんな経過を経ているためか、乳児院でようやく迎えた里親さんとの交流はどうしてもごちなさに伴ってしまうことが多い。“候補児を目の前にして、里親さんの気持ちを受けとめながら”がじっくりこないのである。乳児院側も、児童相談所で行う里親研修の内容などを知っておく必要がある、と自省はしているが…。

そんなことをさまざまな機会を捉えてお話ししてきたが、東京都社会福祉協議会の乳児部会としても

年間のテーマとして学習することになった。

21年度と同協議会／乳児部会養育看護研究会では「里親交流支援について～現場の視点で考える」が年間のテーマとなり、実際に担当した保育士、看護師の視点から現職の里親さんを招いて、子どもとの交流時にそれぞれがどのような思いであったか、どうすればよりよく分かり合えるのかといった意見交換やアンケートを行い、相互理解を深めている。

また同協議会／乳児部会家庭支援・心理研究会においても、里親支援の実際について、主に児童相談所の進め方や、乳児院と里親さんの交流のあり方について、里親さんや現職の児童福祉司を招いて意見交換を行っている。

このように、里親さん・児童相談所・乳児院の3者で互いの思いや事情を確認し、理解を深め合っていくことは、里親委託を進める上でとても有意義なことである、と思う。3者がそれぞれの立場で、里親を必要とする子どもたちに寄り添って行こうとする表れである。

すでに東京都は、乳児委託研修を平成20年度より都内10か所の乳児院にて3回行い、数字上は60組の乳児委託が可能となる状況にしたが、残念ながら未だ実績に結び付いていない状況である。1歳を過ぎてからの交流、委託が多いことが伺える。平成22年度までにさらに20組が研修を終える予定だが、3者の相互理解がさらに進み、乳児委託の実績として結実することを期待したい。

3) 委託事業の実際

前段が長くなったが、本論へ。前述した通り、二葉乳児院では東京都から平成20年度事業として平成21年2月から「里親支援機関事業(モデル事業)」を受託。児童相談所に里親委託等推進員1名を置き、実務を執り行った。

児童相談所の所管である9区島しょを対象にしたモデル事業としての実施となり、里親支援のよりよい拡充を目指して取り組むことになる。20年度内の2か月のみでなく翌21年度も引き続き行うこととし、途中で効果測定を行い、平成22年度についてはまた改めて契約を行うこととした。平成23年度から本格実施を行うためのモデル事業であったため、関係各方面から注目を受けてのスタートとなった。

実施した内容は以下の7点である。

① 里親委託等推進委員会

里親支援のよりよい充実を目指し、里親委託等推進委員会を設置。委託等に対する目標を設定し、里親委託に関する進行管理なども行う。委員会構成メンバーは、里親さんや児童福祉施設施設長、学識経験者、児童相談所職員、里親委託等推進員。年3回開催。

② 養育体験の実施

里親として登録されている方(養育家庭・養子縁組里親・専門里親)が、児童福祉施設に入所している子どもたちの現状を知る機会として、児童福祉施設の子どもたちと関わり、また施設職員と話をする場を設ける。

③ 里親訪問支援事業(里親訪問支援員研修)

交流中・委託中の里親さんの話を伺い、日々の想いに寄り添い、共に悩み、共に共有してくださる「里親または里親の経験のある方」を研修の上「里親訪問支援員」として登録。訪問支援を希望された里親さんのご家庭を訪問し、養育相談などの援助活動を行う。

④ 里親による相互交流の企画・運営

里親さん同士の情報交換や養育技術の向上などの交流会の企画・運営を行う。養子縁組成立後の家庭や里子さんを対象とした取り組みについても企画検

討を行う。里親さんのさまざまなニーズに合わせたミニ講座などの開催も行う。

⑤ 里親の新規開拓・普及啓発等

里親さんの新規開拓および普及啓発を目的として広報活動を行う。地域の皆さんに知ってもらえるような新しい広報形態も模索・検討する。

⑥ 学習ボランティアの登録・派遣調整

里親さんの学習ボランティアに対する認知度や希望などを伺い、それを参考にして学習ボランティア制度の広報活動を行う。併せて学習ボランティアの募集・登録を行い、里親さんからの利用希望に応じて派遣できる体制を作る。

⑦ 養子縁組成立後の相互交流

養子縁組家庭向けサロンの実施。養子縁組里親さん同士の相互交流を図り、アフターケア対応方法や課題を精査、企画・対応を行う。

①の「里親委託等推進委員会」は平成22年度メンバーを一新し、児童相談所から委託している乳児院5箇所から家庭支援専門相談員を加え、実際に委託できるだろう子どものケースを具体的に挙げてケースの進行管理を行うようにした。都内全域に広げていく上でこの取り組みの意味は大きい。③の里親訪問支援事業については、研修を終えた3名の訪問員が登録された。そして6件、2家庭の相談を実際に受けている。その内容は、子どもとのかかわり方、子どもの行動・心理、里親制度・福祉サービス情報、他の家族との関係、確定申告の方法や児童相談所や乳児院職員への想いなどであった。里親さんから、継続して訪問してほしい、と希望されたことは嬉しいことである。②の養育体験は、二葉乳児院にて合計3回実施、延べ13名の参加があった。④は、児童相談所が行っていたサロンと協力しながら実施。新しい取り組みとして里子さん対象の2泊3日のキャンプを催行した。島しょから4名の小学生が参加



21年度の広報物として作成した風船

し、里親さんから離れての交流を楽しんだ。平成22年度は考慮中。⑤の新規開拓・普及啓発については、公が出来ない、民間ならではのアイデアを、といわれ、20年度の広報物はマグネットシートを作成。21年度はクリアファイルやメモ帳、風船を配布した。各区のボランティアセンターでのおまつりや子育てフェスタなどに参加し、ブースを設けては展示物などを通じて普及啓発を図った。また、大学や専門学校などに協力を仰ぎ、社会的養護や里親制度の周知広報を行うとともに⑥の学習ボランティアの募集も行った。その結果、学習ボランティアの登録者は6名となり、実際に2名の派遣を行っている。⑦の養子縁組成立後の相互交流は6回行った。二葉乳児院2階にある地域子育て支援センターふたば主催として案内を出し、拡大講座として家庭養護促進協会の岩崎美枝子先生に「子どもを家族にむかえるということ」「子どもに愛を伝えるということ」と2度話をして頂いた。

4) 委託事業の課題

里親委託等推進員を1名置くこと―。「里親支援機関事業」は、平成23年度にはモデル事業から本格実施となるが、その際にこの部分が課題になって

いくものと思われる。二葉乳児院の里親支援の歴史から見ても、里親支援を実際に行う人に比重がかかり負担が大きく偏向することは否めない。今回受託するに際しても、その人選には心を砕くものとなった。経験や実績に加え、子どもの立場になり里親支援を心から考える職員でなければならない。逆に言えば、該当者が居ない場合は、受けられなかったことになり、人材の問題は避けて通れない。

都内全域での本格実施となった場合、ますます推進員という役割を担える職員育成が課題になってくるだろう。推進員と児童相談所の里親担当職員の連携は当然ながら、都内全域に亘る支援機関事業の統一性や委託児童の促進が図られていかねばならない。各児童相談所間の情報共有や進行管理の総合的な窓口をどこに置くかという問題もある。東京都が主管となり進めることであるが、第3セクターのような形で管理・運営していくことが望まれる。

さらに乳児委託を推進していく上で里親支援を図るなら、地域の中での里親さんへの理解や、保健センター、子ども家庭支援センター、病院といった関係機関への周知や里親支援への理解促進は必須である。現在、各児童相談所に、里親さんの会が存在し、サロンがあり交流事業も催されている状況ではあるが、里親さんが必要な時に即応できるシステムは相談所への電話相談ぐらいしかない。その際にも、里子委託時からの状況を把握している職員が継続して関わられることも必要である。

3. おわりに

「里親支援機関事業」を受託して1年半近く、このモデル事業が都内全域の児童相談所に拡大したときのよりよいモデルとなればとの思いから日々里親支援のケースワークを積み重ねている。しかし、里親さんの「今」にどれほど対応できているのか。

毎日のように児童相談所の児童福祉司に電話を入れている—そんな待たなしの状況に置かれている里親さんがいる。他方で、困っている状況を相談することに躊躇されて、想いを表わせず閉じこもっている里親さんもいる。受けとめるべき児童相談所のワーカーも煩雑な業務の中で、“分かっていながら”手が回らないのが実際の状況である。

今回、里親支援機関事業との関連の中で述べさせていただいたが、その枠組を越えても、私たち乳児院はこれからも里親支援における「支えの一つ」でありたいと自覚している。乳幼児期の早い時期に里親さんへの委託が1人でも多く進むことを切に願ってやまない。

参考文献

- 1) 全社協2004年「児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究事業」報告書 児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会
- 2) (財)資生堂社会福祉事業財団「世界の児童と母性」2003年—4社会的養護としての里親
- 3) 東社協1992年「児童福祉研究NO.20」
- 4) 東京都福祉局児童部育成課1993年「育てる 養育家庭制度20周年記念誌」
- 5) 財団法人全国里親会2010年「新しい里親制度ハンドブック」
- 6) 特定非営利活動法人千葉県里親家庭支援センター2010年「シンポジウム 子どものための養育縁組を考える」
- 7) 厚生労働省2010年「全国家庭福祉施策担当係長会議資料」

キーワード：乳児委託研修

乳児期からの養育家庭委託への推進を図るため、乳児の受託を希望する養育家庭を対象に、社会的養護への理解を深め、乳児を養育するための必要な知識・技術を習得することを目的とした研修。乳児期は、親子の基本的信頼関係(愛着)を形成する時期であり、これを経て、次の発達過程へとつながる。この時期に特定の大人との1対1の信頼関係を築くことは、その後の養育を行う上で大きな意味を持つ。そのため、乳児期からの委託促進が求められている。

里親支援の現場から

福岡市における里親支援 ——多様で重層的な里親支援をめざして



福岡市子ども総合相談センター 所長

ふじばやし たけし
藤林 武史



子どもの村福岡 副理事長

さかもと まさこ
坂本 雅子

1. はじめに

「里親養育の必要性はわかるものの里親登録も委託数も増えない」という声を児童相談所関係者からよく耳にする。福岡市においても同様であった。子ども総合相談センター（福岡市児童相談所、以下センターと略す）に筆者らが勤務することになった平成15年度、里親専任の主査が一人配置されていたものの、1年間に新規登録した里親は6名、新規に里親に委託された児童は7人、年度末里親委託児童は24人で里親委託率は6.5%であった。それから7年を経て、平成21年度1年間に新規登録の里親は14名、新規に里親委託になった児童は27人、年度末里親委託児童は85人で里親委託率は20.9%となった。数字だけの変化だけではない。里親制度に対する意識や里親支援の体制も大きく変わった。なぜ変わったのか、どのように変わったか、この7年間の取り組みを振り返りつつ、今後の展望について触れたい。

2. 「市民と共に里親を増やそう」

平成16年秋、虐待などで一時保護となる子どもが続々入所してくるにもかかわらず、市内の児童養護施設はまったく空きがなくなってしまった。一時保護所は次の行き先を待つ大勢の子どもでごったがえした。県内はもとより九州各県の空いている施設を探しあて、遠くの県まで子どもを連れて行く事態になった。慢性的に飽和状態にある福岡市内の社会的養護の状況を打開するために、施設定員を増やすのではなく里親を増やすという方向に舵を切ることとなった。しかし、従来の児童相談所だけの取り組みでは限界がある。そこで、市民団体・NPOのネットワーク力を活用して、里親開拓を行おうという発想になった。「市民と共に里親を増やして、子どもの行き場所を増やそう」という、今から考えれば単純な発想が出発点であった。平成17年3月に公表された福岡市子ども総合計画において、里親委託率の5年後の数値目標は2倍の13%となった。そん

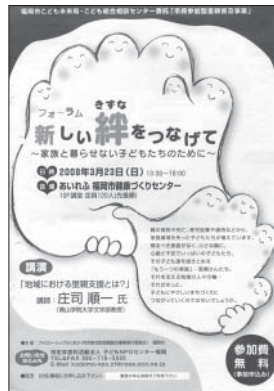
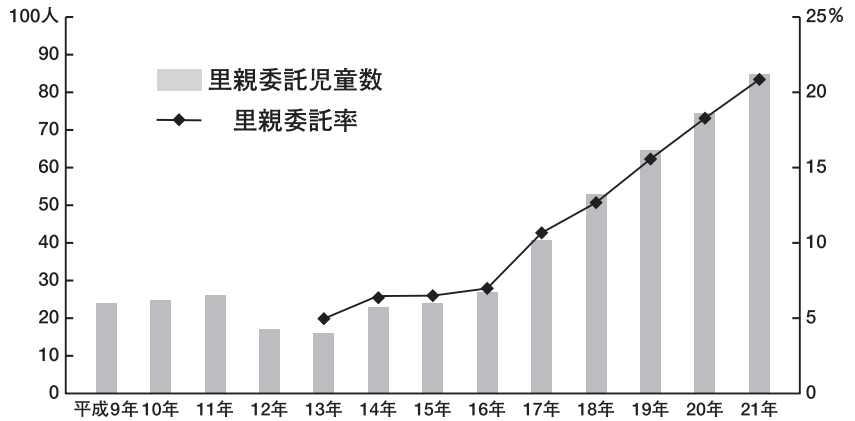
に耳を傾けた。年2回の里親フォーラムを通じて、里親制度や社会的養護への関心が少しずつ市民の間に広がっていった。地元のメディア・マスコミも積極的に取り上げ、社会的養護に関連した記事の連載もあった。ファミリーシップによる市民への普及啓発の盛り上がりの中で、3年間で45人もの方の里親登録があり、里親委託率は19年度末で15.6%までになった。委託率の数値目標を3年で達成できた。

4. センター職員の意識の変化

市民の間に里親制度のことが知られていくと同時に、センター職員の意識も大きく変化した。ファミリーシップ以前はセンターの援助方針会議で里親委託の意見が出ることはほとんどなかったが、委託できる里親が増えてくると共に積極的に、里親委託の意見が出るようになった。

愛着障害、発達障害、対人緊張、不登校やいじめ、無職少年など様々な特徴を持つ子どもが続々保護されてくる。里親委託の選択肢を念頭に置いて、子どもたちを細やかに観察すると、集団養育ではうまくいかない子どもや、成長発達やトラウマからの回復には個別のケアや愛着形成が必要な子どもが多いことにあらためて気づかされる。里親養育か施設養護か、子どもにとってどの里親(里親家庭)が最適なのか、多くの時間を割いて慎重に判断する。里親委託が決定し里親と交流するまでにとっても時間がかか

〈図1〉 年度末里親等委託児童数および里親等委託率



里親フォーラムの開催を伝えるポスターと講師陣

るため、一時保護が数ヶ月と長くなることもある。それでも、待ちに待っていた子どもに里親を紹介できたとき、子どもも担当児童福祉司も目が輝く。里親委託後1ヶ月の家庭訪問、一時保護所の時とは違って変わった明るく穏やかな表情に担当者は大きな喜びを感じる。そして、里親委託成功ケースは次の里親委託ケースを呼び込む。「家庭を必要とする子どもに里親を」という意識の変化が、担当者レベルからセンター全体に徐々に進んでいった。意識の変化はセンター職員だけではない。子どもにも里親という選択肢が自ずと伝わるし保護者にも伝わる。「ぼく里親がいいな」「施設よりも里親であれば同意します」という言葉が聞かれる。こうして、当初の「施設の空きがないから里親を増やす」という発想

は、「必要な子どもには里親家庭を」という子どもの利益を中心に置いた発想に自ずと変化していった。その結果、年間の委託児童数は20人以上となり、平成21年度末の里親委託率はとうとう20%を超えてしまった(図1)。

5. 里親支援の重要性と重層性

里親委託が増えていったことを手放しで喜んでばかりにはいかない。委託児童数が増えたら増えただけ里親子の間での、あるいは里親家庭内での様々な問題が毎週毎日のように発生する。里親委託率を上げてくる中で最も重要課題の一つは、センター(児童相談所)と里親との信頼関係であり支援体制である。里親からいつでも相談してもらえ、信頼に足る児童相談所であるからこそ、安心して里親も養育できるしセンターも委託できる。信頼関係の証は里親から様々な相談が常に寄せられるということである。であるならば、日々の里親からの相談に適切に応えることは欠かせない。日常的な里親とのコミュニケーションを基盤とした信頼感の醸成、必要な時や緊急な時の電話相談や家庭訪問、里親のレスパイト、子どもの通所カウンセリング(里子の約半数は児童心理司による定期的なカウンセリングを受けている)、児童精神科医の診察、保育園や学校との連絡調整…。毎日毎週が里親や里子のニーズに沿った相談支援の連続である。

増加する里親里子のニーズに応えていくことは、自ずと支援体制の充実につながっていった。表1に1年間ごとの里子実数(前年度末委託数+年度新規委託数)と里親担当係の専従職員数を掲げる。16年度に主査1名であったのが、22年度には係長1名職員3名(そのうち2名は週27.5時間の嘱託職員)にまで増員していった。それでも、里親担当係長も職員も東奔西走の日々である。40家庭90人以上の里親

〈表1〉
里親委託児童数と里親制度従事者数の年次推移

	里親委託児童数 (前年度末委託数 + 年度新規委託数)	里親制度従事者数
平成15年度	30	1
16年度	32	1
17年度	45	2
18年度	65	2.5
19年度	79	2.5
20年度	84	2.5
21年度	102	3
22年度	—	4

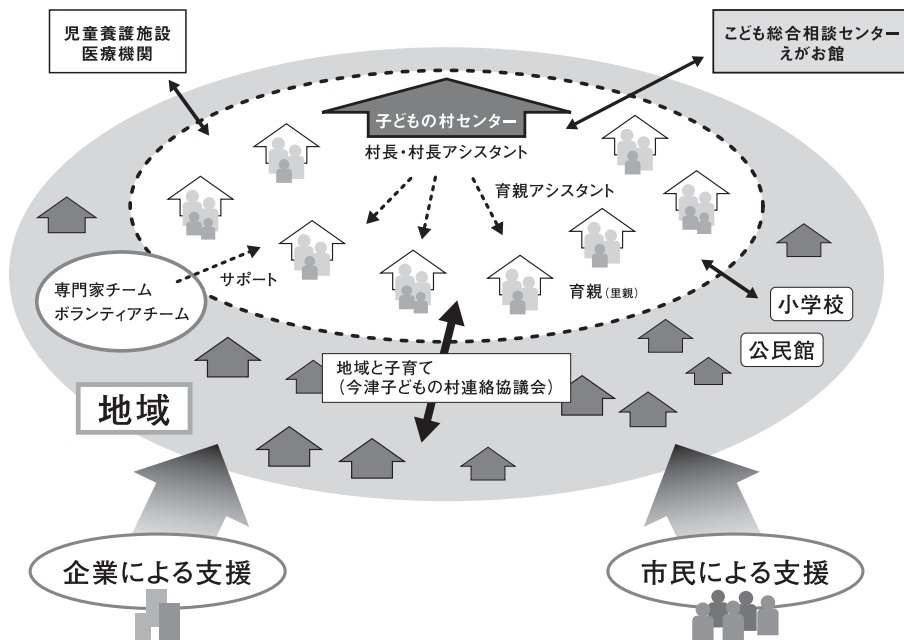
単位：人

里子を支えるためには、里親制度だけに専念できる組織、ケース数に応じた相談支援職員の配置が必須であることを実感する。また、施設養護との連携もきわめて重要であり、施設養護から里親養育に円滑に移行できるためには、両者の相互理解と信頼関係がなければ成り立たない。里親フォーラムでは、子どもを送り出す側の施設長や職員の熱い思いが語られる。この思いは「命のリレー」とネーミングされた³⁾。

里親支援体制は、センター内の職員体制を整備したとしても、それだけで完結するものでは決してない。里親会や里親サロンのような相互支援も大きな役割を果たしている。毎月開催される里親会、1～2ヶ月に1回の里親サロン、年数回のキャンプや新年会等の行事。里親同士の絆が深まるだけでなく、託児やキャンプで里子同士も顔なじみになる。里親同士が支えあう関係が強まってくると、レスパイトケアの際の子どもの預け先は、顔なじみの里親家庭になったりする。

相互支援の自助グループ的な雰囲気が維持されるように、里親サロンにはセンター職員とNPO担当者関わる。そのため、平成20年度から「市民参

〈図2〉「子どもの村福岡」概念図



「子どもの村福岡」センター外観



加型里親普及事業」は「里親養育支援共働事業」と名称が変わり、NPOは普及啓発に加えて里親支援の役割も持つこととなった。NPOの担当者が里親サロンのファシリテーターを行い、時には里親会の年間行事にも参加する。里親会の託児ボランティアにはNPOからボランティアが派遣されてくる。里親や里親会支援をセンターだけが担っているのではなく、そこに市民が参画していることの意味は大きい。

地域コミュニティでの里親支援も少しずつ広がっている。いくつもの地域コミュニティにおいて新たにやってくる里子を心から歓迎してくれたり、NPOに登録されたボランティアが、託児、家庭教師、引越しなどの場面で活躍している。校区の民生委員が里親になり、子どもは学校を転校せずに済むケースも出てきた。市民は無関心無理解ではなく、われわれが理解ある市民に出逢っていないだけだった。福祉関係者だけに閉じられていた社会的養護が

市民の共通課題へと発展しつつあることを感じる。

6. 市民がつくる家庭的養護モデル

「子どもの村福岡」

社会的養護の課題が広く市民の共通課題となるプロセスの中から、新たな社会的養護(家庭的養護)を市民の手で創り出す動きが生まれてきた。「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、世界中に子どもの家庭的養育と教育や医療の活動を展開

しているNGO「SOSキンダードルフ」(SOS子どもの村)の理念とプログラムを、ファミリーシップふくおかメンバーの一部が知ることとなり、そこに経済人や専門家が加わって、平成17年、(特)「子どもの村福岡を設立する会」がつくられた。

1949年にオーストリアに設立された「子どもの村」は、4つの原則「マザー」「きょうだい」「家」「村」により成り立つ。「SOSマザー」は、専門的研修をうけ、「きょうだい」となった子どもたちと暮らし、育てる。「自立までの永続的な愛着の絆」の中心である。それぞれの家は、独自のわが家であるが、村長やおばさん役のアシスタント、教育担当などが支援する。「村」では、地域で育つこと、社会へつながることが大事にされている。子どもの村福岡は、このプログラムをわが国においては、里親制度を活用し、専門家がサポート体制を組み、さらに企業や市民の大きな支援体制をつくって、わが国における「新しい家庭的養護のモデル」として実現しようとしている(図2)。法人設立から4年、2010年4月開村した。5軒の家に里親(育親)が子ども3~5人と生活し、村長、センタースタッフ、アシスタント3人の5人が現場でサポートする。臨床心理士が毎週、小児科医が月1回の相談を受けている。センターハウスには、事務室、村長の住居、カウンセリング室や、実親のための宿泊室がある。地域との子育て活動ができるミニホールでは、コンサートがはじまり、相談や研修は地域の家族や里親会も利用できる。地元の経済界の後援会や小児科医が支援するなど、大きく支援の輪が広がり、開村にこぎつけた「市民がつくる社会的養護」といえる⁴⁾。

子どもの村福岡においては里親養育と里親支援が一体となった組織であり、身近に専門家や里親同士の支援が得られる点が特徴である。国内初の試みであり、このような形態の里親支援の可能性と今後の

発展に期待したい。

7. おわりに

里親制度の普及と里親委託児童の増加につれて、自ずと、行政、施設、里親会、NPO、地域、子どもの村福岡等などの多様な里親支援の環が広がっていった。渡邊は里親支援ソーシャルワークにおいて、子どもの利益を中心にいた各関係機関や関係者のチームワークの重要性を指摘している⁵⁾。福岡市における重層的な里親支援の次の段階として、区役所、保育園、幼稚園や学校などの教育機関、医療機関なども加えた、もっと多くの関係者や関係機関が信頼し合えるチームワークやネットワークの発展を目指したい。

参考文献

- 1) 子どもNPOセンター福岡：
<http://www3.ocn.ne.jp/~kodomoc/>
- 2) 大谷順子：NPOと行政の協働が生み出した変化、新しい絆を求めて、子どもNPOセンター福岡、2008
- 3) 里親の風景「命のリレー」．新しい絆を求めて、子どもNPOセンター福岡、2008
- 4) 坂本雅子：市民がつくる社会的養護、子どもの虐待とネグレクト、12(1)：93-98、2010
- 5) 渡邊 守：子ども中心の里親支援ソーシャルワーク確立を目指して、子どもの虐待とネグレクト、12(1)：99-107、2010

キーワード：SOSキンダードルフ (SOS子どもの村)

1947年、第2次世界大戦後、多くの親を失った子どもたちのために、医学生ヘルマン・グマイナグによって設立された。現在、132カ国において、「子どもの村」を展開。子どもの村には、同時に幼稚園や学校が併設されていることが多い。また、年長になると「ユースセンター」という寮で生活し、自立を目指す。本部は、オーストリア、インスブルグ。我が国は、133カ国目になる。近年、マザーでなく、夫婦で育てるタイプ、また、一般集合住宅の中に、それぞれの家が散在するタイプ、また、地域で実親と生活する家族への支援などの新しい試みがなされている。マザーの専門教育は、社会的養護の子どもを育てる専門家養成のプログラムとして、系統的に行われている。

ホームページ：<http://www.sos-childrensvillages.org>

里親支援の現場から

児童相談所による里親支援

—里親支援の基本は 里親と児童相談所の信頼関係



神奈川県北地域児童相談所 子ども支援課長 さとう たかし
佐藤隆司

プロローグ

ある幼児年齢の女兒を委託した里親のインタビュー面接です。

里親夫婦は30代半ば、年中の男児を養育する中、里親として活動することを希望して相談来所しました。里母候補は「虐待とか子どもを巡る報道を聞く度に、自分達にお手伝いすることがあればと思ってインターネットで調べていたら里親のことが載っていて、週末に施設の子どものお預かりしたり、短期間だったら家庭で困っている子どもをお預かりすることができるかと思って主人に相談しました」と、相談来所の目的を話します。隣に座る里父候補は「妻が考えることならば、自分は尊重します」と明るく答えます。実家の親に相談されたかを質問すると、里父候補は「両親に里親になるって連絡したところ、私の親は『お前達が選択したことだったら反対しない。責任もってやるんだぞ』と励まされました」と話し、里母候補は「両親に話しました。両親は『2人で決めてやるんだったら構わないんじゃないの』と言ってくれました」と話します。養育親に関して質問すると、里父候補は「自分の子どもと比較する気持ちはないですね。皆、違いますから」と躊躇なく話し、里母候補は「良いことは誉めるし、悪いことをすれば叱る。長男と喧嘩すれば両成敗ですかね」と笑顔を見せます。

里親認定・登録2ヶ月後、里親夫婦に3歳の女兒の里親委託を打診します。

児童相談所の電話に里母は「今晚、主人に相談して前向きに考えます」と興奮して答えます。数分後、里母の「主人に電話したら、すぐに『受けるって電話しろよ』って言われて…」との電話です。児童相談所の担当者は里親夫婦に里親委託に至る経過と委託する女兒の基本的な生活習慣、性格、行動特性などを説明し、再度、検討することを伝えます。

家庭訪問して里親委託に要する情報を説明すると、里父は「小さいお子さんなのに大変な思いをされてるんですね」と話し、里母は「好き嫌いはありますか。最初の日は大好物にしようかな～」などと話します。翌日、里親夫婦は女兒を受け入れることとしました。

公的制度としての里親制度の理解

一昨年の里親制度改正は、養育里親（専門里親を含む）と養子縁組によって養親となることを希望する里親などの里親の区分変更とともに、里親の要件、研修の義務化、里親手当の増額、里親支援機関の創設などと大きく変わりました。

研修の義務化は、養育里親として里親申請する際、事前に基礎研修（里親制度の意義と役割・要保護児童の理解など）と認定前研修（最低基準、子どもの

権利擁護、子どもの養育するための知識と養育技術を学習するなど)の講義と3日程度の施設実習を受講しなければならない、受講後、終了証を受領して里親申請となります。

里親希望者の一部には「小さいうちに子どもを引き取って養子にすれば、子どももヨソから来たなんて分からないし、実の親なんて関係ないですよ」「養子縁組する時に親御さんに私達のことを知らせずに養子の手続きをしたいんですが…」などと質問します。

里親制度は子どものための子どもの制度です。

「実の親なんて関係ない」「親御さんに私達のことを知らせず」は里親希望者の要望です。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運用について」の「第1 里親制度の趣旨」には「里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること」とあります。

里親として認定・登録後「自分はこんな筈じゃなかった」「こんな制限のある制度だなんて知りませんでした」などと嘆くことは、里親にとっても子どもにとっても不幸な出来事です。里親として認定・登録する前段の相談、基礎研修などの際、里親希望者に具体的に里親制度の枠組と児童相談所の役割、里親認定・登録後のスケジュール、里親委託後に現実的に起こり得る問題などを説明しなければ「こんな筈」「こんな制限のある制度」は繰り返し続くこととなります。要するに、里親と児童相談所の信頼関係なくして里親制度の活性化はあり得ません。

里親の苦言

里親大会、養育体験報告会などの際、里親の意見

を聞くと、里親の不満、苦言を聞くことは少なくありません。

たとえば、里親委託に関しては「里親として認定・登録後、児童相談所からは何年も委託の話がありません」「突然、委託の連絡があって『主人と相談して連絡します』って答えると、児童相談所は『今日中に返事がなければ、次の里親さんに頼むんで早く答えて貰わないと困ります』と言うんです」などの話はよく聞く話です。認定・登録直後は、里親として一番意欲的な時期です。しかし、数年間の音信不通は里親の意欲(モチベーション)を削ぐことになり、また、突然、里親に電話して即答を求めることは唐突的な対応です。里親の意向と委託に際しての条件を摺り合わせたり、子どもを受け入れるための環境整備などは慎重に行わなければならない、事前準備を曖昧にしたまま委託すると、将来的に里親里子関係悪化などの問題発生の際、「本当は委託を受けるつもりじゃなかった」「児童相談所に無理矢理勧められた結果、こうなったんです」と、里親委託の際の出来事に原因を求めることとなります。

また、里親委託後の「児童相談所の職員は、子どものことで相談しても『試し行動なんで、もう少し我慢して頑張ってみてください』の一点張りで里親の苦労なんて理解してもらえません」「児童相談所に実親のこととか、どんな家庭で子どもが育ったのかを尋ねると、『色メガネで見ることになる』とか個人情報云々とか言って教えてくれません」などは日常的に里親と連絡を取り合ったり、定期的に家庭訪問して里親と子どもの状況を把握して相談援助すれば、里親の負担感は全く異なる状況になると思われます。

『児童相談所運営指針』の「第4章 援助 第3節 里親」の「子どもを里親に委託した場合においては、里親に対し、措置決定通知書及び自立支援計画に加

え、委託の理由や経緯、子どもや保護者の態様や必要とする援助の内容等、里親がその子どもの養育を適切に行うために必要な資料を送付する」のとおり、透明性ある情報提供は里親支援の基本中の基本です。

里親支援の内容

児童福祉法第11条第1項第2号への「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」は里親支援の根拠条文です。要するに、里親に直接的・間接的に支援することを里親支援と呼んでおり、児童相談所による里親支援は、

里親開拓支援

- ・ 里親制度の広報啓発、
- ・ 講演会・里親養育体験報告の開催など

里親相談・認定登録事務連絡

- ・ 里親希望者の相談
- ・ 里親申請者の相談、認定・登録のための調査、更新・取消などの事務

里親委託

- ・ 里親の意向調査、委託候補児童の調整・アセスメント、里親里子の関係調整(マッチング)など
- ・ 権利ノートの配布
- ・ 自立支援計画(養育計画)の策定
- ・ 特別養子縁組、普通養子縁組に際しての実親との連絡調整など

里親委託後の指導

- ・ 里親委託費に関する事務
- ・ 自立支援計画の見直し、里親養育に関しての助言指導、レスパイト・ケアの連絡調整、里親研修
- ・ 基礎研修、認定前研修、施設実習、更新研修などの企画運営
- ・ 未委託里親の研修(トライアル里親)の企画運営など

里親会活動の後方支援

- ・ 里親サロン、里親会活動の運営支援など

と幅広く、概ね里親担当の児童福祉司を中心に区域担当の児童福祉司、子ども担当の児童心理司、里親委託等推進委員などの児童相談所職員が複数対応します。また、地域の学校、保健センター、主任児童委員、里親支援機関などの関係機関と連携して里親養育を支援することとなります。

児童相談所の里親支援体制

里親に子どもを委託措置する児童相談所の里親支援体制は、認定・登録里親数、里親委託数、養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親の割合、地域の社会資源事情などのため全国一律には至りません。

全国的に里親担当を専任とする児童相談所の割合は少なく、大半は教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)もしくは区域担当の児童福祉司との兼任となります。専任の場合は「里親業務に特化するので里親に関わる時間が多く取れる」メリットと、兼任の場合「担当区域の相談援助に携わっているので里親が連絡しても、すぐに対応してもらえない」デメリットが指摘されるものの、社会的養護の受け皿としての里親は児童相談所職員一人一人が認識しなければ、里親の相談窓口は里親担当など一部の児童相談所職員に偏ったり、里親委託に際して里親と子どもの適切なマッチングが難しくなります。

実際、子どもの相談援助は区域担当の児童福祉司が担当するところがあるため、たとえば、里親担当と里親委託等推進委員は里親の相談に応じて里親の負担軽減を図る、区域担当の児童福祉司と児童心理司は里親と子どもの関係調整などと、地域性、児童相談所の実情に応じて役割分担して関わらなければなりません。また、リアルタイムに里親と子どもの現況把握して必要な支援を調整するためには里親担

当の進行管理は必要不可欠です。

里親支援の際に配慮すべきは、里親の求める「相談したい時に相談できる」支援体制です。里親の相談にタイムリーに応じられる児童相談所は役割分担の機能する児童相談所です。

里親の「児童相談所に連絡しても、担当の人が不在だと話が分からずに困ることがあります」と「担当の児童福祉司さんが不在の時に里親担当の児童福祉司の人や推進委員の人がいてくれば、突然の電話でも、誰かしら相談に応じてくれるので助かります」は、全く異なる対応になります。臨機応変に里親の相談、疑問に応じることは、里親の負担軽減を図ることと表裏一体です。

エピローグ

冒頭の幼児年齢の女兒は両親と女兒の3人家族です。実母は鬱のため、最低限の家事、育児に取り組むものの、1日の大半は寝た切り生活です。女兒は布団に横たわる実母に「お母さん、遊ぼうよ」と飛び乗ります。しかし、実母には子どもと遊ぶ余裕はありません。実母は数ヶ月間入院することになり、女兒を公的保護しなければならなくなりました。児童相談所は家庭と保育園を一度に変えることは女兒のストレスになると判断して保育園の登園は継続し、保育園送迎の立地的条件を考慮して新任の里親夫婦に里親委託しました。

里親委託の際、児童相談所は家庭訪問して子どもの状況を経過観察するとともに、隔月ごとに里親と実父、保育園の園長とカンファレンスを開催して2ヶ月間の振り返りと今後2ヶ月間の目標を確認します。しかし、里親委託2ヶ月後、突然、里父の「最近、女房が参って、とにかく、お預かりしたお子さん、分かっていて逆のことを言ったりするんで女房も疲れちゃって、我慢強い妻が初めて弱音を吐

いたんです」とSOSの電話です。直接、里母に話を聞くと「朝“おはよう”って言えば無視するし、部屋の中でボーッとしているから声をかけると、すぐ“保育園に行く”って外に出ようとするんです。何を言っても何をすれば…」と、涙を流して訴えます。

里親夫婦の胸の内は「児童相談所から委託された責任感」「実親がいるのに、どこまで叱るべきかの遠慮」「自分の子どもと女兒と比較してはならない葛藤」「委託前の家族3人の時には存在しなかった家族内の緊張」などの繰り返しだったと推測します。里父のSOSは問題解決のための第一歩になりました。

紆余曲折あったものの、里親委託半年後、女兒は祖父母に引き取られることになりました。里親委託解除の際、里母は児童相談所の担当者に「児童相談所と保育園の園長先生にはお世話になりました。子どもをお預かりするのは責任重大で、簡単に二つ返事しちゃ駄目ですね。でも、また、やります」と話します。里親が躊躇なく“言える・話せる”環境を整備しなければ、里親養育は行き詰まります。里親の求める里親支援を再認識した瞬間です。

キーワード：公的制度としての里親制度

社会的養護としての里親制度は公的制度です。要するに、家庭事情のある子どもを公的に保護して公的制度の里親に委託する制度です。一昨年、里親制度改正の際、養育里親は里親として申請する前に基礎研修、認定前研修、施設実習などの研修を受講することとなりました。一部の里親の「こんな筈じゃ」「こんな制限のある制度なんて」などの意見を聞くと、児童相談所として事前に里親制度の枠組と同時に、里親として認定・登録後「どんなスケジュールになっているのか」「里親として子どもを育てると、どんなことが起こるのか」などの透明性ある説明責任の重要性を再認識します。里親と児童相談所の信頼関係なくして里親制度の活性化はあり得ません。

児童相談所による 里親支援



愛知県刈谷児童相談センター センター長 よろずやいくこ
萬屋育子

1. はじめに

児童相談所は児童福祉法に基づいて設置され、里親制度も同じく児童福祉法に根拠がある。しかし、児童相談所の運営、とりわけ里親制度については各県、各児童相談所のありようが異なっている。もっと極論するならばどういった場合に里親委託をするのか、里親委託でも養育のみで里親に委託するのか、養子縁組を前提にするのか児童相談所、児童福祉司によって様々である。

私は長年児童相談所で児童福祉司として勤務してきた。私は「人はどのようにして人として育つのか。」ということに関心を持ち、「児童相談所は家庭、家族に恵まれない子どもたちに代わりの家庭、家族を用意することができる」し、「時代が変わろうとも児童相談所がやるべきこと」と思って仕事の中心に養護相談(虐待を含む。)をおいてきた。子どもにとっての最大の危機は「親が育ててくれないこと、親がいなくなること、親が危害を及ぼす存在となること」などいわゆる社会的養護が必要となる状態におかれることではないかと思っている。

周知の通り日本の社会的養護の主流は施設養護であり、近年家庭的養護が強調されその割合を高める努力を関係者は求められているが、方向転換がされたわけではない。私は社会的養護が必要となった子どもたちに「実の親がいる子どもはできるだけ、親

と子の距離を近くする、しかも安全安心の関係をつくる。実の親の存在、可能性がない子どもには養親、里親を用意する」ことに力を注いできた。里親に関わる業務をどのように行っているか報告する。

2. 里親登録から里親委託まで

① まずは登録

《児童相談所の面接》

市町村の広報や里親体験発表会などで里親制度のことを知って児童相談所に来所する。里親になりたいという人の中には「養子として子どもを迎えたい人」と「社会貢献、あるいは自己実現のために親に恵まれない子どもに家庭を提供したい人」がいる。

最初の面接はとても大切である。里親になりたい動機を丁寧に聴くとともに児童相談所の立場(=子どものために里親制度があること)を懇切丁寧に説明する必要がある。児童相談所が関わることとなった子どもたちには様々な事情があることもわかっもらう必要がある。実親に知的障害、精神障害がある、実父は不明、刑務所内で出産、ゴミ箱に捨てられていたなどなどである。できるだけ具体的な子どもをイメージしながら説明をするのがよい。「普通の子を」望む人には「普通の子は普通の家庭にいます」と私は答えている。

里親になりたいという動機は人様々であるが、里

親登録後に実際に子どもを委託できるまでに里親を育てるのは登録までの一連の関わりが重要である。愛知県は養子縁組を希望する里親も歓迎している。なぜなら、児童相談所が関わっている子どもの中には実親が養育を拒否している場合や施設入所後に行方不明となり、家庭に引き取られる見通しが全くない子どもたちも少なからず存在するからである。実親と縁が薄い、ない子どもと子どもとの縁がない夫婦、大人との縁結びを児童相談所は業務として行うことができるはずである。「我が子として子どもを迎えたい」という熱意は時に子どもの背景、引き取り後に起きるさまざまな出来事などきわめて困難な状況を理屈抜きに受け入れ乗り越えてくれる。

里親登録に至るまでもケースワークの一環として位置づけた方がよい。初期の面接で気をつけなければならぬのは里親になりたいというプラスの面に気持ちを奪われがちになってしまうことである。「里親になりたい」主訴を持って来所したと考え、そこに至るまでの状況、来所者の生育歴、家族関係など丁寧に聞き取る必要がある。子どもを委託して不調に終わったケースの中に里母、里父の生育歴、親子関係に起因するものがあつた。

《認定前研修》

平成21年度から認定前の研修受講が義務づけられた。愛知県の場合は講師に児童相談所職員をあてている。実務を担っている職員の里親にこうあってほしい、こんなことを知ってほしいという思いや考え方がこれから里親になろうとしている人に伝わるいい機会となっている。従来登録している里親も研修を受けなければ登録の継続ができないこととなり、里親の大幅減が予測されたが多くの里親が研修を受け里親登録を継続している（愛知県認定里親登録数：18年度末251人、19年度末253人、20年度

末237人、21年度末230人、22年6月現在216人）。

国の制度では養子縁組を前提にする場合はこの認定前の研修受講は義務づけられていない。里親委託の対象となる子どもは家庭、家族に恵まれない子どもということでは養育であろうと養子縁組であろうと同じである。養子縁組は子どもとより強い深い関係、しかも恒久的な関係をつくるものである。それを望む人こそ研修が必要ではないかと思う。愛知県では面接の際養子縁組前提の登録を希望する人にも研修を受けることをすすめている。

《里親審査部会》

愛知県の里親審査部会は平成20年度は年3回行われたが、認定前研修が義務づけられた21年度は年2回となった。各児童相談所で調査をし、研修を受け、推薦された里親があがってくるのでこの審査部会で里親不適格となることは滅多にない。まれに保留となることはある。

審査部会にあがってくる里親の種別は様々だが、養育里親が最も多く、養育里親の過半数は養子縁組前提の里親である。専門里親、親族里親は少ない。審査部会後に知事に認定され登録名簿に登録される。各児童相談所はこの登録名簿から「うちの子を預けるのにもっともふさわしい里親を探す」ことになる。

《里親と子どものマッチング》

「この子をどの里親に託するのか」いわゆるマッチングは難しい。養子縁組が必要な子は養子縁組を希望している里親へ、親・親族との関わりがある子や年長となって養子縁組が見込めない子は養子縁組を前提としていない養育里親へ委託すべきであると私は考えている。里親登録をしたばかりの里親は「子どもを受けたい」意欲に満ちている。あまり間

をおかずに子どもを委託すべきだと思う。2年も3年もあるいは5年以上も委託の話が全くないというのは宝の持ち腐れと同じである。里親の年齢が上がると、里親の家庭事情が変わってきて預けたいと思っても里親家庭で受け入れに支障を来すことになる。愛知県では里親委託推進委員会を設置しており「里親に委託したいが未だ委託できてない児童」の名簿があるので、養育縁組・養育を問わず新しい里親が登録されると間をおかず里親委託推進委員・各児相里親担当が委託の打診をする。

マッチングの際児童相談所が主体性を持つことが大事である。時に里親側から「この子を養育したい」「こんな子を養子にしたい」と希望が出されることがある。児童相談所がこの子のために必要と思っていた場合とたまたま一致することもあるが、一致しないときは里親の要求に飲み込まれないことである。児相としては親の引き取りの見込みが無く養育縁組前提の里親を探そうと思っていたのに施設でボランティアしていた里親がその子を気に入り乳幼児期に引き取ったが、思春期に様々な問題行動を起こし里親が手放すこととなった事例に出会ったことがある。

児童相談所が里親に子どもの打診をして里親が受け入れたいとなればお見合いとなる。お見合いの場を設定するのは里親が9割以上その子を受け入れる決断をしてからである。「子どもに会ってから決めたい」という里親がいる。一理あると思われるが、大人と子どもの見合いは対等ではない。大人の側は子どもの情報を持っており、大人の側だけが拒否権の発動ができるのは対等とはいえない。私は里親に子どもの写真を提示し、99%里親の気持ちが固まったら子どもとお見合いの場を設定してきた。「『もし子どもがもっと若いお母さんがいい、もっと金持ちの親がいい、もっとハンサムなお父さんがいい』と

言い出したらどうしますか」と問うと多くの里親は納得した。それでもお見合いの後里親からどうしても受け入れがたいと申し出があれば仕方のないことである。「もっとすてきな里親を探すから待っていてね」と子どもと自分自身に言い聞かせるしかない。

《交流そして委託》

交流から委託にこぎ着けるまでの期間は子どもによりいろいろである。年齢が低くても手強い子がいるかと思うと3～4歳でも里親となじむのに時間がかからない子もいる。一般的には子どもの年齢が高くなればなるだけ時間がかかる。施設内での面会、子どもと里親で外出、里親宅への外泊と段階を踏んでいる。子どもが里親と離れるのをいやがる頃、そして里親も子どもと別れるのをつらく感じ始める頃が引き取りの時期だと思われる。ある県外の里親は里母が1週間乳児院に泊まり込んで6ヶ月の赤ちゃんと関係を深め、1週間後に里父が里母と赤ちゃんを迎えにきてそのまま委託となった。

愛知県内の児童相談所では里親宅に引き取られ少したって落ち着いた頃に里親委託式を行っている。里親と子ども、施設の職員など関わりのある人が集まってお祝いするものである。平成16年度から各児童相談所で里親サロンが開かれるようになってからは、里親サロン開催日に里親委託式を行うことが流行っている。先輩里親は自分たちのことを振り返りながらお祝いの言葉とともにこれから親子の間で起きる様々のことも伝えてくれる。まだ未委託の里親は「次は私たち」と期待と羨望の気持ちを込めて祝いの言葉を伝える。児童相談所の職員は委託後の様子を聞き、この子を引き受けてくれたお礼とともにさりげなく養育上の注文も伝える。虐待通報、対応などで児童相談所内はしばしば緊張感に包まれ、疲労感が漂うことも多いが、この時ばかりは参加し

た者みんながほのぼのした気持となり、職員が「児童相談所で仕事をして良かった」と思えるひとときである。

《委託中の関わり》

委託したときに里親へ毎月子どもの様子を報告してもらうようお願いしている。里親から何か言われる前に児相から状況を聴取すべきだといったん委託してしまうとなかなか時間を割けないのが現状である。

里親から子どもの様々な行動について相談が寄せられると心理職員の出番である。子どもの行動特徴、発達の度合い、心理状況などについて家庭訪問や来所してもらって心理検査、面接などをして里親と一緒に考える。里親だけで抱え込まないことが大事である。子どもによっては定期的に通所してもらうこともある。

養育の場合は長いと18歳を過ぎ自立するまでのつきあいとなる。

養子縁組を前提に委託した場合は6ヶ月ほどの期間が過ぎると養子縁組について里親と話し合う。養子縁組の申立てをためらう里親がいる。よく話を聴かなければならない。「勉強ができないのでうちの家風に合わない」「親族に反対されている」「縁組みをしなくても一緒に生活することに変わりはないから」などの話が出てくる。このまま放っておくと親と子の間はぎくしゃくし破綻することにもなりかねない。養子縁組を前提とした委託だとしたら縁組みを諦めてそのまま委託を続けるのは良い方策ではない。早いうちに介入し「委託を続けるのか、解除して他の里親に委託するのか」結論を出す方が後々里親、子どもそして職員も傷つかずに済む。養子縁組という確固とした結びつきは親と子に安定感、安心感を与える。

委託をするよりもっと難しいのが養育途中の委託解除、子どもの引き上げである。委託解除するのは養子縁組成立、子どもが就職して自立、親元へ帰るなどの場合が多い。まれに里親と子どもの関係がうまくいかず不調となり、解除することがある。里親の特に里母のつぶやき、悩みを丁寧に聞き取り里親がギブアップする前に解除できるといい。虐待通報が第三者から入って職権で一時保護という事態までなると関わったものすべてが落胆し傷つく。もちろん一番の被害者は子どもである。里親の側から「もうこの子を見るのは限界」と言い出しにくいことを児相の職員は知っておかなければならない。

《委託解除後》

養子縁組前提の里親委託の場合、養子縁組が整うと委託解除となる。真実告知、学校・幼稚園に養子であることをどのように伝えるのか伝えないのか、荒れる思春期、生みの親探しなど解除後の方が悩みは出てくる。そうした問題はどれをとっても里親(=養親)には切実なことである。養子縁組成立後も里親登録を続けていると児童相談所の援助はしやすい。児童相談所の支援は委託解除後も必要である。

養育で委託され子どもは就職、進学などで里親宅から離れても里親とつながりを持っていることが多い。里親だけで解決できない問題が児童相談所に持ち込まれる。その都度対応ということになる。

3. 新生児里親委託のとりくみ

《愛知県の状況》

県内の児童相談所は出産前に「生んでも育てられない、生まれてくる子を養子に出したい」相談

があれば対応している。特徴は次の通りである。

- ①妊娠中から相談に応じ里親候補を決めておく。
- ②名前をつけるのは里親にお願いする。(出生届を出すのは実母なので実母の了解が必要)
- ③子どもは出産後乳児院を経ず里親宅へ引き取られる。子どもの住所も生まれた日から里親と同じ住所に設定する。
- ④1歳の誕生日前後に特別養子縁組が成立する。

新生児委託を希望する里親には次のような条件をつけている。

- ①里親の年齢はおおむね40歳まで。
- ②子どもの性別、親の事情を問わない。
- ③子どもの障害、病気については未知であり、わかった場合も我が子として育てていく覚悟をする。
- ④生まれてから実母が「育てたい、養子に出さない」となったときはあきらめる。特別養子縁組が確定するまでは親権は実方にあることを承知する。
- ⑤適切な時期に「血縁ではないがかけがえのない家族であること：真実告知」をする、など。

妊娠中から相談がある実方の事情は様々である。「未婚、若年出産(現役高校生、中学生も)、配偶者以外の男性との間にできた」などいずれも予定外、望まない妊娠である。育てられない、育てたくないという思いを抱えながら日々大きくなっていくおなかを抱える女性の心中は悲痛なものがある。特に強姦の被害を受け妊娠し家族にもいえず悩み苦しんでいた女性の相談は深刻である。児童相談所に訪れ出産後に子どもを引き受けてくれる、しかも心から歓迎して待ってくれる里親がいることを知るとどの女性も安堵する。

愛知県内での相談実績は全児童相談所合わせて19年度10件、20年度8件、21年度6件である。過去の統計を見ると多い年で12件である。私の勤務する刈谷児童相談センターで妊娠中から相談があり、新生児で里親委託したのは20年度、21年度それぞれ1件だった。他の業務を圧迫するほどの業務量ではない。(表1)参照

《新生児の里親委託について》

愛知県は前述のような方法で20年以上にわたって県内はもちろん県外にまで里親を求めて特別養子縁組前提で新生児の里親委託を行っている。生む女性は安心して出産を迎えることができる、里親は通常の育児トレーニングで子育てを開始することができる、子どもは生まれたその日から愛着の関係を築くことができるので私はいい方法だと思えば話をしていながらなかなか愛知県以外の児童相談所に広まらない。里親と児童相談所職員で反応が異なる。多くの里親は愛知県の新生児里親委託に共感を示し、自分たちも是非新生児との出会いがほしいと希望する。児童相談所、あるいはその周辺の関係者からは「新生児里親委託はハイリスク、するとしてもケースバイケース」と新生児の里親委託について慎重、どちらかというと否定的な意見を聞くことが多い。

平成21年3月に子ども未来財団から「施設から里親への円滑な移行と里親支援のあり方に関する研究報告書」が出された。里親委託の現状と課題に関する調査研究という項目で「乳児(0歳児)の里親委託について」意見を聴取している。「乳児に発達上のリスクが無いと認める場合はすすめるべき」「心身の発達状況の確認は必要と思われるので生後10ヶ月ぐらいから1歳半ぐらいまでの間が無難とおもわれる。」などに代表される子どもの発達の遅れ、

〈表1〉愛知県(名古屋市除く)における新生児里子委託(養子縁組型)の年度別推移

平成22年3月31日現在/単位:人

年度	総数	新生児の性別		出産前相談の対応		里親と初対面時の新生児の生後日齢・日目								里親家庭へ新生児を引き取った生後日齢・日目							里親が命名した児童数			
		男	女	有	無	0日目	1~5日目	6~10日目	11~15日目	16~20日目	21~25日目	26~30日目	不明	0~5日目	6~10日目	11~15日目	16~20日目	21~25日目	26~30日目	31日目~				
昭和57年度~平成5年度	16	4	12	不詳		(注)未調査のため、家庭へ引き取った日齢を適用								3	9	1	2	1						未調査 (参考) 出生届期限内に 対面している ケースのほとん どは里親が 名付け親で ある
平成6年度	6	2	4	3	3		3	2					1	1	3	1				1				
7年度	5	2	3	3	2		2	2	1						4		1							
8年度	3	2	1	1	2		1		2						1	2								
9年度	4	3	1	1	3		2	1				1		3		1								
10年度	3	1	2	2	1		1	2						2	1									
11年度	5	5	0	2	3	1	3	1						3		2								
12年度	10	5	5	6	4	3	7							6	1	1	1	1						
13年度	8	6	2	6	2	1	7							2	4	2								
14年度	9	3	6	6	3	3	5	1						2	4		1	1			1			
15年度	8	1	7	4	4	2	4	2						1	4	2	1							
16年度	11	1	10	6	5		7	2	2					1	3	4	1	1	1					
17年度	7	2	5	5	2	1	2	3		1				1	3		1	1			1			
18年度	12	8	4	9	3		5	4	1	1	1			1	4		1	3			3			
19年度	10	8	2	10	0	3	7							3	4	1	1				1			
20年度	8	4	4	6	2	2	1	4				1		2	1	3				1	1			
21年度	6	6	0	5	1	2	4							4	2									
総計	131	63	68	不詳16		93.1%				5.4%			1.5%	75.6%				24.4%			41人 43人中 (95.3%)			
				75	40	18	64	33	7	4	2	1	2	17	58	18	13	8	4	7				

注1 本表は非養子縁組型で養育里親へ委託したケースを除き集計。総計131件の内訳は、特別養子縁組認容122件、申立中・準備中5件、却下1件、民法改正(1987年)前の普通養子縁組3件。

注2 昭和57年度~平成5年度(1982~1994年度、矢満田が児童福祉司として在勤した期間)の統計は、日本児童学会「児童研究」(vol.73 1994) 矢満田論文・86頁から引用

注3 平成6年度~21年度の統計は、愛知県の全児童相談所(児童相談センター)へのアンケート調査の回答による集計(回答率100%)。

注4 生後0日目は、生後24時間未満を表す。

作成者/社会福祉士 矢満田篤二(元愛知県児童相談所 児童福祉司)

障害、病気などを心配するものである。発達上の問題を抱える子、病気を持っている子は早期に愛着の対象をもてないのかと反論したい。生後10ヶ月、1歳半ならば「この子は大丈夫」と保障できるのか、保障できる子どもしか里親に委託できないのかとも言いたくなる。

報告書は「専門里親の調査では、評価する声が多かったものの、児童相談所等では評価する声もあるものの、実親の同意を得ることの難しさや、実際に受け入れ可能な里親の少なさなどが指摘されていた。委託後に障害の有無が分かって、委託解除になるケースの存在も指摘されていることから、慎重な検討が進められることがもとめられる。」とまとめ

ている。

前述した厳しい条件に同意し新生児の委託を強く望んでいる里親に私はたくさん出会ってきた。そして児童相談所には妊娠中からあるいは出産直後に「育てられない、養子に出したい」という相談が寄せられることがある。そうしたときに「あまりに幼いゆえ、不安がある。」(前述の報告書 70P7行目)と不安がらず子どもと里親の状況を見極めできるだけ早期に出会いを作るのは児童相談所の役割だと考えている。早期の親子分離が親子の良好な関係構築に悪影響があることを児童相談所の職員はよく知っている。わざわざ乳児院に入れて愛着障害をつくる必要はないはずである。私は生みの親が養育できな

い状況に早期に対応すべきと主張しているのがあって乳児院の存在、養育を否定するものではない。

新生児を委託された里親の現況届、手紙を読んでもほしい。心動かされるのは私だけではないと思う。(右記の〈里親からのお便り〉参照)

4. 里親支援の実際 (愛知県の現状)

① 各児童相談所に里親担当を複数で配置 (といっても地域担当を兼務、専任ではない。)

担当者会議が年間数回行われ様々な情報交換が行われている。平成17年度に職員向けの「里親委託マニュアル」を作成し、21年度に改正した。また、里親向けに制度説明の「里親Q&A」を作成中である。今年度中に完成し里親に配布される予定。

② 里親委託推進委員を複数配置(嘱託)

里親委託推進を目的としている。児童相談所、施設から里親委託の対象児を選定し、名簿を作成している。推進委員会には里親の代表も参加しているので里親の最新情報が寄せられる。会議中に子どもの委託先が決まることもある。

③ レスパイトケア

平成15年度から実施。里親の事情で養育できないときや里親が休息を必要とするときに利用。近くに住む里親や施設に子どもを預かってもらう制度。委託されている子どもの数にかかわらず年間7日以内の利用となっている。

④ 各児童相談所で里親養育相互援助事業 (=里親サロン) を実施

平成16年度から10の内9児童相談所で開催されている。里親サロンの開催で児童相談所の職

〈里親からのお便り〉

A 里親様からのお頼り(抜粋)

……「オギャー」とひときわ大きな声が聞こえ心臓が高なりました。しばらくすると陣痛室に看護師さんがタオルに包まれた小さな赤ちゃんを連れてきて私に抱かせて下さいました。あまりのかわいさ、軽さに感動し胸がいっぱいになりました。

まぶしそうに初めての世界、そして私たちの顔を見る〇〇君はまるで「これからよろしく。」と語りかけている様でした。

新生児委託ってすごいです。生まれたその日から家族になれるんです。

〇〇君は、神様から授かった私ども夫婦の子供だと思っております。この感謝の気持ちを忘れずに大切に育てていきたいと思います。……

(A 里親は実母の了解のもと出産日に)
(病院内で待機していた。)

B 里親様からのお頼り(抜粋)

……〇〇君は、元気にミルクをいっぱい飲んでくれるので安心します。40歳をすぎたの夜泣きはこたえますが〇〇君の顔を見ると疲れもふつとんでしまいます。寝顔も笑顔もあくびをしたしわくちゃの顔もすべてがかわいいです!

そんな天使のような〇〇君をつれてきて下さったコウノトリの□□様、◇◇様にはとても感謝しています。……

(B 里親は生後5日目に産院退院と同時に引取った。児童相談所職員がコウノトリになった。)

※ A 様・B 様の許諾を得て転載

員と里親の間で情報交換がされるようになり、関係も良くなったと感じている。里親の児童相談所への理解も格段に進んだと思う。

⑤ 各児童相談所で里親養育援助事業 (=里親ヘルパー) を実施

平成16年度から実施されている。委託中に里



大人も子どももリラックスして談笑。刈谷児童相談センターのサロン風景。

親の都合が悪くなったときに時間単位で利用できる。里親の周辺の人にヘルパー登録してもらい有効活用している。里親制度を広めるのにも一役買っている。里親サロン開催中は子ども連れで参加できるようヘルパーを配置している。

⑥ 里親会、里親・養親の自助グループ「絆親子交流会」との協働

里親会は各地域里親会とその集合体の愛知県里親会連合会があるが、いずれも会員組織で児童相談所から独立して独自に活動を行っている。里親同士の親睦、研修など多彩な取り組みをしている。

「絆親子交流会」は県内、県外を問わず里親・養親が集う組織である。里親登録しているかどうかは問わない。23年1月には設立20周年記念行事が行われる。

このような里親の団体、組織と協力して研修や行事を行うことは職員にとっても里親にとっても互いの理解を深め子どもの福祉の増進に役立つ。

児童相談所の里親支援はまずは登録した里親に子どもを委託することである。

愛知県の場合新生児の里親委託をはじめ養子縁組前提の里親委託を児童相談所が積極的にすすめている。最近では2人目を希望する里親も増えているが、養子縁組をすませた後も里親登録を続けているので児童相談所としては支援がしやすい。特に里親サロンが開催されるようになってからは里親同士の交流も活発となり、児童相談所の職員との意思疎通もスムーズになっている。養子縁組を前提としない養育里親の元にも多くの子どもたちが委託されている。ヘルパーの制度ができて、里親の家庭事情で派遣できるので里親に好評を得ている。子どもたちの様々な問題行動については担当の児童福祉司、心理職員が家庭訪問や通所指導で対応している。時には子どもの病院受診に同行したり、弁護士の応援を求めることもある。

里親対応の専任職員がいないので虐待の緊急対応などに追われ里親への支援が十分でない。また人事異動もあり、里親に関する知識や経験の積み重ねが難しい。里親支援、そして里親制度をより一層子どもの側にたってすすめていくためには各児童相談所に里親専任職員を複数配置することが必要である。

5. 終わりに

里親の支援というテーマであったが、私はこれまでたくさんの里親に支えられてきた。

親の重い事情を承知の上で子どもを特別養子縁組前提で引き受けてくださったAさん、Bさん。複数の子どもを特別養子としてむかえたCさん、6歳直前の子を引き受けたDさん、小学生を普通養子でむかえてくれたEさん。もし里親との出会いがなかったら子どもたちはどのような生活を送っていたのだろうか。

真夜中に緊急に乳児の預かりをお願いしたこともある。同じ地域の子どもを一時保護で受けてもらいこれまでと同じ保育園に通うことができた子もいる。問題行動が続き施設で生活できなくなったが、暴力的な親がいる自宅にも帰れない中学生を引き受けてもらったこともある。

親の虐待、養育拒否などで傷ついた子どもたちは里親と出会い適切なケアを受けることによって大人への信頼を取り戻すことができる。里親制度が充実し、児童相談所が里親を支援し里親と信頼関係を築くことができるならば里親は児童相談所のパートナ

ー、よき支援者となる。

社会的養護が施設養護から里親が主体の家庭的養護へ変換されること、里親制度の充実を願ってやまない。

参考文献

- 1 里親制度等の運用について／平成14年9月5日 雇児発0905002 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 2 養子制度等の運用について／平成14年9月5日 雇児発0905004 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 3 里親委託推進事業の実施について／平成18年4月3日 雇児発0403001 各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置都市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 4 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「施設から里親への円滑な移行と里親支援のあり方に関する研究」平成21年3月 財団法人こども未来財団

キーワード：新生児里親委託

予期しない妊娠などで生まれた新生児を特別養子縁組を前提として里親委託する取り組み。あかちゃんの名付け親には里親がなることが多く、赤ちゃんは乳児院を経ず産院から直接里親宅に引き取られる。愛知県内の児童相談所では30年近く新生児里親委託の取り組みが行われている。



世界の里親支援

イギリスにおける 里親ケアサービス ——里親支援を中心に



国立イーストアングリア大学 名誉教授 CBE (大英帝国勲章受勲者) ジュン・ソバーン

イギリスの里親

イギリス^{*1}では、家庭外での公的なケアを受けている子どもたちには、地方機関(子どもサービス部)が責任を持っています。一方、政府は登録やガイドライン^{*2}の設定に責任を持っています。里親家庭によるケアは、こうした家庭外でのケアを受ける子どもたち(2009年現在60,900人)のための受け入れの中心的な施策となっています。2009年にはこうした子どもたちの72%(44,200人)が里親家庭で生活していますし、4%(2,500人)を超える子どもたちが養子になる予定の家族と暮らしています。その他13%の子どもたちは児童施設か寄宿制の学校、スーパービジョンを受けながら一人で住んでいるか、または親元に戻って暮らしています。2010年には43,000人の子どもたちが里親で受け入れられています。里親認定者のうち、子どもが措置されていない人が何人いるかについては統計はありません。

里親の経費は、質の保障に責任を持っている地方機関により支払われています。しかし、サービス自体は、子どもに関する地方機関やその他の地方機関、ボランティアや慈善組織、営利団体(里親養育を受けている子どものうち25%の10,900人をケア)などにより直接提供されます。近年は、とても大きな全国的組織などを含む営利団体の台頭が見られます。誰でもが里親ケアを提供できることから、里親ケア

サービスは国の調査機関(Ofsted^{*3})により少なくとも毎年調査を受け、ウェブ上でその報告が公表されます。全国的な指導と規制は、子ども・学校・家庭局(DCSF^{*4})により公布された1989年児童法と2008年子どもと青年法などに基づき実施されます。

DCSFや地方機関は二つの全国的な慈善組織に資金提供や活動支援をしています。両組織は調査を実施し、指導や出版活動などを通して最高の実践を支援しています。里親養育ネットワーク^{*5}は里親たちにより設立されています。そして、規制や良い実践に関して政府と協議する中心的な機関として行動しています。養子縁組と里親のためのイギリス機関(BAAF^{*6})も似た役割を持っています。そして双方とも、里親や里親機関への助言や訓練のための材料や指導の社会資源となっています。

異なった、また重なり合う子どもたちの集団を対象にすることから、里親はそのシステムの中に多様な目的を持っていることを理解しておくことが重要になります。こうした理解は子どもや、里親、そして実親に提供されるサービスに大きく影響を与えることとなります。

本稿は公的に提供される里親ケアにおける子どもたちに関して中心に扱います。イギリスでは6,800人(措置されている子どもの11%)。里親家庭の

15%)が「友人と親族」里親で37,400人が親族里親等以外となっています。親族里親等とそれ以外の里親たちは大きく二つの里親の組織に所属していません。

里親はほとんどの場合、養育のために自分の家に一人の子ども、一組のきょうだい、またはもっと多くの子どもたちを継続的に受け入れています。目的は彼らが日常的な親になるためですし、子どもたちが彼らの家族の一員になるためです。生まれた家族メンバーとの適切なつながりや情緒的結びつきを、ほとんどの子どもたちが保っていたとしても実施されます。地方機関は子どもの生活についての決定の多くを里親に託します。養育の責任が実親と地方機関に残っていること以外は養子縁組に類似している形態です。こうした里親の一部は子どもを養子にしたり、法的後見人になったりすることもあります。

以上のような役割を果たす里親がほとんどですが、少数ではありますが第2のグループがあります。里親としての経験を持っているため、彼らは多くの子どもたちを、短い期間養育します。しかしこの養育期間は2～3年までのばすこともできます。彼らは多くの役割を果たしますし、ときどきは短期間の課題重視の、専門的な、治療的な里親として活動します。彼らが担当する様々な役割としては、例えば緊急ケア、より永続的なケアが準備されている時や、家族ストレスが高い間やアセスメントや治療、家族との関係が破壊された年長児童の自立に向けての活動などがあります。

この第2グループに所属する一部の里親たちは、レスパイトや里親たちの支援を担当しています。彼らは同じ子どもを短期的にまたは、親たちや里親たちへの支援の1つとして一週間の一部だけ担当することなどをします。障害児の場合に多いですが、時には親自身の障害や他の問題からストレス下にいる

親たちの支援も行います。

一部の里親は上記の両方の役割を担うこともあります。例えば短期的ケアの予定の子どもが、実親のもとに帰れなくなったり、里親が継続的ケアを担当したいと申し出たりした場合などです。また一部は、他の子どもたちの課題対応型の里親として継続することもあります。

養育のための経費の仕組み

里親に対する支払いは二つの部分に分かれます。全ての里親たちは子どもの世話(食事、衣服、余暇活動、休暇、一般的な家庭のお祝い事、学校や訓練のための付添など)をする費用(地方機関ごとの差はあるものの、一般的には里親ネットワークにより毎年推奨される金額)が支払われています。政府の指導では最低レベルの費用は、12カ月未満の子ども一人当たり週120ポンド^{*7}、年齢ごとに上がり16歳以上の子どもには184ポンドとなっています。地方当局の支払機構ごとに支払い額は異なります。一部(主に友人や家族養護の多くを含む養育している里親)は、この金額が支払われる総額になります。しかし、ほとんどの里親たちはサービスに応じた追加的支払いを受けています。それは、里親に要求される特別なスキル(例えば、挑戦的な行動がある10代の子どもたち^{*8}への治療や、障害児への療育、家族の再統合のための実親への支援)によって異なります。ケアの要素ごとのサービスに対する費用を総合すると、その幅は、まったく追加的ケアのない一人の幼児をケアした場合の週約100ポンド程度から、挑戦的行動を伴う一人の10代のケアをした場合の週500ポンドを超えるものまでとなります。おおよそ60%の里親たちは一人週250ポンド以下を受取っていて、約10%の里親が500ポンド以上となっています。一般的に、民間の営利的な里親ケア

団体は地方当局の里親ケアチームより高い支払い額となっています。

里親の募集

全ての地方機関は、民間やボランティア的な組織のものと類似の募集や選定方法を使っています。中心となる募集方法は地方紙や全国紙での広報、テレビやラジオやウェブ(特別な子どもたちのための里親探し、また長期ケアが必要な子どもたちについての詳細な情報提供の場面ではしばしば極めて有効な場合があります)です。しかしながら、口伝えること、つまり里親たちが友人に里親になることでの喜びについてや社会的に弱い子どもや家庭に対する支援の重要性などについて話したりすることが、里親になろうとする人々を勇気づける一番良い方法の1つであると認識されています。

里親の選定と認定課程

関心を持っているとの申し出を受けると、里親機関から様々な里親の役割に関する情報が送付されます。例えば、ケアが必要な子どものタイプ、求められている質、支払い額、申し込み・選定・訓練の過程についてです。普通は正式な情報交換会が開かれ、こうした事項について機関職員(多くはソーシャルワーカーですが、心理の専門家やその他の対人サービスに関する専門家)と話すことができます。申込書が書かれる段階で、犯罪記録事務所や医療・社会サービス局によるチェックについて了解を取ることになります。

選定プロセスには一般的に、だいたい5~6人の里親予定者たちによる継続的なグループミーティングが設定されています。経験ある里親やソーシャルワーカーたち、または里親ネットワークまたはBAAFにより運営されます。このミーティングの

間、実親や里親家庭で生活をしている若者についてしばしば話し合われます。ミーティングの主な目的は、情報提供や里親になるか否かやどんなタイプの里親が自分にとって適切なのかなどについて考えるための援助をすることです。そしてこれらのミーティングはアセスメントの要素も持っています。そして、これらのグループミーティングは、合格した志望者たちが認定後継続して行われるトレーニングの始まりでもあるのです。

終了後、または終了時に、家庭調査(home study)が1~2名の里親ケア担当ソーシャルワーカーによって実施されます。数回の家庭訪問や、申し込み者が夫婦である場合は一人ひとりに分かれた面接、彼らと彼らの実子たちの観察、年長の実子との個別の話し合いなどが行われます。こうしたグループ活動や家庭調査の間に、彼らが里親への挑戦についてや、里親の報酬などについてより良く学ぶことで、一部の人は申請を取り下げることがあります。こうした継続的な取り組みにより彼らが担おうとしている里親の役割がより明確になります。特別な役割(障害児や、里親のレスパイトや支援、挑戦的な行動をする青年期の治療的里親など)への関心を持った人のために、一般的なグループに加えて、特別グループも設定されます。身元保証人たちには、文書により証明してもらうだけでなく面接も行われます。また、しばしば申請者たちは、自分たちの強さややりがいのある仕事かどうかについて自己調査書を作成することがあります。この里親認定プロセスには2~3週間から数カ月の期間が使われます。

アセスメント担当ソーシャルワーカー(家庭調査期間の間、説明と理解が十分保障され、また根拠に基づいた判断を行うため、チームマネージャーや他の経験を積んだ専門家からスーパービジョンを受けています)は、強みと潜在的な問題点などについて

要約した報告書をまとめます。そして、申請者が里親として認められるべきかどうかに関する推薦書を作成します。認められると判断された場合、彼らにとって最も適切と思われる子どもや里親のタイプについても記載されます。この報告書はソーシャルワーカーから里親ケア委員会^{*9}（経験のあるソーシャルワーカーやマネージャー、経験のある里親や、関心のある地域メンバーなどから構成されています）に提出されます。里親たちはこうした会議に出席するかどうか選択できますし、ほとんどの場合、会議の一部には出席しています。そして委員会は、里親として認定すべきか否かを決定する地方当局の上席マネージャーまたは里親ケア機関（決定機関）に推薦します。

継続的なトレーニングとマッチング、 そして措置

一度認定されると、里親たちは里親チームのスーパービジョンを行うソーシャルワーカーの担当しているケースを担うこととなります。このソーシャルワーカーは里親を定期的に訪問し、継続的なトレーニングの必要性について相談したり、措置が必要な子どもたちへの里親たちの関心を喚起させたりします。こうした家庭調査の進行のなかで、里親や家族の性格、強みと特別なスキル、認定後のトレーニング、能力開発のためのニーズ、そしてストレスの原因、彼らの支援システム、里親に関しての意欲などについて彼らの詳細なプロフィールがまとめられます。これらのプロフィールは措置を待っている子どもの担当ソーシャルワーカーにとっては大変使い勝手がいいのです。長期的な観点に立って、里親が子どもを受け入れることにつながるので、このプロフィールは子ども担当ソーシャルワーカーが、措置が子どものニーズや希望に合ったものかどうかを見定

めるために極めて重要な意味を持ちます。もし彼らが特別任務を担う里親になるのであれば、彼らが担いたい支援を必要とする子どもたちをケアすることが可能になります。特に彼らもっているスキルの点から、マッチングの個別化は重要な意味を持ちます。

相互の適合性が良いようであれば、子ども担当ソーシャルワーカーと里親のスーパービジョンを担当するソーシャルワーカーが、里親のプロフィールと子どものニーズを確認するために面会します。相互の適合性が適当であれば、次に里親を入れて相談することになります。緊急の場合や、年長児童などの特別な養育措置が必要な場合以外は、子ども担当ソーシャルワーカーは子どもたちに、里親を会わせません。特別任務を持った里親は、こうしたプロセスを経ないことがよくあります。特に緊急措置の場合は、子どもや里親の希望やニーズや思いに関してこの両者のソーシャルワーカー間だけの協議がされません。

この段階で、里親と可能であれば実親、年長児童、スーパービジョン担当ソーシャルワーカー、子ども担当ソーシャルワーカーの間で合意書にサインがされます。合意書には措置の間にかかる基本的なことやそれぞれの役割が書かれています。里親と実親の関わりの詳細に関する協議は、これらの合意の場面において重要な項目となります。合意書の中には、政府のガイドラインに基づいて何がなされるべきかのアウトラインが記載されています。

措置や、里親と里子へのスーパービジョン

イギリスの里親システムの強みは、里親それぞれが自分の面倒を見てくれるスーパービジョン担当ソーシャルワーカーを持っている点です。彼らは、措置されていた子どもが変わった時でも担当として残

ります。またそれぞれの措置された子どもたちにも子ども担当のソーシャルワーカーがつく点も強みとなります。スーパービジョンを担当するソーシャルワーカーはそのほとんどがソーシャルケア総合協議会(General Social Care Council)に資格付与され登録されています。アシスタント・ソーシャルワーカーや家庭支援ワーカーなどの準専門職は、子ども担当ソーシャルワーカーまたはスーパービジョン担当ソーシャルワーカーの下で役割を果たすことになっています。里親を担当するスーパービジョン担当ソーシャルワーカーの人数は不明ですが、おおむね子ども家庭ソーシャルワーカーと同数ではないかと思われます。なお、彼らは措置や里子の支援も含めて担当します。スーパービジョン担当ソーシャルワーカーは、しばしば家庭調査を担当するとともに、相互の信頼関係を築くことも担当します。スーパービジョン担当ソーシャルワーカーは、モニタリングやチェックをすることが重要な役割となります。同様に特別な子どもを担当できるよう里親たちの希望に基づいて訓練や追加的地域資源に関して支援し助言しチェックしたりすることも重要です。スーパービジョン担当ソーシャルワーカーは、子ども担当ソーシャルワーカーと密接な連携を取ります。子ども担当ソーシャルワーカーとは、子どもを定期的に訪問し、里親と話し合い、どのようにケア計画が実施されているかに関して意見を聴取する人です。少なくとも半年に1回それぞれの子どもたちのニーズや改善点(里親や里子、実親も含めた)についての評価が行われます。子どもが深刻な問題を持っていたときは、里親が休めるようにレスパイトが計画されます。また里親が重大な健康上の問題をもっている時もこうした措置が取られます。しかし、普通はこうした措置は取られず、一般的な子どもの不安定などの場合は、里親の家庭内での実践的な支援が行われ

ます。里親の同意の下で専門里親機関に属した場合は、里親たちは実親との交流の促進とスーパービジョンなどの役割や、心理の専門家と協働での子どもの治療、そして教師と協働した教育的な役割などを担います。

現任訓練や公式な評価

全ての里親は毎年研修に参加することになっています。そして多くの里親は相互支援グループに参加しています。こうした研修や相互支援グループは、里親に関する地方機関により支援(資金的な支援や地方機関や里親機関によるソーシャルワーク支援など)されています。ほとんどの里親はこうした組織に加入しています。相互支援グループの参加者数は1~2家庭から、興味のある講師の場合は30以上の里親家庭まで参加するなど様々です。現在増加しているのはウェブを介したグループです。要請される研修は里親の役割や、措置されている子どもたちのニーズによって異なります。ただ相互支援グループに参加したり、ウェブや電話を活用したりするだけですむ里親もいます。思春期の薬物使用者などの問題などに関するものや、連続した研修(被虐待児との協働、実親との協働、思春期の性教育など)を行うグループに参加する里親たちもいます。里親委員会は、里親が認定された後6カ月ごとに、里親一人ひとりの業務や進歩に関して評価を毎年行っています。スーパービジョン担当ソーシャルワーカーは里親と協議し、年間を通して措置されている子どもの担当ソーシャルワーカーと意見交換し、一般的には里親参加の下で開催される協議会に提出される報告書を作成します。年間を通じて里親が担った業務や当該里親への措置などが子どもたちにとって適正であったのかどうかや、里親自身が担当する役割を変えたいと思っているかどうかについての議論が

行われます。また里親たちが必要な研修や支援を受けられたかどうかについても議論されます。もし里親の仕事に問題が確認されたら協議会は里親の地位をはく奪することができます。緊急事態を除いて、不適切な養育により里子の措置変えが必要な時は、このことについて里親との協議が設定されます。なぜなら里親たちはこうした決定に対し意見表明の権利を持っているからなのです。

(翻訳：西郷泰之)

注

- ※1 本稿ではイギリスと表記した場合はUK(イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ4カ国による連合国家)を指します。
- ※2 4つのUK国家(イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ)は、家庭外でのケアについては類似のシステムを持っています。しかし詳細な部分に関しての責任はそれぞれの国家に委ねられています。また統計はそれぞれ別に集められていることから簡単に集計できません。この部分の統計のいくつかはUK全体の数字ですが、ほとんどはイングランドだけの数字となります。
- ※3 Office for Standards in Education, Children's Services and Skillsの略
- ※4 Department for Children, Schools and Familiesの略
- ※5 Fostering Networkの略
- ※6 British Association for Adoption & Fosteringの略
- ※7 2010年はおおむね1ポンド130～150円の間で推移しています。120ポンドはおおむね16,000～18,000円となります。日本では里親手当は月額7万2,000円です。
- ※8 薬物等の依存や暴力、性非行、非行自殺行動や情緒的行為上の持つ子どもたち。
- ※9 Foster care panelを指します。



編集後記



担当編集委員 西郷泰之

児童虐待相談の急増、施設養護9割、家庭の養護1割という現状を背景に、改めて里親の意義や重要性が再認識され、里親委託の拡大が各方面から要請されています。ところが、こうした社会的要請や子どもの成長発達上の要請に応え切れていないのが実態です。加えて里親によるケアの質の安定・向上のための「里親支援」の取り組みも社会的な大きな課題になってきています。ひと口に「支援」といってもその方法も主体も多様です。そこで今回は特集のテーマを「里親支援」とし、幅広い立場からの議論を紹介することで、今後の里親制度の充実と発展を通じ、子どもの権利擁護と自己実現に資したいと考えました。

「里親支援」という名称から里親の苦労を軽減するための施策のようにも見えます。しかし「里親支援」とは、里子の成長発達を保障するための適切な

児童虐待相談の急増、施設養護9割、家庭の養護1割という現状を背景に、改めて里親の意義や重要性が再認識され、里親委託の拡大が各方面から要請されています。ところが、こうした社会的要請

ケアを行うことを目的としたソーシャルワークであることが本号から確認されたように思います。加えて当事者としての里子自身の養育計画策定への参加・参画や、里子の組織化などによる里子の視点の明確化なども重要なポイントとして見えてきました。

本誌の最後にイギリスの例が紹介されています。例えば里親希望者に対する継続的なグループミーティングによる丁寧な説明がされていました。また里親の家庭調査などの情報収集もアセスメント担当ワーカーが、家庭訪問も含み極めて詳細で多角的に行っています。加えて職員体制も子どもの権利を保障するため、里親のスーパービジョン担当のソーシャルワーカーとともに、子ども担当のソーシャルワーカーを置いて両方で協議を行うなど、子どもの視点の確保やアドボカシーが可能な体制になっていました。

今後は子どもの視点を重視しながら、里親やその家族と里子への十分な説明や情報提供と、マッチングなどの際の判断根拠の丁寧な収集が必要になるでしょう。つまり「説明と根拠に基づいた判断」(informed and evidenced judgement)の確立がわが国の「里親支援」の課題ではないでしょうか。

〔編集委員長〕

あみの たけひろ 東京家政大学家政学部
網野 武 博 児童学科 教授

〔編集委員〕

おおた いっぺい 児童養護施設八楽児童寮 寮長
太田 一平 社会福祉法人和敬会 理事長

おかもと まさこ 大阪教育大学教育学部 教授
岡本 正子

おぎぞ ひろし 児童養護施設 房総双葉学園
小本 曾宏 園長

かたおか れいこ 立正大学大学院心理学研究科
片岡 玲子 講師

さいごう やすゆき 大正大学人間学部
西郷 泰之 人間福祉学科 教授

うちだ たかふみ (公財)資生堂社会福祉事業財団
内田 隆文 理事長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川美保

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.69 2010-10 世界の児童と母性

年2回発行
2010年10月1日発行

編集・発行者
公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-3574-7408
ファクシミリ 03-3289-0314
URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
